

附 属 资 料

附属資料 目次

附属資料 1 東日本大震災に関する各府省庁の取組

津波避難対策の充実・強化	附- 1
「安心・安全公共コモンズ」の普及促進	附- 1
情報流通連携による災害時の生活安全の確保	附- 2
大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する 検討	附- 2
通信設備の安全・信頼性対策に係る技術基準の見直し	附- 3
津波警報の改善	附- 3
長周期地震動に関する情報の発表	附- 4
警察における災害対策の見直し	附- 4
救助技術の高度化	附- 5
緊急消防援助隊の効果的な運用の検討	附- 5
消防防災体制の充実強化	附- 6
大規模災害時における消防団活動の在り方の検討	附- 6
大規模災害発生時における消防本部の初動活動のあり方の 検討	附- 7
救急業務の在り方の検討	附- 7
災害医療体制の見直し	附- 8
海上保安庁の災害対応体制の強化	附- 8
支援物資等の調達・輸送調整	附- 9
農林水産省における震災応急業務体制の見直し	附- 9
災害時を想定した流通サプライチェーンの強靱化	附- 10
災害時石油供給対策	附- 10
支援物資の輸送	附- 11
官邸の危機管理機能の強化	附- 11
災害応急対策に関する検討	附- 12
震災後の建物被害調査と再建支援を統合したシステムの 自治体への実装	附- 12
緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の体制強化	附- 13
災害に強い電子自治体に関する検討	附- 13
避難所の生活環境対策	附- 14
被災者の生活再建支援	附- 14

特別行政相談活動による被災者支援	附-15
国有財産の活用	附-15
災害時要援護者対策	附-16
男女共同参画の視点による対策	附-16
中央防災会議「防災対策推進検討会議」	附-17
東日本大震災を踏まえた防災基本計画の修正	附-17
防災訓練の充実・強化	附-18
地域防災計画の見直しへの支援	附-18
大規模・高層建築物における防災管理体制の強化	附-19
危険物施設等の地震津波対策	附-19
学校施設における安全性の確保・防災機能の強化	附-20
海岸防災林の復旧・再生による津波対策	附-20
電気設備の地震津波対策	附-21
都市ガスの災害対策の見直し	附-21
LPガスの保安対策	附-22
高圧ガス分野における地震・津波対策	附-22
下水道施設の耐震対策・耐津波対策の推進	附-23
地方公共団体における下水道BCP策定の促進	附-23
東日本大震災を踏まえた土砂災害対策	附-24
「津波防災地域づくりに関する法律」の制定	附-24
国土審議会政策部会防災国土づくり委員会の提言	附-25
東京圏の中核機能のバックアップに関する検討	附-25
東北圏をはじめとする広域地方計画の総点検・見直し	附-26
首都直下地震等に対する鉄道の防災・減災対策	附-26
港湾における地震・津波対策	附-27
空港における津波対策	附-27
海岸における地震・津波対策	附-28
河川における地震・津波対策（1）	附-28
河川における地震・津波対策（2）	附-29
河川における地震・津波対策（3）	附-29
テレワーク普及推進対策	附-30
「東日本大震災アーカイブ」の構築	附-30
津波災害総合シナリオ・シミュレータを活用した 津波防災啓発活動の全国拠点整備	附-31

	学校における防災教育・防災管理等の見直し	附-31
	タイの洪水被害への国際緊急援助隊の派遣	附-32
	災害対処の能力の向上	附-32
	海溝型地震・津波に関する総合調査	附-33
	海底地震・津波観測網の整備	附-33
	地震調査研究の在り方及び地震に関する評価方法の 見直し	附-34
	国際緊急共同研究・調査支援プログラム（J-RAPID）	附-34
	東日本大震災に関する地理空間情報の提供	附-35
	地震・津波対策に資する海洋情報の収集	附-35
	都市機能が集積した地域における安全確保策の強化	附-36
	首都直下地震に係る首都中枢機能確保の検討	附-36
	都市部を中心とした防災・減災力向上のための取組	附-37
	火山観測・監視体制・防災情報の強化	附-37
	台風・集中豪雨等に対する防災情報の強化	附-38
附属資料2	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の概要	附-39
附属資料3	1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位	附-39
附属資料4	阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較	附-40
附属資料5	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の震度分布	附-41
附属資料6	震源域における断層面のすべり分布	附-42
附属資料7	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の余震の 活動状況	附-43
附属資料8	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による津波の 岩手県から福島県までの浸水範囲図	附-44
附属資料9	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震を原因とする 津波	附-45
附属資料10	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による津波の 観測状況	附-46
附属資料11	東北地方太平洋沖地震の津波による浸水高と想定3地震の 想定津波高の比較	附-47
附属資料12	海岸堤防により減災した事例	附-48
附属資料13	海岸防災林の被災状況と津波に対する効果	附-56
附属資料14	東日本大震災における被害額の推計	附-57
附属資料15	自然災害による死者・行方不明者数	附-58

附属資料 16	自然災害による死者・行方不明者内訳	附-59
附属資料 17	我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況	附-60
附属資料 18	我が国における近年の主な自然災害	附-61
附属資料 19	戦後の防災法制度・体制の歩み	附-62
附属資料 20	災害対策に関する主な法律	附-63
附属資料 21	防災基本計画の修正履歴	附-65
附属資料 22	災害対策基本法制定から現在までの社会環境の変化	附-66
附属資料 23	平成23年以降に発生した主な災害における各府省庁の 対応	附-69
	23-1 霧島山（新燃岳）の噴火	附-69
	23-2 平成23年台風第6号	附-70
	23-3 平成23年7月新潟・福島豪雨	附-70
	23-4 平成23年台風第12号	附-71
	23-5 平成23年台風第15号	附-73
	23-6 平成23年11月からの大雪	附-74
	23-7 平成24年5月に発生した突風等	附-75
附属資料 24	緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況	附-77
附属資料 25	政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降）	附-78
附属資料 26	過去5年の激甚災害の適用実績	附-79
附属資料 27	被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について	附-80
附属資料 28	災害救助法の適用実績	附-82
附属資料 29	年度別防災関係予算額	附-85
附属資料 30	防災関係予算額の推移	附-86
附属資料 31	防災関係予算内訳割合の推移	附-87
附属資料 32	わが国の主な被害地震（明治以降）	附-88
附属資料 33	気象庁震度階級関連解説表	附-89
附属資料 34	住宅の耐震化の状況	附-93
附属資料 35	公立小中学校施設の耐震化の状況	附-94
附属資料 36	病院の耐震化の状況	附-95
附属資料 37	防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況	附-95
附属資料 38	国の庁舎の耐震化の状況	附-96
附属資料 39	大規模地震対策特別措置法等による東海地震対策	附-97
附属資料 40	東海地震に係る地震防災対策強化地域 （市町村一覧，平成24年4月1日現在）	附-98

附属資料41	地震対策緊急整備事業計画	附-99
附属資料42	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する 特別措置法による東南海・南海地震対策	附-100
附属資料43	東南海・南海地震防災対策推進地域 (市町村一覧, 平成24年4月1日現在)	附-101
附属資料44	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 (市町村一覧, 平成24年4月1日現在)	附-103
附属資料45	地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等	附-104
附属資料46	津波予報区	附-105
附属資料47	火山防災対策の取組状況	附-106
附属資料48	学習指導要領等における主な防災教育関連記述	附-107
附属資料49	1900年以降の主な自然災害の状況(世界)	附-112

消防庁 **津波避難対策の充実・強化** **迷わない避難行動及び安全な避難支援者の行動**

◇背景
 未曾有の被害をもたらした東日本大震災を契機として、また、今後発生が懸念される南海トラフの巨大地震等の大規模な地震災害及びそれに伴う津波災害への対応を踏まえ、都道府県及び市町村においては、津波対策の見直しが急務となっている。

◇取組の概要
 津波被害軽減のためには、「避難すること」が重要であることから、地方公共団体における津波避難対策の充実・強化に向けて、有識者及び地方公共団体の防災担当者等による検討会を開催し、「津波対策推進マニュアル（H14.3）」の改訂等に向けた検討を行う。

【津波対策推進マニュアルの改訂等に向けた検討(検討会の開催)】

(調査内容)
 ・地方公共団体の対応状況 ・住民の津波に関する体験 等

(検討内容)
 ①津波避難計画の作り方
 避難困難地域の把握、避難場所・避難路の指定・設定、津波及び避難に関する伝達体制・伝達方法、住民の防災意識向上のための方法 等
 ②住民参加による津波避難訓練(実働訓練)の在り方 等

※検討会と並行して、市町村においてワークショップを開催し、具体的な津波避難計画を作成し、検討状況及び結果を検討会にフィードバックする。

実践的な津波避難対策の実施へ

■津波避難計画の策定状況

(H23.7.31現在)

■実践的な津波避難訓練 (和歌山県海南市)

(「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」報告書(H23.12)より)

■津波避難計画の概念図

(「津波対策推進マニュアル検討報告書(H14.3)」より)

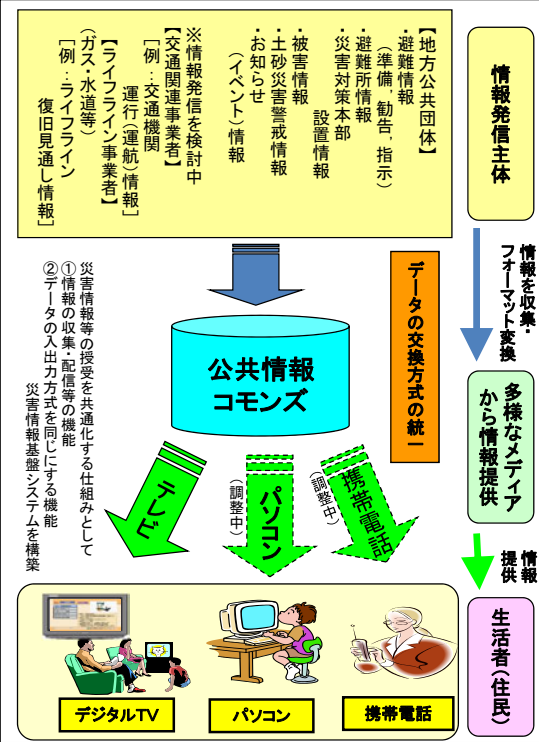
◇参照先: 津波対策推進マニュアル検討報告書 http://www.fdma.go.jp/html/new/tsunami1403/tunami_index.html
 「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」報告書(H23.12) http://www.fdma.go.jp/disaster/chikikibousai_kento/index.html
 津波災害への備え <http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/tsunamisaisai/index.html>

総務省 **「安心・安全公共コモンズ」の普及促進** **迅速な情報収集と確実な情報伝達**

◇東日本大震災から得られた教訓
 防災行政無線での避難勧告や避難指示を地域住民に伝達する機能に限界が見られたため、情報伝達手段の多様化(防災行政無線を補完できる情報伝達手段の確保)が必要である。

◇「安心・安全公共コモンズ」とは
 安心・安全に関わる公的情報等、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤。
 地方公共団体、ライフライン関連事業者等公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者等その情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効率的な情報伝達が実現できる。
 全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になる。

◇取組の概要
 「安心・安全公共コモンズ」のコンセプトを実現するサービスとして実運用が開始されている「公共情報コモンズ」の全国普及に向けて取り組んでいる。
 平成24年3月末現在で12府県が参加。
 「安心・安全公共コモンズ」：施策としての名称
 「公共情報コモンズ」：実運用されているサービス(財)マルチメディア振興センターが運営。



◇参照先: 総務省 http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictryou/02ryutsu06_03000032.html

総務省	情報流通連携による災害時の生活安全の確保	迅速な情報収集と確実な情報伝達
-----	----------------------	-----------------

◇東日本大震災から得られた教訓

今次の東日本大震災では様々な面で生活の安全が脅かされた。地震発生時には安全な避難経路の確保等が問題となり、また、食の安全性の確保についても課題となっている。これらの様々な問題に対応すべく、ICTの利活用による情報流通連携を促進し、生活の安全を確保することが求められている。

◇取組の概要

具体的には、以下の①②のモデルケースにおいて実証実験を実施しつつ、多様な情報の流通・利活用のためのガイドラインの策定に向けた取組を実施する。

①災害時の生活安全の確保に資する精密ハザードマップの作成等を実現するための、地盤情報を活用したクラウドサービスの開発推進

②食の安全性の確保に資する、食品トレーサビリティ情報の効率的な記録・活用の推進

◇イメージ図

◇参照先: 総務省 <http://www.soumu.go.jp/shinsai/index.html>

総務省	大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討	迅速な情報収集と確実な情報伝達
-----	------------------------------	-----------------

■本検討会は、国民生活や産業経済活動に必要な不可欠な基盤として重要性を有する通信インフラにおいて、東日本大震災の発生により、広範囲にわたり、輻輳や通信途絶等の状態が生じたことを踏まえ、緊急事態における通信手段の確保の在り方について検討することを目的として平成23年4月から開催。学識経験者のほか、電気通信事業者をはじめとする主要なICT関連企業・事業者団体が構成員として参加。

■平成23年12月27日に最終取りまとめ。最終取りまとめにおいては、国・電気通信事業者等の各主体が今後取り組むべき事項を整理。

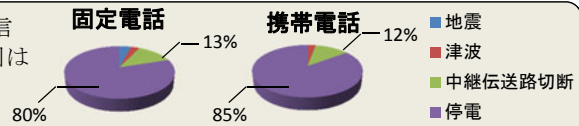
● 最終取りまとめ「アクションプラン」に基づき今後取り組むべき事項

<p>1. 緊急時の輻輳状態への対応の在り方</p> <p>1. 音声通話の確保 <例> 交換機等の設計容量の見直し等による破通能力の向上 国等 事業者 災害時優先通話の安定的な利用確保 国等</p> <p>2. 音声通話以外の通話手段の充実・改善 <例> 災害用伝言サービスの高度化(横断的な検索) 国・事業者</p> <p>3. 災害時の通話手段に関する利用者等への情報提供 <例> 輻輳時に音声ガイダンスによる災害用伝言板等への誘導 事業者</p> <p>4. 輻輳に強いネットワークの実現 <例> 耐輻輳性を重視した新技術の開発・検証 国等</p> <p>3. 今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方</p> <p>1. ネットワークの耐災害性向上 <例> ネットワークの安全・信頼性確保の在り方についての検討結果を技術基準に反映 国等 ネットワークの耐災害性向上のための研究開発 国等</p> <p>2. 災害に即応できる体制整備 <例> 非常通信協議会の見直し 国・事業者</p>	<p>2. 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方</p> <p>1. 被災した通信設備の応急復旧対応 <例> 緊急通報のローミングの早期実現に向け、課題の解決等を図るための検討</p> <p>2. 被災地や避難場所等における通信手段の確保・提供等 国・事業者 <例> 自治体等への衛星携帯電話等の速やかな貸与 国等 災害時等における通信手段として重要な公衆電話についての取組 国・事業者</p> <p>3. 電源の安定的な確保 <例> 燃料確保・輸送に関する関係行政機関の連携 国等</p> <p>4. 緊急情報や被災状況等の情報提供 <例> 携帯電話の緊急速報メールの有効活用 事業者</p> <p>4. 今回の震災を踏まえた今後のインターネット活用の在り方</p> <p>1. インターネット接続機能の確保 <例> 通信全体の疎通性の確保のため帯域制御の運用基準に関するガイドラインの見直し 国・事業者</p> <p>2. インターネットの効果的な活用 国・事業者 <例> インターネットの効果的な活用事例の収集・共有 国・事業者</p> <p>3. クラウドサービスの活用 国等 <例> 自治体クラウドへの移行支援 国等</p> <p>4. 災害発生時に備えた通信事業者の協力体制の構築 国等 <例> 異なる通信サービス間での効率的かつ即時の通信リソース融通のための研究開発</p>
--	--

◇参照先: 大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000043.html

東日本大震災等による被害の要因等

○東日本大震災や平成23年台風12号等による電気通信設備の被害要因を分析した結果、最も大きな被害要因は「停電」、次いで「中継伝送路の切断」であった。



○また、東日本大震災では、安否確認等のために携帯電話等に膨大な通信量が発生し、通信輻輳が発生したため、重要通信（緊急通報及び災害時優先電話）を確保するために通信規制を実施。

通信設備の安全・信頼性基準の見直し

○情報通信審議会において、上記の被害要因等を踏まえ、以下の分野ごとに通信設備の安全・信頼性に係る技術基準の見直しの方針を検討。平成24年2月17日一部答申。

対策の分野	見直しの方針(主なもの)
停電対策	・災害対策等の中核的な拠点(都道府県庁や市町村役場等)をカバーする通信設備について、大規模かつ長時間の停電を考慮した対策強化 等
中継伝送路切断等の対策	・交換設備相互間の中継回線の複数経路化の徹底 ・大規模なループ構造のネットワークの信頼性強化 ・基幹的な電気通信設備(認証設備等)の地理的分散 等
津波・冠水対策	・地方公共団体が作成するハザードマップ等の被災想定を考慮した対策
通信輻輳対策・重要通信確保	・通信規制時の疎通データを保存・分析し、通信容量や通信規制の実施ルールを見直し 等

○上記答申を踏まえ、総務省としては、関係省令等の改正案について、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、5月1日までパブリックコメントを実施。

◇参照先: 情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/ipnet/ipnet.html

◇東北地方太平洋沖地震における津波警報等の課題
 ○地震発生3分後に発表した津波警報第1報での地震規模推定が過小評価となり、また、評価が過小である可能性を認識できなかった。
 ○国内の広帯域地震計が振り切れたため、地震発生約15分後に計算されるべきモーメントマグニチュードが計算できず、津波警報更新の続報が迅速に発表できなかった。また、沖合の海底水圧計(津波計)のデータを利用した津波警報更新の手段が不十分であった。
 ○予想される津波の高さ区分に対応した防災対応が必ずしもとられていなかった。

取組の概要

- 「東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえた津波警報改善に向けた勉強会」を開催(平成23年6月～9月)
- 「東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえた津波警報の改善の方向性について」を公表(平成23年9月12日)
- 「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会」を開催(平成23年10月～平成24年1月)
- 「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」を公表(平成24年2月7日)

改善の概要

- 巨大地震に対しては、地震規模の過小評価の可能性を速やかに認識できる監視・判定手法を導入する。過小評価の可能性があると判定した場合は、当該海域で想定される最大マグニチュード等を適用するとともに、予想される津波の高さは、数値ではなく「巨大」等定性的表現とし、安全サイドに立った津波警報の第1報を発表する。
- モーメントマグニチュードを迅速かつ安定的に求めるため、大きな揺れでも振り切れない広帯域地震計を整備する。沖合にブイ式海底水圧計を整備するとともに、他機関も含めた沖合津波観測データを活用するための技術開発を進める。
- 津波の高さ予想の区分は、津波予測の誤差やとりうる防災対応の段階等を踏まえて現行の8段階から5段階とする。
- 観測された津波の高さは、予想されている津波の高さ区分よりも十分小さい場合は、「観測中」と定性的表現で発表する。

今後の予定

- 平成25年3月を目途に改善内容を反映した津波警報の運用を開始する予定

津波警報の改善策

地震規模の過小評価を最大限回避

- ◆地震規模の過小評価の可能性を速やかに認識する監視手法を導入
- ◆過小評価と判定した場合は、当該海域で想定される最大マグニチュードを適用

津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

警報・注意報の分類	津波の高さ予想の区分	発表する津波の高さ	
		数値表現	定性的表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	0.2m～1m	1m	(表記しない)

- ・津波の高さ予想の区分 ⇒ 現行の8段階から5段階に
- ・地震規模を過小評価と判定⇒津波の高さを定性的表現

より確度の高い警報の更新

- ①広帯域強震計の整備(全国80箇所)
・迅速・正確な地震規模推定のための技術開発
- ②ブイ式海底津波計の整備(東北地方太平洋沖3箇所)
・沖合津波観測の強化と活用のための技術開発

津波観測情報の内容と表現方法

警報・注意報の分類	第1波	最大波
大津波警報	・到達時刻 ・押し、引き(第1波の高さは発表しない)	数値で発表する基準
津波警報		観測値>1m (基準以下は「観測中」)
津波注意報		観測値≥0.2m (基準未達は「観測中」) すべて数値で発表 (ごく小さい場合は「微弱」)

- ・沖合での津波観測情報を従来の観測情報とは別に新設

◇参照先: 津波警報の改善について(気象庁ホームページ)http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tsunami_keihou_kaizen/index.html

◇取組の概要
 ○東北地方太平洋沖地震では、大阪市内や東京都内等の高層ビル上層階で大きな揺れとなる等、長周期地震動による被害が発生
 →震度では、長周期地震動による高層ビル等での揺れを評価できないことが課題
 ○気象庁では、平成23年度、有識者及び関係機関からなる「長周期地震動に関する情報のあり方検討会」を立ち上げ、長大構造物に影響を及ぼす長周期地震動による人的・物的被害の早期把握といった地震直後の初動対応のため有効な情報提供の在り方について検討

検討会の結果

○情報の基本的な在り方
 ・一般の住民に理解される分かりやすいものであること
 ・施設管理者、防災関係機関が執るべき防災対応に役立つ情報であること
 ・行動判断等利用者の初動対応に役立つものであること

○情報の対象
 高層ビル（概ね14,15階建以上）を対象として情報を発表（地震動の周期としては、1～2秒から7～8秒までを対象）。石油タンク事業者や長大橋の管理者等が利用可能な情報の提供についても検討。

○情報の発表のタイミングと内容
 大地震発生直後には、津波警報や地震情報等が多数発表される中で、新たに長周期地震動に関する情報を発表するとさらに情報過多となるおそれがある。このため、情報は、できる限り既存の情報体系の中に簡潔に組み込みつつ、地域毎に長周期地震動が発生していることを知らせる迅速で簡潔な情報と、地点毎に高層ビルでの揺れの大きさや被害発生可能性を示す、より詳細な情報の二段階で発表。
 【今後のスケジュール】
 H24年/夏頃 長周期地震動の指標、具体的な発表の方法、発表対象地域及び発表手段の決定
 H25年/春頃 情報発表開始予定

【長周期地震動の特徴とその被害】

超高層ビルや石油タンク等の被害

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震では、大阪市(震度3)や東京都(震度5弱～5強)の高層ビル上層階で大きな揺れとなり、什器の転倒等が発生

【発表のタイミング及び内容】

津波警報・注意報、津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報、津波観測に関する情報

地震発生 → 緊急地震速報 (1分30秒) → 震度速報 (3分) → 震源・震度に関する情報 (5分～10分) → 津波観測に関する情報

HPや携帯端末等で長周期地震動が発生した地点における、高層ビルでの揺れの大きさや被害発生可能性を示す情報を提供。より詳細な情報を利用者の判断で活用

長周期地震動が発生していることをお知らせする情報。情報過多による混乱を与えない範囲で、地域単位(〇〇県北部等)で発表し、初動対応に役立てる

◇参照先: 長周期地震動に関する情報のあり方検討会 http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tyoshuki_kentokai/index.html

◇取組概要
 東日本大震災により甚大な被害が発生する中、警察は全国警察一体となって災害警備活動を推進し、現在も福島県へ全国から特別派遣を継続しているところ。

警察としては、被災者の救出・救助活動や被災地におけるパトロール等により住民の安全、安心を確保し、国民の期待に応えた一方で、警察官や警察施設に多大な被害が発生したことも含め、警察運営上の反省・教訓が明らかになった。

これらの反省・教訓を踏まえ、現在の災害対策を検証し、今後の大規模災害の発生に備え、万全を期すことが不可欠と認識。

このため警察庁に「災害対策検討委員会」を設置し、東日本大震災の対応で得られた反省・教訓事項や政府レベルで策定される各種方針を踏まえ、警察庁、都道府県警察等における災害対策の見直しを幅広く検討中。

具体的には、大規模災害発生時に長期間にわたって警察活動を行う「警察災害派遣隊」を新設するほか、首都直下地震の発生を見据え、業務継続体制を見直し、バックアップ施設を多重化して業務継続性を確保するとともに、防災業務計画を改定する等危機管理体制の再構築を推進中。

災害に係る今後の危機管理体制について

— 広域的な部隊運用の拡充と首都直下地震を見据えた業務継続性の確保 —

平成24年3月 警察庁

災害に係る危機管理体制の再構築に関する検討状況

- 警察災害派遣隊の新設**
大規模災害発生時において、全国警察から選出された被災地へ派遣する部隊を拡充するとともに、長期間にわたって警備活動を行う部隊を新たに編成
- 業務継続性の確保**
首都直下地震の発生を見据え、警察庁における業務継続体制の見直しやバックアップ施設確保、都道府県警察でも業務継続計画を策定するよう指導
- 防災業務計画の改定**
これまで震災対策の一部とされていた「津波災害対策」を独立させるとともに、避難誘導を始めとする警備措置を具体的に記述、対策体系化

警察災害派遣隊
 新設部隊: 全国から選出された被災地へ派遣する部隊約4,800人 → 最大約1万人に拡充
 一掃部隊: 災害発生時の捜索・救助・警戒・交通規制等の実施
業務継続性
 情報伝達・意思疎通の迅速化、業務継続体制の見直し、バックアップ施設の多重化
防災業務計画
 都道府県警察に対する業務継続性の確保

組織的な連携のための事前協議
津波災害発生時の対応

◇参照先: 警察庁・東日本大震災について <http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/index.htm>

消防庁	救助技術の高度化	生命を守る救命・救助・救急医療の充実
-----	----------	--------------------

◇目的
大規模な地震により、建物が倒壊/座屈した救助現場において、他の消防機関からの応援部隊を含めた多数の消防部隊や関係機関が連携した、効果的な救助活動のための方策を検討

◇検討の背景等

- 発生が懸念されている南海トラフ地震及び首都直下地震等においては、倒壊/座屈建物での救助事案が多数発生する危険性が予測される。
- このような都市型検索救助(US&R)の技術や部隊運用は、米国や英国等では先駆的に実施されているが、我が国では、多くの部隊が連携した救助活動要領については、一部の消防本部が作成していることとまっている。
- 倒壊/座屈現場での救助活動では、長時間の活動、出動部隊のみでの完結活動の必要性、警察、医師等の多数の関係機関との連携活動の必要性、現場での意思決定・判断の範囲・権限の拡大等の特性を有する。

◇検討の方法

- 過去の事故事例（平成17年のJR西日本福知山線列車事故、平成23年の町田市大型スーパー崩落事故等）、高度救助資機材等の検証結果、英国救助体制等の調査、国内で作成された消防本部の活動要領等を検討。
- 現実に即した救助活動モデル（6階建オフィスビルの座屈）を想定し、指揮隊、救助隊、救急隊等に加え、医療機関、警察等の活動を時間の推移とともに整理、連携の在り方を検討。
- 消防本部の組織規模、受援状況等の差異があることを踏まえ、中・小消防本部でも活用できるように、応援消防部隊等との連携を前提に、標準的な活動を中心に検討。
- 検討結果を踏まえつつ、救助の標準的な活動内容と留意事項等を示した「救助活動要領」を作成。

◇救助活動要領の主な内容

- 情報の把握
出場段階、現場到着、救助活動開始及び活動終了までの各段階で確認すべき内容、情報収集先、報告等の情報の把握に関する事項
- 活動区域の設定等
現場指揮本部、消防警戒区域、救助活動区域、退避エリア、現地調整所、避難場所、休憩場所等
- 各隊の救助活動
 - <各隊共通事項>
安全管理：安全管理員の配置、監視のポイント、地震警報器の活用
労務管理：活動隊員の休憩時間・休憩場所の確保
 - <指揮隊の活動>
安全管理、各隊の活動状況の把握、警防本部への報告等
 - <救助隊の活動>
救助活動方針の決定、安全管理員の選任、活動ローテーション等
 - <消防隊の活動>
救助隊・指揮隊・救急隊への活動支援
- 関係機関等との連携
現地調整所における、消防団、医療関係者等との連携・調整事項、調整のポイント 等

※活動要領については、津波災害等の大規模災害時の活動にも一部準用可能な内容となっている。

◇結果
今後、各消防本部において、本救助活動要領を参考にして、それぞれの地域の状況に合った独自の活動マニュアルを作成するとともに、実効性の高い教育・訓練を実施し、倒壊/座屈建物の救助に係る活動能力の向上を期待

◇参照先： 消防庁 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2403/240322_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

消防庁	緊急消防援助隊の効果的な運用の検討	生命を守る救命・救助・救急医療の充実
-----	-------------------	--------------------

◇東日本大震災から得られた教訓

- 緊急消防援助隊の対応力を緊急に補強することが必要
- 東日本大震災での活動を踏まえ、より効率的・効果的な活動実現のための運用方法等の検討が必要

◇取組の概要

○ 国有財産の無償使用制度（「消防組織法」第50条）を活用した車両等の緊急整備

整備車両等
海水利用型消防水利システム、人員輸送車、全地形対応車、資機材搬送車、燃料補給車 等

○ 緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会の開催

会議の委員については、ブロック毎の都道府県消防防災主管課長、大都市消防本部警防担当課長相当職等により構成され、東日本大震災における被害状況や消防庁の対応、緊急消防援助隊の活動概要について確認し、今回の災害対応において抽出された課題（緊急消防援助隊の出動に係る課題、緊急消防援助隊の効果的かつ実効的な運用等）について審議し、その課題と解決に向けた方向性や緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び受援計画の見直しについて検討を行った。

【平成23年度補正予算による整備車両等】



【緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会の様子】



◇参照先： 緊急消防援助隊 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList5_5_2.html
緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会 <http://www.fdma.go.jp/ugoki/h2405/22.pdf>

<p>◇取組の概要</p> <p>○東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制の在り方について検討</p> <p>第26次消防審議会において、平成23年6月から5回にわたる審議を経て、平成24年1月30日に取りまとめを行った。概要は以下のとおり。</p> <p>基本的な考え方</p> <p>東日本大震災における被害や応急活動等を踏まえ、抽出した課題に対する詳細な調査・検討を行い、今後の国民の安全・安心の確保のため、消防本部、消防団、自主防災組織等の充実による消防防災体制の整備を目指す必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地震・津波対策の推進と地域総合防災力の充実・強化について 防災活動の検証等を通じて、今後の大規模地震に備え、地域における総合的な地震・津波対策を確立する必要がある。 消防職団員の活動の在り方等について 消防職団員は今回の大震災でその活動を高く評価された一方で、安全対策等に課題を残した。今回の活動の検証を行い、大規模災害時における対応を講じる必要がある。 緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等の在り方について 東日本大震災での活動を踏まえ、今後の大規模地震において効果的・効率的な活動を行うため、主として「長期に及ぶ消防応援活動への対応」、「消防力の確実かつ迅速な被災地への投入」という観点から今回の活動の検証を行い、対応を講じる必要がある。 民間事業者における地震・津波対策について 東日本大震災を踏まえた以下のような対応が必要である。 <ol style="list-style-type: none"> 危険物施設等の地震・津波対策の在り方について <ul style="list-style-type: none"> 危険物施設における配管の耐震性能等の再確認や災害時の緊急停止措置等 石油コンビナート施設における地震及び津波の発生頻度に応じた対策の実施 防火・防災管理体制の強化等について <ul style="list-style-type: none"> 大規模・高層の建築物を始めとする建築物における防火・防災管理体制の強化等に関する検討 建築物の耐震性の向上及び消防用設備等の耐震対策の促進 <p>審議会の答申を踏まえ、できるだけ速やかに所要の措置を講じるとともに、消防庁内の各種検討会において引き続き検討を行う。</p>	<p style="text-align: center;">答申までの審議経過</p> <p>【第1回】(6月27日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の状況把握(被害状況及び消防の活動状況等、実際の災害現場からの声、関係団体からの要望等) <p>【第2回】(8月24日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波からの避難、緊急消防援助隊の活動と今後の課題について審議 その他検討会の経過報告 等 <p>【第3回】(10月6日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波対策、緊急消防援助隊について審議 第1回、第2回の議論を踏まえた論点整理 その他検討会の経過報告 等 <p>【第4回】(11月24日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 答申(案)について審議 その他検討会の経過報告 等 <p>【第5回】(12月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 答申(案)について審議 その他検討会の結果報告 等 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">平成24年1月30日</p> <p style="text-align: center;">「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方について」答申</p> <p style="font-size: small;">※ 審議に当たっては、庁内の個別課題に対する検討会等と相互に連携し、本審議会においてこれらの検討状況を随時報告するとともに、庁内の各個別検討会においても、本審議会の方針を踏まえ検討。</p>
---	---

◇参照先: 消防審議会 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/shingi.html

<p>◇ 取組概要</p> <p>東日本大震災における消防団活動を検証し、今後の大規模災害時における消防団活動の在り方及び団員の安全確保並びに平常時における住民の防災意識の向上のための啓発の在り方等を検討し、地域コミュニティの核としての消防団の充実強化を図るもの。</p> <p>◇ 中間報告書概要</p> <p>○東日本大震災時、消防団は、水門等の閉鎖や住民の避難誘導、救助活動等を献身的に行った。</p> <p>○一方で、活動中に多数の犠牲者が生じた(死者・行方不明者254名(うち公務中198名))。</p> <p>○消防団員に多くの犠牲が出た要因</p> <ol style="list-style-type: none"> ①想像を超えた津波、②津波の最前線一危険が逼迫した状況での対応力を超えた任務、③情報の不足、④地域住民の防災意識の不足 <p>○津波災害時の消防団員の安全確保対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地震・津波の監視・観測体制の強化と津波警報の改善 ②退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化 ③退避の優先(津波到達予想時間が短い地域は退避が優先) ④津波災害時の消防団活動の明確化(水門等の閉鎖活動の最小化、避難誘導活動等の最適化) ⑤津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成 ⑥情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化 ⑦消防団の装備及び教育訓練の充実 ⑧住民の防災意識の向上、地域ぐるみの津波に強いまちづくり 	<p>◇スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23.11:第1回検討委員会 ・H24.3:第2回検討会<中間報告> ・H24.6頃:第3回検討会 ・H24.8頃:第4回検討会<最終報告> <p>・安全確保対策等を中心に検討</p> <p>・充実強化等を中心に検討 消防団員の処遇改善・入団促進策、消防団による広域応援、住民の防災意識の向上(婦人防火クラブや自主防災組織との連携、少年消防クラブの取組を踏まえた学校との連携)等について検討</p>
---	---

活動可能時間の判断例

<活動可能時間が経過すれば活動途中でも退避>

※1 詰所が津波浸水想定区域内にある場合は、参集場所について要検討。
 ※2 海岸付近に勤務している消防団員は、詰所等へ参集せず水門等に直行する場合があります。
 ※3 浸水想定区域内においては、震源によっては、津波到達までに時間がないことも想定され、水門等の閉鎖を放棄し、自らの退避と住民の避難誘導等を優先する。

◇参照先: 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会(消防庁ホームページ) http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/index.html

消防庁	大規模災害発生時における消防本部の初動活動のあり方の検討	生命を守る救命・救助・救急医療の充実
------------	-------------------------------------	--------------------

◇取組の概要

- 東日本大震災における消防活動の検証を踏まえ、今後発生することが想定される大規模な地震や津波災害に対し、災害初期における対応策を中心に、大規模災害発生時における消防本部の効果的な活動の在り方や職員の安全対策を含め、消防本部が具体的にとるべき方策や留意事項を示すことを目的とするもの。
- 平成23年11月から平成24年3月まで、5回の検討会を行い、「大規模災害発生時における消防本部の初動活動のあり方について」報告書を取りまとめ、平成24年4月11日公表した。

◇報告書の概要

- 事前計画の策定及び訓練の実施
効果的な初動活動を行うには、事前に計画を策定しておくことが重要であり、また、当該計画に基づき十分な訓練を実施し、災害対応に備えておく必要がある。
- 震災時に必要となる事前計画等の内容
- 発災後の効果的な情報管理体制と災害対応体制の在り方
- 災害（津波を含む）発生状況に応じた活動方針（安全管理を含む）と、その決定時期及び方針決定のための判断要素
- 大規模災害発生時の部隊運用方策
- 消防団等との情報共有と連携の在り方



【津波被害を受けた消防署の状況】
(釜石大槌地区行政事務組合消防本部提供)

◇津波に対する消防職員の安全管理について

津波に対する安全管理は、津波到達前に退避することが基本となる。津波到達までに一定の時間があれば退避する時間等を踏まえた上で可能な活動を実施するが、津波到達までに活動できる時間がない場合や、活動中であっても退避するために限界の時間となれば、津波後の消防活動の継続を図るため、住民の避難誘導を行いながら、消防職員も住民とともに退避する。

活動可能時間の判断例

※活動可能時間が終了すれば活動中でも退避する。

活動可能時間 = ④ - (①+②+③)

◇参照先： 大規模災害発生時における消防本部の初動活動のあり方について
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatado_arikata_kento/index.html

消防庁	救急業務の在り方の検討	生命を守る救命・救助・救急医療の充実
------------	--------------------	--------------------

◇取組概要

救急出動件数は年々増加しており、平成23年には570万6,792件（速報値）と過去最高の件数となった。今後も引き続き救急需要の増大が見込まれる中、救急搬送体制の強化や救急業務の高度化等、救急業務の今後の課題やそれに対する対応策を検討し、必要な制度の見直しを行う必要がある。

また、東日本大震災においては、

- ・津波被害による道路事情の悪化
- ・搬送先医療機関の被災
- ・通信状況の悪化 等

の事情により、現場での救急活動が困難を極め、多くの問題点や課題がみられた。

こうしたことから、平成23年度、大規模災害時を含めた救急業務の在り方全般について必要な研究・検討を行うため、「救急業務のあり方に関する検討会」を設置した。

また、検討会の下に、大規模災害時における専門的な内容については、「災害時における救急業務のあり方に関する作業部会」を、また、JRC蘇生ガイドライン2010改正を踏まえた救急隊員等の活動に関する内容については、「救急隊員の救急蘇生ワーキンググループ」を設置して各々検討を行い、その検討結果を平成24年3月に報告書として取りまとめた。

今後、検討結果を踏まえ、更なる研究や必要な取組を行っていく。

【主要検討項目】

救急業務のあり方に関する検討会 主要検討項目

<p>本検討会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 救急車の搬送及び搬送者の搬入の実際に関する見直し 2. 救急業務の高度化 → JRCやJRC改訂後の見直し → 救急隊員との協働体制の構築 3. 高齢者が行う救急手続 → 認知症、高齢者介護職員、認知症高齢者、医療従事者等の活用 → 高齢者対応の促進 4. 救急安心センター 	<p>作業部会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 救急搬送体制の強化 → 搬送現場 2. 大規模災害時のメディア・IT活用 → 大規模災害時の現場のあり方 → 危機対応 3. 搬送までの搬送 → 到着までの搬送体制等の確保 → JRCやJRC改訂後の見直し 4. 搬送と搬送後の連携 → JRCやJRC改訂後の見直し → JRC改訂後の見直し 5. 搬送現場ヘリとドクターヘリとの連携 → ヘリ搬送に関する見直し
--	---

ワーキンググループ

1. JRC蘇生ガイドライン2010を踏まえた救急隊員の一次救命活動
2. JRC蘇生ガイドライン2010を踏まえた救急手続見直し活動
3. JRC蘇生ガイドライン2010を踏まえた口頭指導

**救急需要の増大に伴う
救急搬送体制の強化等の課題**

**東日本大震災における
様々な課題**

対応策等の検討

施策の見直し等必要な取組を実施

◇参照先： 平成23年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2403/240330_1houdou/02_houdoushiryoku.pdf

内閣府	支援物資等の調達・輸送調整	支援物資の円滑で確実な輸送
-----	---------------	---------------

◇背景
「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会（座長：林春男 京都大学防災研究所教授）」（平成23年8月設置）において、政府の実施した災害応急対策について検証し、中間とりまとめ（平成23年11月）において課題を整理した。

○物資調達・輸送調整に関する課題（抜粋）

- ・地方公共団体からの需要追従型であったため、被災者に必要な物資が適切なタイミングで供給できなかった。
- ・県の集積拠点までは、物資を届けることができたが、市町村・避難所への配送が滞留するケースがあった。
- ・一部の物資集積拠点では、民間ロジスティクスのノウハウを活用することで、在庫管理等が機能したが、それまでは、行政職員が対応しており、物資が集積拠点に山積した。
- ・ガソリンスタンドの被災状況や交通に関する情報等が不足したこともあり、全国からの燃料の供給体制が構築できたのは3月17日となった。

◇迅速・的確な物資調達・輸送のルール化（関係省庁等担当者会議の設置）
上記の課題等を受け、物資調達・輸送調整に民間とも連携しつつ円滑かつ確実に行う体制を構築するため、以下の事項等について具体的な検討を行う。

①いわゆる「プッシュ型」支援の導入
被災地からの正確な要請・ニーズが把握できなくても、国が物資を確保し輸送するいわゆる「プッシュ型」の物資支援の導入。

②物資調達・輸送の見える化
物資の調達状況や輸送の状況について関係機関で情報共有を図るとともに、調達の集計・分析、会計処理の円滑化等に資する観点からの物資調整シートに係るシステム高度化を進める。

【物資集積拠点の状況】



山積する支援物資



行政職員の手作業による物資の搬入

写真：阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター提供

【震災時の物流の状況概念図】



東日本大震災時の物流

輸送可能なルートや受入れ可能な集積所の確保・情報が不足
情報管理（全体の稼働効率等）
国・地方自治体等
（都府県単位）
1次集積地
2次集積地
配送
避難所等
各・地（支援地）
新機軸
自治体施設の不足
被災者に必要な物資
不備な物資の準備
プロではない国・自治体がオペレーションを行い、一部運送（日本発で、物資不足に懸念された）
情報システムの定常・情報伝達の不備による緊急対応の遅延
必要物資不足
品目別の不足
配送業者の準備が不十分

◇参照先： 東日本大震災における災害応急対策に関する検討会
http://www.bousai.go.jp/3oukyutaisaku/higashinihon_kentoukai/index.html

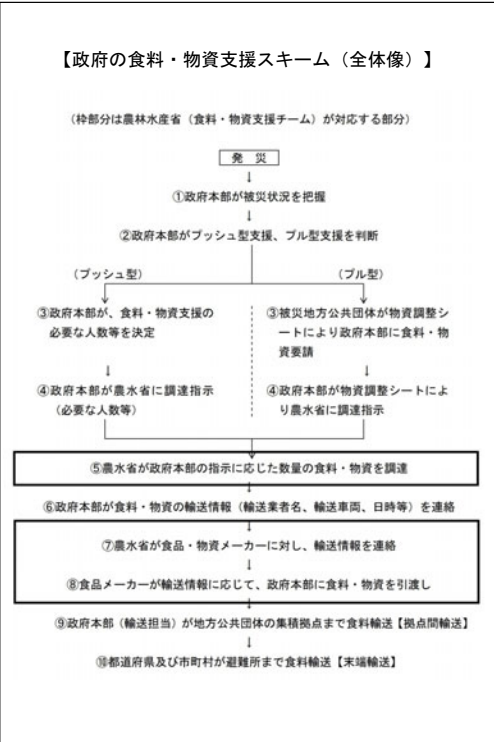
農林水産省	農林水産省における震災応急業務体制の見直し	支援物資の円滑で確実な確保・輸送
-------	-----------------------	------------------

◇東日本大震災から得られた教訓
東日本大震災において、
①発災直後は、被災地方公共団体の行政機能の麻痺、通信断絶等により、支援が必要な食料の量や輸送先の把握が困難であったため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組み（プッシュ型支援）が必要
②複数ルートで要請がなされたこと、品目ごとの1食当たりの量等について関係者間でルールが定められていなかったこと等から、要請の内容を逐一県に確認する必要が生じるなど食料の調達に混乱が生じたため、要請ルートの統一や調達する食料品目のメニュー化が必要
③発災直後は、輸送車両、ガソリン・軽油の確保が困難であったこと、高速道路に通行制限があったこと等、また、食料メーカーに食料の引渡場所が明確に指示されなかったこと等により、被災地への食料の到着に時間を要したため、集積拠点を経て、最終的に避難所まで迅速・確実に食料を輸送する体制の整備が必要
④災害時にも配合飼料を生産・供給できる体制の確保が必要
⑤木材供給側との情報共有は図られたが、住宅メーカー等需要側との情報共有も必要
⑥被災地域への国有財産の情報提供が迅速かつ効率的に行える仕組みの構築が必要等の教訓から震災応急業務体制の見直しを行う。

◇取組の概要
東日本大震災における検証を踏まえ、現行の災害対策マニュアル（震災対策編）を全面的に見直し、新たに「震災対応マニュアル」を作成。

1 新たな震災対応マニュアルポイント
①被災地方公共団体の要請を待たずに国が直接支援（プッシュ型支援）を行う手順の整備や支援物資の品目・量・単位の統一化
②飼料の安定供給体制の強化
③災害復旧用木材の調達・供給体制の強化

2 今後の対応
①定期的に訓練を実施するとともに、その結果を踏まえてマニュアルを点検・見直し
②政府全体におけるスキームの構築（応急食料支援、首都直下地震対策等）に応じてマニュアルを見直し



◇参照先： 農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/index.html>

経済産業省	災害時を想定した流通サプライチェーンの強靱化	支援物資の円滑で確実な確保・輸送
--------------	-------------------------------	------------------

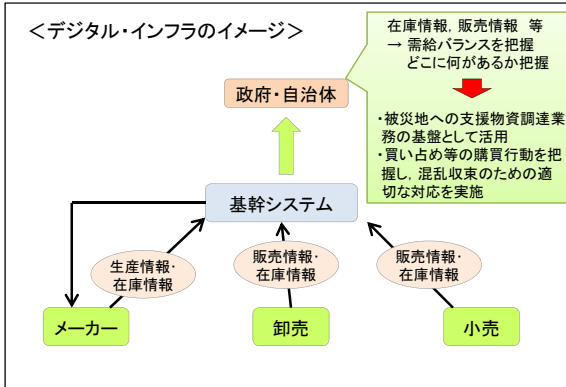
◇東日本大震災から得られた教訓
 東日本大震災において、食品・日用品等生活必需品の需給バランスや全国的な在庫状況等が不明なことから、被災地のみならず全国で局地的に生活必需品等の不足が発生し、消費者にとっては大きな社会不安となった。

◇取組の概要
 ○情報集約基盤（デジタル・インフラ）の構築
 災害時であっても生活必需品の円滑な配送・在庫配置・店舗販売が行われ、消費者に物資が届くようにする等、ITを活用した「デジタル・インフラ」を構築する。

▶ 消費者
 : 的確な情報が伝えられることで、生活必需品の確保や情報の錯綜による不安を解消・緩和できる

▶ 政府・地方公共団体
 : 商業流通が機能していない地域への優先的な物資供給要請、買い占め等の購買行動が発生している地域を把握して消費者への的確な情報提供を行うことができる。

○実証事業の実施
 平成24年度より、生活必需品等消費財に係る国内メーカー・卸売業者・小売業者の参加を募り、東北地方を中心とした実証事業（平成24年度予算8億円）を行う。順次、参加企業等の規模を拡大していき、最終的には全国規模の情報集約基盤となることを目指す。



本事業は東北地方を中心として、以下のイメージで計画的に規模を拡大していく。

【第1段階】
 東北地方における都市部の生協やスーパーを中心とした実証を行う。

【第2段階】
 対象業種・地域を拡大し、郊外店舗も含めて実施。第1段階で得た知見を活かしつつ、緊急時の政府指定物流機関や地方地方公共団体による災害物資調達との連携についても検証を行う。

【第3段階】
 超広域型のネットワーク・システムとして稼働させる。全国規模での企業の参画を積極的に募り、大規模災害を念頭に、我が国全体で同期するような緊急時における強靱な物資供給網を実証的に構築する。

◇参照先: 平成24年度経済産業省予算案関連事業「復旧・復興対策事業」
http://www.meti.go.jp/main/yosan2012/pr/pdf/hukkyu_01.pdf

経済産業省	災害時石油供給対策	支援物資の円滑で確実な確保・輸送
--------------	------------------	------------------

◇東日本大震災から得られた教訓
 災害発生後被災地が孤立した場合に対する石油・ガスのサプライチェーンの維持・強化、災害時の初動の迅速化、国民への適切な情報提供が必要。

◇取組の概要
 ○「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」の取りまとめ
 東日本大震災において石油供給施設が被災し、震災直後の石油供給に甚大な問題が生じたことを教訓とし、経済産業省では、災害時の石油・ガスの供給体制の在り方を検討するべく、平成23年11月から「資源・燃料政策に関する有識者との意見交換会」を開催。当意見交換会での議論や、国民からの意見を元に、「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」を平成23年12月20日付けで取りまとめ、公表。

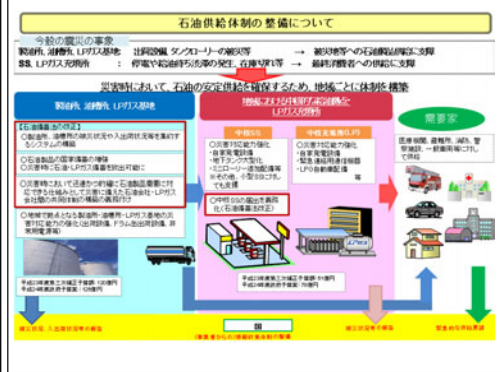
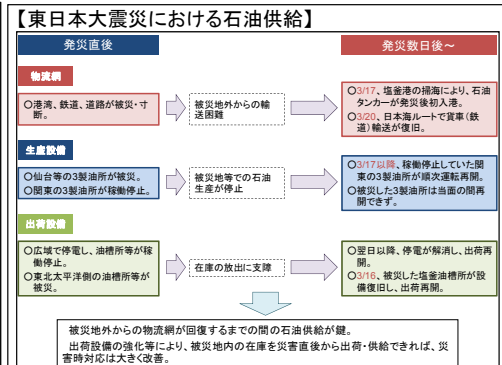
H23/11: 「資源・燃料政策に関する有識者との意見交換会」(全5回)を開催
 H23/12: 「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」取りまとめ

○災害時の石油供給体制の整備（「石油備蓄法」の改正、供給拠点整備等）
 上記「先行実施対策」に基づき、災害時における石油・LPGガスの供給不足への対処等のため、「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」を第180回通常国会に提出中。また、並行して石油・LPGガスの国家備蓄の増強や、製油所、油槽所、SS、LPGガス基地・充填所等にかかる災害対応能力強化を実施中（平成23年度三次補正予算、平成24年度当初予算にて措置）。

H24/2: 「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会提出

- ・地域ごとに石油・LPGガス会社間において予め災害時の共同計画を策定
- ・災害時に備蓄を放出できるよう制度を見直し等

H23下半期以降: 石油・LPGガス供給施設の災害時在庫供給能力の強化
 H24以降: 石油製品の国家備蓄を増強、災害時の情報収集体制を強化



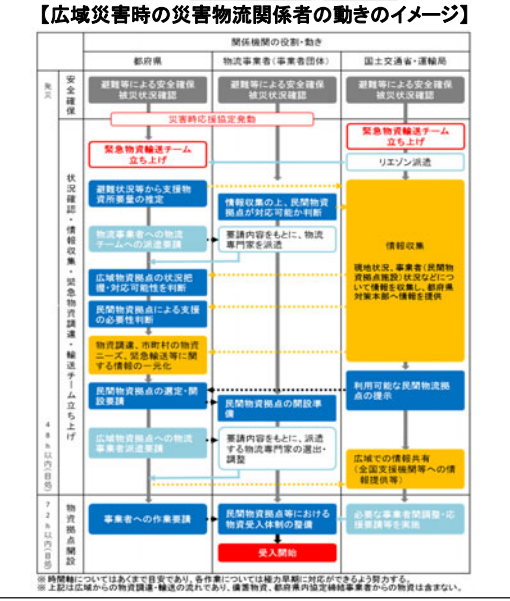
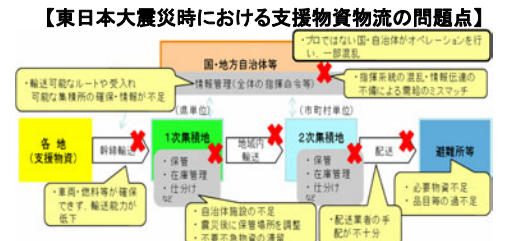
◇参照先: 資源・燃料の安定供給のための先行実施対策 <http://www.meti.go.jp/press/2011/12/20111220005/20111220005.html>
 「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」<http://www.meti.go.jp/intro/law/index.html>

国土交通省 **支援物資の輸送** **支援物資の円滑で確実な確保・輸送**

◇東日本大震災から得られた教訓
 東日本大震災の支援物資物流においては、早期に物流事業者・団体が参加していなかったこと等により、円滑な輸送や物資集積拠点運営等に支障が生じた。このようなことを踏まえ、「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）」において「民間のノウハウや施設の活用等ソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築」が掲げられた。

- ◇取組の概要**
- ①「支援物資物流システムの基本的な考え方」の取りまとめ（平成23年12月2日）
- ・有識者、物流事業者・事業者団体からなるアドバイザー会議を開催し、支援物資物流の課題を整理・分析し、民間の物流事業者のノウハウを最大限活用すること等を内容とする「支援物資物流システムの基本的な考え方」を取りまとめ。
- ②「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」にて取りまとめ（平成24年3月8・9日）
- 1) 民間物資拠点的リストアップ
 - ・災害時に活用可能な民間物資拠点を395箇所選定
 - 2) 官民の連携、協体制の構築
 - ・都府県災害対策本部において支援物資物流に関する専門的な組織（緊急物資輸送チーム）を編成し、支援物資輸送に関する情報の一元的な管理を実施
 - ・災害対策本部におけるオペレーションや物資拠点の運営に物流専門家（物流事業者）が参画
 - ・広域的・専門的な観点から民間物資拠点的の選定について都府県の災害対策本部へ助言を行う等官民の連携・協体制を構築
 - 3) 官民の協力協定の締結・充実の推進
 - ・都府県と物流事業者団体との間の協力協定について新規の締結や既存協定の内容の充実を推進

◇参照先:
http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000010.html (アドバイザー会議)
http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/page2/butyuryu_souko.html (関東7ロク)
<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/koukan/index.html> (中部7ロク)
<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/butsuryu/2011-1109-butsuryu-sesaku-saigai.html> (近畿7ロク)
<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/koutsuu/nankai.html> (四国7ロク)



内閣官房 **官邸の危機管理機能の強化** **被災地方公共団体を支える体制整備**

◇東日本大震災から得られた教訓
 3.11東日本大震災においては、各種のインフラ等に甚大な被害が発生するとともに、事案が複合化かつ長期化する中、官邸における情報収集を含む各種のオペレーションにも大きな負荷が掛かった。
 大規模な自然災害を始めとする様々な緊急事態に對して的確な対応を行うため、危機管理センターを含む官邸（政府中枢）における危機管理機能をさらに強化する必要がある。

- ◇取組の概要**
- 緊急事態に迅速かつ的確に対処することができる体制を構築するため、また、政府全体として総合力を発揮するための取組
- 内閣官房においては、東日本大震災を踏まえた体制の検討を行い、内部の体制を強化するとともに、情報集約・情報共有機能等の強化等、必要な整備を実施してきている。
 今後とも、国及び国民の安全を守るため、大規模な自然災害を始めとする様々な緊急事態への対応の在り方について不断の点検を行い、危機管理体制の充実・強化に努める。
- ・危機管理センター機能の強化
 - ・事案対処マニュアルの改訂
 - ・高度情報集約システムの整備・拡充
- 等を実施するとともに、様々な緊急事態に対処するための体制整備、同充実について引き続き検討する。

東日本大震災から得られた教訓

大規模な自然災害を始めとする様々な緊急事態に對して的確な対応を行うため、危機管理センターを含む官邸（政府中枢）における危機管理機能をさらに強化する必要がある。

- ・緊急事態に迅速かつ的確に対処することができる体制を構築するための取組
- ・政府全体として総合力を発揮するための取組

国及び国民の安全を守るため、大規模な自然災害を始めとする様々な緊急事態への対応の在り方について不断の点検を行い、危機管理体制の充実・強化に努める。

↓

- ・危機管理センター機能の強化
- ・事案対処マニュアルの改訂
- ・高度情報集約システムの整備・拡充
- ・様々な緊急事態に対処するための体制整備・充実について検討 等

◇参照先: 内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/fukuyoukanho.html>

内閣府	災害応急対策に関する検討	被災地方公共団体を支える体制整備
-----	--------------	------------------

◇開催趣旨
地震発生直後から実施された被災地における救命・救助、物資の調達・輸送、被災者生活の支援等、国としての各種応急対策について実務的な検証を行うとともに、更なる充実を図ることを目的として、有識者等により構成される「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会（座長：林春男京都大学防災研究所教授）」を開催した（平成23年8月設置）。

◇検証の着眼点 ～迅速性・的確性・円滑性～
被災者救出・救助活動、緊急交通路の指定・確保、広域搬送医療、支援物資の調達・輸送活動、海外からの支援の受入れ、避難所運営（二次避難を含む）等について、迅速性・的確性・円滑性の観点から検証を行った。

◇中間報告の概要
「Ⅰ.総括的な整理」においては、災害時における対応や事前の対策等災害応急対策に関する幅広い観点から、「迅速・的確な情報収集・伝達」、「被害形態に応じた災害対応の実践指揮・調整」、「国民等への的確な広報」等の5項目別に課題を整理した。また、「Ⅱ.テーマ別整理」においては、政府の実施した災害応急対策として、救出・救助、災害医療、物資調達・輸送、避難所運営・管理等の11項目別に課題を整理した。

【課題（抜粋）】

- ・自治体の庁舎や職員が被災したことにより、自治体能力そのものが低下し、正確な情報を入手することができなかった。
- ・市町村による対応だけでは不十分な場合に備え、広域的な共助システム等の体制を構築しておくことが必要である。
- ・災害対応における広報は重要であるため、災害時の「正常性バイアス」を打ち消す適切な避難を促す広報の在り方等検討し、充実する必要がある。



◇参照先: 東日本大震災における災害応急対策に関する検討会
http://www.bousai.go.jp/3oukyutaisaku/higashinon_kentoukai/index.html

文部科学省	震災後の建物被害調査と再建支援を統合したシステムの自治体への実装	被災地方公共団体を支える体制整備
-------	----------------------------------	------------------

【問題点】 東日本大震災で津波により被災した住家は20万棟以上にも上る

【成果】 建物被害認定調査業務を大幅簡略化し、早期の被災者支援を実現
仙台市、石巻、釜石市、浦安市等で被害認定業務を支援

■簡略化した「津波被害調査票」を開発
「罹災証明」の発行に当たっては、住家の被害認定調査を行い、「全壊」「半壊」「一部損壊」等の判定を行わなければならない。しかし、東日本大震災では津波で被災した建物が20万棟以上と膨大で、被害調査を迅速に行えず罹災証明が発行できないために被災者の生活再建支援が遅れることが懸念されていた。

そこで科学技術振興機構 社会技術研究開発センター「研究開発成果実装支援プログラム」で活動する富士常葉大学教授の田中聡氏らのグループは、従来の被害調査システムを踏襲しつつ、被災地の現地調査に基づき、簡略化した判定基準及び調査票を開発した。外観からの目視調査で被害判定を可能としたことで、これまで1棟当たり30分以上必要であった調査時間は数分に短縮され、迅速な被災者支援に結びついた。開発された判定基準は内閣府の基準として採用され、東日本大震災のほぼ全ての津波被災自治体で実施されている。

■被災自治体への被害調査・罹災証明発行業務支援活動
岩手県の要請を受け、岩手県沿岸部の各被災自治体に対する建物被害認定調査に関するアドバイスを実施した。宮城県仙台市、石巻市、岩手県釜石市、液状化で建物が損壊した千葉県浦安市等で、調査の方針の設計、調査の実施、データの集計方法等それぞれの被災自治体のニーズに合わせた仕組みを構築し、被害調査・罹災証明発行業務で活用されている。

■IDカードによる被災者登録システム、被災者カルテの開発
今回の震災では、数十万人にのぼる被災者が全国に離散して避難生活を送るという状況が発生した。そこでこのグループではIDカードによる被災者登録システムを開発した。このシステムは被災直後に被災者の情報を一度登録すれば、どこに移動しても、IDカードをスキャンするだけで被災者の履歴情報とリンクが可能な仕組みである。本年度、静岡県内の自治体で試行予定である。



被害認定の判断基準が明確で簡略な津波被害調査票



被災自治体への建物被害認定調査業務支援活動
(左:仙台市, 右:釜石市)

◇参照先: 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
研究開発成果実装支援プログラム <http://www.ristex.jp/implementation/index.html>
震災後の建物被害調査と再建支援を統合したシステムの自治体への実装 <http://www.ristex.jp/implementation/development/21rebuilding.html>

国土交通省	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の体制強化	被災地地方公共団体を支える体制整備
-------	---------------------------	-------------------

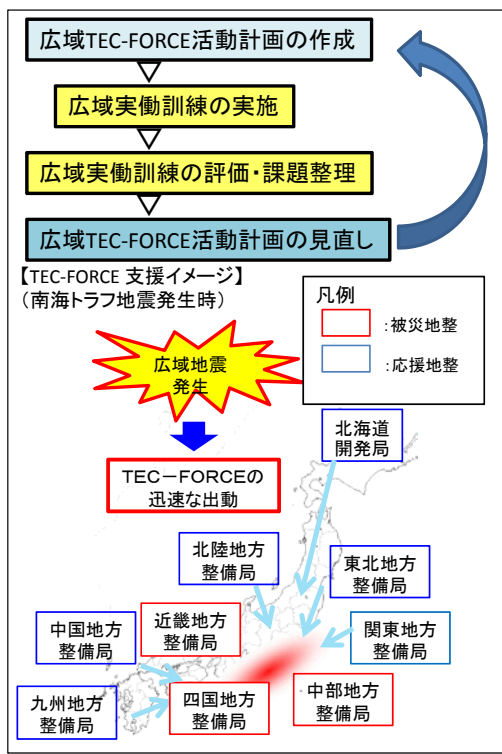
◇東日本大震災におけるTEC-FORCE活動実績
 国土交通省のTEC-FORCEが東日本大震災時に被災地や地方公共団体等に対する応急復旧の技術的支援等を行い、被災地の復旧・支援に果たした役割について、各方面より一定の評価を得た。
 また、昨年の台風12号や福島・新潟豪雨においても、TEC-FORCEによる地方公共団体支援を迅速かつ適切に実施している。

◇今後の取組の概要

○最大クラスの地震による想定被害に対応する広域活動計画
 首都直下はもとより、南海トラフ海等、広範囲に被害を及ぼす大規模災害発生時に、国土交通省TEC-FORCEが応急復旧活動を迅速かつ的確に行動するよう、より一層の体制強化を図る予定。

○TEC-FORCEの体制強化
 大規模災害発生時におけるTEC-FORCE初動体制の構築、応急復旧の効率化を図るため、想定される最大規模の被害を想定し、広域TEC-FORCE活動計画を作成、これをもとに、関係機関と連携した広域実働訓練を実施する予定。

◇スケジュール
 平成24年度：広域TEC-FORCE活動計画の策定
 広域実働訓練を実施



◇参照先: 緊急災害対策派遣隊の概要 <http://www.mlit.go.jp/saigai/TECFORCE100806.html>

総務省	災害に強い電子自治体に関する検討	被災地地方公共団体を支える体制整備
-----	------------------	-------------------

◇取組の概要
 東日本大震災のような大災害が発生した場合、地方公共団体の業務継続を確保するとともに、地域住民に対して適切かつ迅速なサービスの提供が行われることが重要である。
 そこで、有識者及び行政実務者による研究会を開催し、東日本大震災発生時等の教訓を踏まえ、業務継続及びサービス提供の観点から地域における災害発生時のICT利活用に関する検討を行っている。

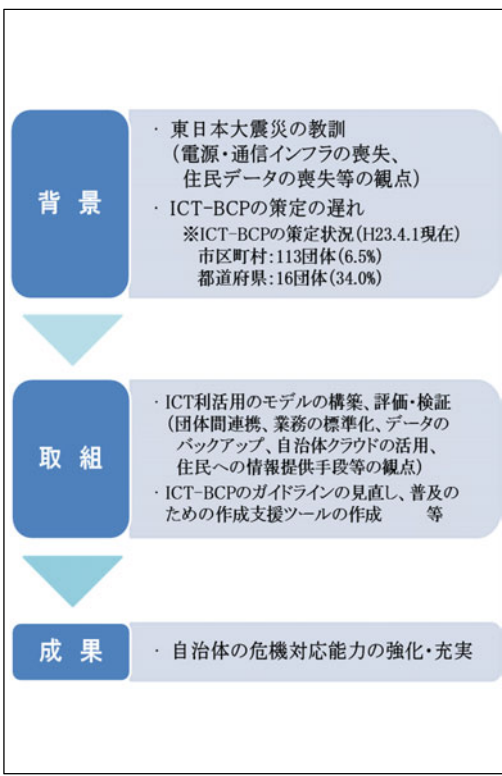
◇主な検討事項
 (1) 災害発生時におけるICTの利活用の在り方
 (2) ICT部門の業務継続計画
 (3) ICT部門の情報セキュリティ対策の在り方

◇検討体制

災害に強い電子自治体に関する研究会
 (事務局:総務省地域情報政策室)

- 災害発生時のICT利活用ワーキンググループ
- ICT部門の業務継続・セキュリティワーキンググループ

◇主なスケジュール
 ・平成24/1月：研究会の設置、第1回研究会
 ・平成24/夏頃：論点整理
 ・平成25/春頃：報告書の公表



◇参照先: 災害に強い電子自治体に関する研究会 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denshijichi/index.html

内閣府	避難所の生活環境対策	避難所の環境改善
------------	-------------------	----------

◇取組概要

避難所における良好な生活環境確保のための取組の指針に関する調査

東日本大震災においても、大量の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる状況となったことを踏まえ、避難所において良好な生活環境の確保を図るための指針となる考え方や支援の在り方について検討し、避難所の運営についてのノウハウを取りまとめ、周知することで、長期間にわたる避難所生活にも対応できる体制を構築する必要がある。

そこで、東日本大震災において実際に避難所へ避難した被災者を対象とした東日本大震災における避難の実態調査等を実施し、課題解決のための検討を行う。あわせて、避難所の良好な生活環境の確保を図るための取組の指針を作成する。

◎東日本大震災における避難所の運営状況と、全国の避難所計画の内容について実態把握を行い、良好な生活環境の確保を図るための取組の指針となる考え方や支援の在り方を検討。

■避難所についての検討

- ・避難所における要援護者対策について
- ・地域防災計画における避難所計画について
- ・避難所における備蓄の状況について
- ・避難所の運営について
- ・避難所の開設・閉設に伴う諸問題について

↓

取組指針の作成

避難所についての課題を抽出し、生活環境確保を図るための、都道府県、市町村向けの「取組指針」を作成する

避難所の運営についてのノウハウを取りまとめ、周知することで長期間にわたる避難所生活にも対応できる体制を構築

◇参照先: 内閣府(防災担当) <http://www.bousai.go.jp/index.html>

内閣府	被災者の生活再建支援	救難・救助から自立まで一貫した被災者支援体系
------------	-------------------	------------------------

◇取組概要

○「被災者生活再建支援法」関連調査

被災者生活再建支援制度の適正な運用を図るため、主に、平成23年3月に発生した東日本大震災における支援法の適用状況や支援金支給世帯の生活再建実態等の調査を行う。

被災者生活再建支援制度の概要

- 1. 制度の対象となる自然災害**
 - ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
 - 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、
 - 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
 - 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可能な特別措置あり(合併した年と前々年間の特別措置)
- 2. 制度の対象となる被災世帯**

上記の自然災害により

 - ① 住宅が「全壊」した世帯
 - ② 住宅が半壊、又は住宅の損壊に被害が生じ、その住宅を多やむを得ず解体した世帯
 - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- 3. 支援金の支給額**

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
(※ 世帯人数が1人の場合は、各世帯額の全額の3/4の額)

 - ① 住宅の被害程度に応じた支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2.①に該当)	全壊 (2.②に該当)	大規模半壊 (2.③に該当)	大規模半壊 (2.④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

 - ② 住宅の再建方法に応じた支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	借借 (分営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

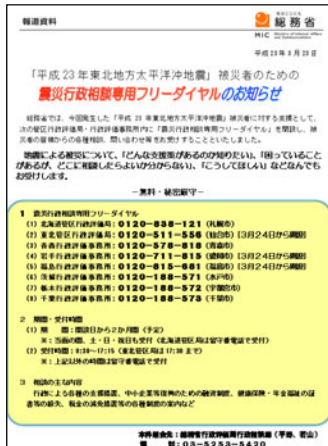
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円
- 4. 支援金の支給申請**

(申請窓口) 市町村
(申請時の添付書類) ①基礎支援金: リ災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
(申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内
- 5. 基金と国の補助**
 - 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県基金)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
 - 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

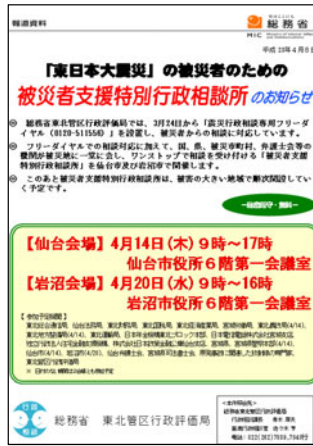
◇参照先: 被災者生活再建支援法 <http://www.bousai.go.jp/hou/shiensya.html>
災害に係る住家の被害認定 <http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html>

◇取組の概要
 総務省では、東日本大震災に際して、行政相談専用フリーダイヤルの開設や、被災者を支援するための特別の行政相談所を開設する等の活動を展開している。今後、様々な災害の発災等に対応して、適切かつ効果的に被災者、被災地等の支援を行えるよう、これまでの特別行政相談活動や行政相談事案の分析等を通じ、災害の類型に応じた活動の在り方の研究を行う。

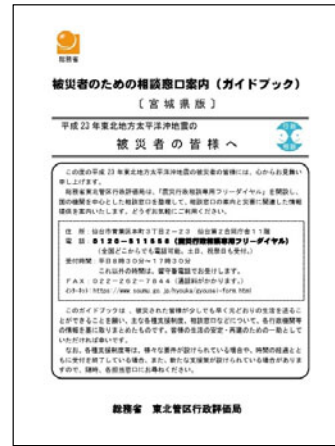
【東日本大震災における特別行政相談活動】



(フリーダイヤルの設置)



(特別行政相談所の開催)



(被災地に配布した相談窓口案内ブック)

◇参照先: 特別行政相談活動(総務省ホームページ) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/tokubetu.html

○東日本大震災の発生後、直ちに、国の宿舎や未利用国有地を地方公共団体に無償で提供する取組を行っている。今後の大規模災害においても同様の取組を行うこととしている。

◆ 二次避難における国の宿舎等の活用

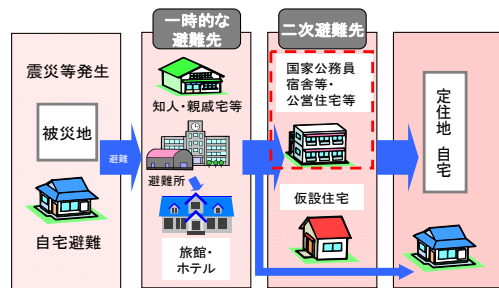
〔概要〕

- ・東日本大震災において、被災者のために国家公務員宿舎を活用する取組を実施。
- ・各財務局・財務事務所から各都道府県等に対し、国の宿舎等(各省各庁所管分を含む)について情報提供。
- ・被災者受入れを行う地方公共団体からの要請に基づき、地方公共団体に無償で使用許可した上で、地方公共団体から被災者に貸与。貸与期間について地方公共団体の意向を踏まえ弾力的に対応するとともに、事務手続も簡略化。

◆ 被災者支援のための未利用国有地等の活用

〔概要〕

- ・被災地において、未利用国有地等を応急仮設住宅建設用地やがれき置き場等の緊急対応に活用する取組を実施。
- ・各財務局・財務事務所から被災各県等に対し、利用可能な未利用国有地等(各省各庁所管分を含む)に関する情報を提供。
- ・地方公共団体からの要請に基づき、無償貸付を実施。貸付期間について地方公共団体の意向を踏まえ弾力的に対応するとともに、事務手続も簡略化。



【国の宿舎等を活用した二次避難のイメージ】



【福島県福島市森合町の未利用国有地】
 ※仮設住宅用地として福島県に無償貸付

◇参照先: 財務省 http://www.mof.go.jp/national_property/

内閣府	災害時要援護者対策	災害時要援護者への配慮
-----	-----------	-------------

◇取組概要

高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難支援対策は、防災上の重要な課題である。

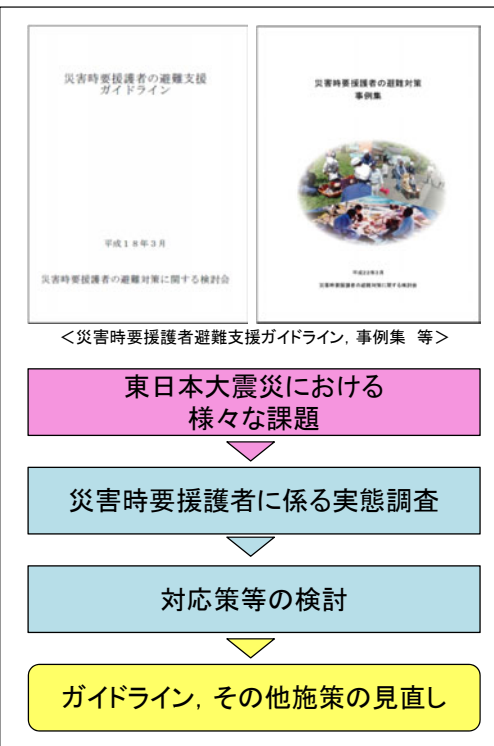
国としては、これまで「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)により、市町村に要援護者名簿の作成、要援護者の避難支援に係る全体計画及び要援護者一人一人の個別計画の策定等を促してきた。

しかしながら、東日本大震災では、

- ・障害者への情報伝達が適切に行われなかったため、避難の判断が迅速にできなかった。
- ・市町村において、個人情報保護との関係等を理由として、災害時要援護者名簿や障害者ごとの個別支援計画の策定を進めていなかった。
- ・避難所等のバリアフリー化がなされていなかった。
- ・災害時要援護者の中には、障がい者用トイレが必要な被災者や多人数での共同生活が困難な被災者もいるが、これらについて対応できない避難所も多かった。

等の多くの課題が発生した。

こうしたことから、平成24年度に災害時要援護者等を対象とした東日本大震災における避難の実態調査等を実施するとともに、こうした課題の解決のための検討を行い、災害時要援護者対策の法的位置付けや、ガイドラインの見直し等必要な対応を行う。



◇参照先: 災害時要援護者対策 <http://www.bousai.go.jp/3oukyutaisaku/youengosya/index.html>

内閣府	男女共同参画の視点による対策	男女共同参画の視点の重視
-----	----------------	--------------

◇取組の概要

今般の東日本大震災においては、物資の備蓄・提供や避難所の運営について、女性や子育て家庭に十分な配慮がなされず、様々な段階で問題が顕在化した。これらを解決するためには、防災に関する政策・方針決定過程に女性が参画することが重要である。

平成23年12月の防災基本計画の修正に際しては、避難場所の運営における女性の参画の推進や、女性専用の更衣室や授乳室の配置等、男女のニーズの違いへの配慮に努めること等を盛り込んだところである。

内閣府では、今般の教訓が今後、確実に活かされるよう、男女共同参画の視点からの被災者支援、復旧・復興、防災等の各段階での必要な対応を調査・検討し、これを基にマニュアルを平成24年度に作成し、幅広く周知することとしている。

また、被災地では、長引く避難生活や生活不安等の影響によるストレスの高まり等から、女性等が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力が懸念されることから、被災地の地方公共団体やNPOと協力して、女性の悩み・暴力相談事業として、電話相談、面接相談、及び仮設住宅への訪問相談を実施している。

【男女共同参画の視点からの防災・復興の対応】

＜発災後、浮き上がった問題点＞

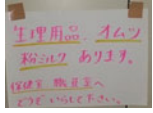
- ・平時における防災の検討や避難所運営等災害現場での意思決定に女性~~が参画していない~~。
- ・防災・震災対応に女性の視点が入らず、配慮が足りない。
- ・震災が起き、固定的性別役割分担が、更に強化。

(都道府県防災会議に女性が占める割合:4.5%(6都県では女性委員がゼロ)、避難所運営の中心を担う自治会長の96%近くが男性)

＜具体例＞

○物資の備蓄や提供に関する問題

- ・生理用品、おむつ、粉ミルクがない。
- ・また、粉ミルクはあっても哺乳ビン、離乳食がない。
- ・女性用下着や生理用品が届いても、男性が配布しているため、もらいに行きづらい。




○避難所運営に関する問題

- ・授乳や着替えをする場所がなく、女性が布団の中で周りの目を気にしながら着替える。
- ・女性用の物干し場がないため、下着が干せない。
- ・女性用が起きたら、知らない男性が横に寝ていた。
- ・瓦礫処理を行う男性には日当が出るが、女性は当然のように、何十分もの炊き出しを割り振られ、日当は出ない。1日中、食事の用意や片付けに追われ、子どもの面倒や両親の介護が十分に行えない。

内閣府から、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応事例について、関係機関、NPO等に発信

- ・生理用品やおむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の提供
- ・女性用更衣室や男女別トイレ等、女性や子育てに配慮した避難所の設計
- ・女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制
- ・女性に対する暴力を防ぐための措置等
- ・仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制、心のケア 等



◇参照先: 男女共同参画の視点を踏まえた東日本大震災への対応 <http://www.gender.go.jp/saigai.html>

◇主な検討内容

- ✓ 東日本大震災への政府各機関の対応に係る検証及び得られた教訓の総括
- ✓ 災害対策法制の在り方の見直し
- ✓ 自然災害対応に関する体制の在り方
- ✓ 想定される大規模災害への対応の在り方

◇開催状況等

H23. 10. 11 中央防災会議決定により設置
 10. 28 第1回 開催
 (テーマ：会議の趣旨、今後の進め方等)

11. 28 第2回 開催
 (テーマ：東日本大震災への応急対策等の総括、防災基本計画の見直しについて)

12. 7 第3回 開催
 (テーマ：全国防災対策費についての考え方、災害対策法制の在り方)

H24. 2. 1 第4回 開催
 (テーマ：大規模災害対策について、自然災害の対応体制について)

2. 16 第5回 開催
 (テーマ：中間報告に向けた審議)

3. 7 第6回 開催 → **中間報告 決定・公表**

4. 18 第7回 開催
 (テーマ：各府省における防災対策の取組について(厚労省・国交省))

4. 26 第8回 開催
 (テーマ：各府省における防災対策の取組について(総務省・防衛省・警察庁))

夏頃 最終報告(予定)

政策への反映

災害対策基本法を始め災害対策関連法制の改正、
 大規模地震・津波対策の具体的見直し 等

【平成24年3月7日に中間報告が決定されました】



◇ 会議構成

座 長：内閣官房長官

座長代理：防災担当大臣
 東日本大震災総括担当大臣

閣僚委員：総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、
 防衛大臣、国家公安委員長

有識者委員：防災関係の専門家、地方公共団体の長、
 NPO代表等

◇参照先： 防災対策推進検討会議 <http://www.bousai.go.jp/chubou/suishinkaigi/index.html>

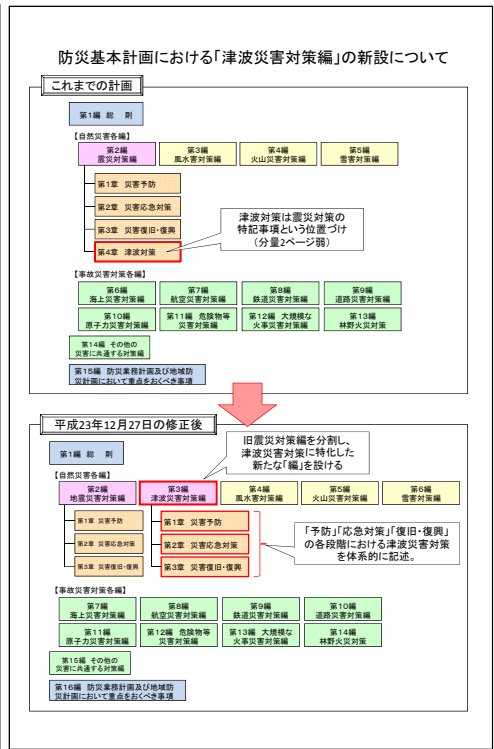
◇取組の概要

中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の最終報告を踏まえ、平成23年12月27日の中央防災会議において、防災基本計画の修正を行った。

引き続き、東日本大震災を踏まえた各種取組を反映させるため、継続的に修正を行う予定。

○防災基本計画の修正のポイント

1. 「津波災害対策編」の新設
2. 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
 - ①あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施
 - ②二つのレベルの想定とそれぞれの対策
 - ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
 - ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
 - ③津波に強いまちづくり
 - ・浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用、避難場所・避難ビル等の計画的整備(津波到達時間が短い地域ではおおむね5分程度で避難が可能となるまちづくりを目指す)
 - ④国民への防災知識の普及
 - ・強い揺れを感じた場合等迷うことなく迅速かつ自主的に避難すること等の知識の普及
 - ・防災教育の実施、津波に関する教育プログラムの開発
 - ・津波ハザードマップの整備及び住民への周知
 - ⑤地震・津波に関する研究及び観測体制の充実
 - ⑥津波警報等の伝達及び避難体制確保
 - ・受け手の立場に立った津波警報等の発表
 - ・携帯電話等多様な手段による確実な伝達
 - ・具体的かつ実践的な避難計画の策定、及び避難支援の行動ルール化
 - ⑦地震の揺れによる被害の軽減策
 - ・浅部地盤データの収集・データベース化等の液状化対策、天井等の落下物対策



◇参照先： 防災基本計画 <http://www.bousai.go.jp/keikaku/kihon.html>

内閣府	防災訓練の充実・強化	地震・津波に強い国づくり、まちづくり
------------	-------------------	--------------------

◇平成24年度 総合防災訓練大綱の概要

1. 特徴：より実践的・効果的な訓練に向けて

- (1) 防災計画等の脆弱点や課題の発見に重点を置いた訓練の推進
- (2) 状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練の推進
- (3) 組織を超えた防災対策の推進のため、多数の主体が参加・連携する訓練の推進
- (4) 災害対応に必要な知識や技能を習得するため、訓練に先立つ防災研修の推進
- (5) 各府省庁における業務継続計画の実効性確認のための訓練の推進
- (6) 分野（業界）別、及びテーマ別の業界横断的な訓練の推進
- (7) 地方公共団体における実践的、及び効果的な訓練の充実・強化 等

2. 政府における総合防災訓練等（主なもの）

- (1) 「防災の日」総合防災訓練
 - ①政府本部運営訓練
首都直下地震を想定し、内閣総理大臣を始め全閣僚の参加の下、緊急災害対策本部（官邸）の運営訓練を実施。首都中枢機能の確保等を図る訓練を初めて盛り込む予定
 - ②政府調査団派遣訓練
九都県市合同防災訓練と連携し、横浜市に調査団を派遣する訓練を実施
- (2) 政府図上訓練
 - ①首都直下地震を想定した政府図上訓練
緊急災害対策本部事務局における業務及び関係機関等との連携等について、状況付与型シミュレーション訓練を実施
 - ②緊急災害対策本部事務局機能別図上訓練
緊急災害対策本部事務局を構成する事業対処班等の班別の訓練を初めて実施
- (3) ハザード別訓練（津波防災訓練）
南海トラフの巨大地震による津波を想定し、地震・津波情報等の伝達訓練、住民の避難誘導訓練等を実施
- (4) 地域ブロック広域訓練
国の地方支分部局、地方公共団体、関係団体等で構成する協議会等の主体による訓練の実施
- (5) 地方公共団体等と連携した実動訓練等（政府現地対策本部訓練）
東海地震を想定し、静岡県総合防災訓練と連携した緊急災害現地対策本部の設置・運営訓練等
- (6) 業務継続計画検証訓練等
 - ①業務継続計画実効性確認訓練…各府省庁において業務継続計画の実効性を検証・確認
 - ②分野（業界）別、テーマ別訓練…分野（業界）別、及びテーマ別に業界横断的な訓練の実施

◆23年度「防災の日」総合防災訓練（政府本部運営訓練）の様子



◆23年度政府総合図上訓練の様子



◇参照先：総合防災訓練 <http://www.bousai.go.jp/kunren2005/0901/top.html>

消防庁	地域防災計画の見直しへの支援	地震・津波に強い国づくり、まちづくり
------------	-----------------------	--------------------

◇背景

- ・東日本大震災では、地震・津波等による甚大な人的・物的被害が発生。
- ・地方公共団体においても、災害対応の拠点である庁舎や避難所等が被害を受け、住民の避難誘導等に当たる職員や消防団員等も犠牲に。

◇取組の概要

○緊急点検通知の発出
平成23年5月6日に「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について」通知を地方公共団体に発出し、緊急点検を要請。

○地震・津波対策の検討
東日本大震災における地方公共団体の災害対応を検証し、地方公共団体が行う地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に向けた見直しを支援するため、「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を設置（平成23年6月）。

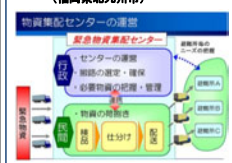
中央防災会議における防災基本計画修正の動き等を踏まえながら、東日本大震災において特に甚大な被害のあった岩手県、宮城県及び福島県の沿岸市町村からの聞き取り調査等を基に、避難対策等災害初期の応急対策とその準備の在り方を中心として検討。

■「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」報告書（平成23年12月）

- ① 計画の見直しに当たっての留意点
 - 実効性のある計画にするための工夫
 - ・ 災害の初期対応について時間経過に即して作成（マニュアル等）
 - ・ 住民避難を柱とした応急対応に留意（住民への避難等の情報伝達）
 - ・ 災害対応力を失った場合の受援について必要な事項を定める（都道府県においては、市町村への迅速かつ適切な代替措置を）等
 - 個別の留意点を、被害想定、避難対策、災害応急対策、災害予防等に分類して整理
- ② 参考事例の掲載

【「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」報告書より】

【事例】緊急物資一元管理・配送システム（福岡県北九州市）



【事例】住民による夜間の避難訓練（福島県阿南町）



【事例】物資の仕分け・配送における民間業者の活用（宮城県仙台市）



【事例】避難所運営訓練（東京都文京区）



【事例】県の主導による県内市町村の避難場所・避難所の点検及び安全レベルの設定（和歌山県）

現在の想定を基に7月末までに実施

【項目】

1. 避難場所等の見直し、緊急点検
2. 周辺対策の促進
3. 主要商業施設等の地下対策
4. 水門・堤防・防波堤の調査と対策
5. 市町村防災行政無線の機能維持調査
6. 備蓄品目、数量の点検・洗い出し
7. 孤立集落のヘリコプター着陸場の調査
8. 学校、社会福祉施設、病院等の津波浸水予測調査
9. NTTドコモエリアメール導入

1. 避難場所等の見直し、緊急点検 → 避難場所のレベル分け(1,337箇所)

津波避難レベル1 (52) 津波避難レベル2 (124) 津波避難レベル3 (261)

◇参照先：地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会 http://www.fdma.go.jp/disaster/chiihibousai_kento/index.html

消防庁 **大規模・高層建築物における防災管理体制の強化** **地震・津波に強い国づくり、まちづくり**

◇取組の概要

大規模・高層建築物については、

- ・不特定多数の者がおり、地震発生時にパニックになる可能性が高い
- ・高層階では揺れが激しく、通常以上にオフィス家具の固定等を確実にする必要が高い

等のため、地震等の防災対策として、防災管理者の選任等を義務付けている。

しかしながら、東日本大震災における大規模・高層建築物の実態調査を行った結果、

- ・都市部の高層ビルを中心に、激しい揺れに伴う人的・物的被害が発生
- ・在館者の避難に関連して混乱が生じた

等の課題が報告された。

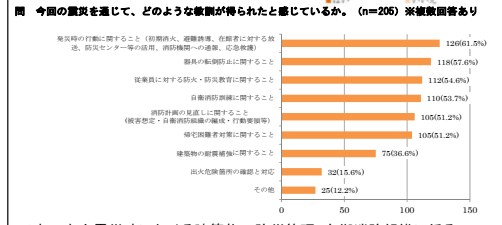
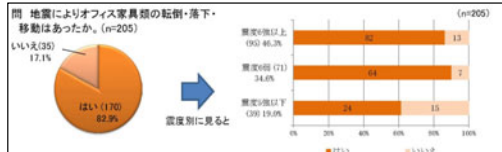
また、平成24年1月の消防審議会答申において現行の防災管理体制の強化等についても検討を進めていく必要があると示されたことを受け、消防庁では、大規模・高層建築物の防災管理体制について、

- ・「統括防災管理者」の選任の義務付け
- ・建築物全体の防災管理に係る消防計画の作成
- ・建築物全体の避難訓練等の実施
- ・各防災管理者に対する指示権の付与

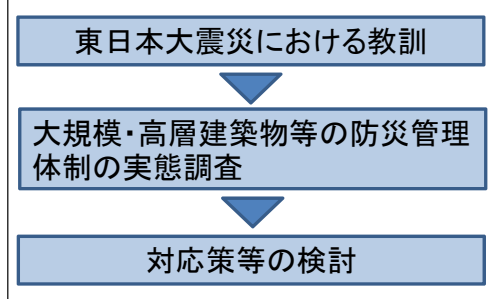
等を盛り込んだ対応策を検討している。

【参考】防災管理を要する建築物

- 11階建て延べ面積1万㎡以上の建築物
- 5～10階建て延べ面積2万㎡以上の建築物
- 4階建て以下で延べ面積5万㎡以上の建築物
- 延べ面積1,000㎡以上の地下街



<東日本大震災時における建築物の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態報告(抜粋)>



◇参照先: 東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h24/20120130-1_syobo_taisei_arikata.pdf

消防庁 **危険物施設等の地震津波対策** **地震・津波に強い国づくり、まちづくり**

◇取組の概要

東日本大震災により、危険物施設等においても地震の揺れや津波による被害が発生した。

このことを踏まえ、消防庁では「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に関する検討会」(座長：亀井浅道元横浜国立大学特任教授)を開催し、今回の地震の揺れや津波で被害を受けている危険物施設等の実態調査を行うとともに、実態調査の分析結果を踏まえて危険物施設等における地震・津波対策の在り方について検討を行い、平成23年12月に同検討会の報告書を取りまとめ、公表した。

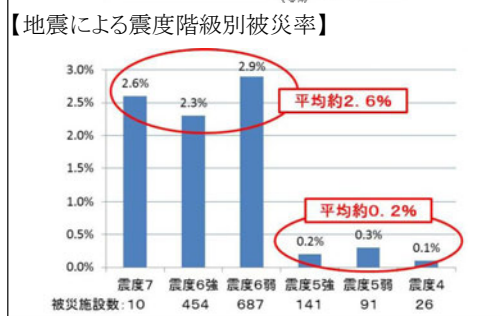
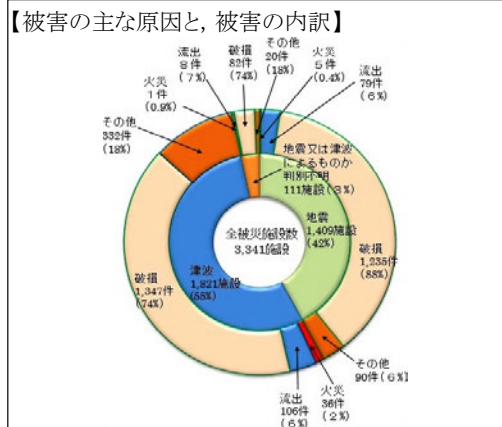
◇被害の概要

実態調査の結果、16都道府県内の全危険物施設21万1,877施設の約1.6%(3,341施設)が何らかの被害を受けているが、そのうち9割以上は、火災及び危険物の流出を伴わない被害(破損等)であることが明らかとなった。

◇危険物施設等における地震・津波対策のあり方

事業者自らが、配管や建築物等の耐震性能や液状化の可能性等について再確認をすることが重要である。

また、津波の発生を念頭に置いた緊急停止措置等の対応を、予防規程に明記することが重要である。



◇参照先: 東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に関する検討会 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/jishin_tsunami/index.html

文部科学省 **学校施設における安全性の確保・防災機能の強化** **地震・津波に強い国づくり、まちづくり**

◇取組概要

学校施設は、幼児児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、学校施設の安全性の確保、防災機能の強化は、極めて重要。

しかしながら、東日本大震災では、地震や津波等により学校施設に多くの被害が生じたり、応急避難場所としての施設機能に課題が生じたりする等、従来想定していなかった新たな課題が見られたところ。

このことから、学校施設の耐震対策や津波対策、防災機能の強化等、今後の学校施設の整備方策について検討するため、平成23年6月に「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」を設置した。
同年7月7日に検討会としての緊急提言を取りまとめた。

緊急提言等を踏まえ、文部科学省は防災機能強化事業の創設や予算の措置等を通じて、学校施設の非構造部材を含めた耐震化及び防災機能の強化を進めることとしている。

◇スケジュール

- ・防災機能強化事業の創設(公立学校)(H24.4～)
- ・私立学校施設防災機能強化集中支援プラン(H24.1～)
- ・学校施設の非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究等(H24.5～)

東日本大震災における従来想定していなかった新たな課題

耐震対策、津波対策、防災機能の確保等整備方策の検討

緊急提言(平成23年7月)を取りまとめ

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」
緊急提言

非構造部材の被害状況

応急避難場所となった学校施設

防災機能強化事業の創設や予算の措置等

学校施設の耐震化 非構造部材の耐震化 防災機能の強化

学校施設の安全性の確保及び防災機能の強化

◇参照先:「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/017/toushin/1308045.htm

農林水産省 **海岸防災林の復旧・再生による津波対策** **地震・津波に強い国づくり、まちづくり**

◇取組の概要

東日本大震災の津波により、青森県から千葉県にかけての海岸防災林が甚大に被災。

これまで、地域生活・産業・物流等の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある箇所において防潮堤等の応急復旧工事を完了。宮城県気仙沼市における防潮堤については、国による代行により復旧に着手。

平成24年4月時点で、被災した防潮堤、海岸防災林のうち、がれき置場になっている箇所等を除き、災害復旧事業の査定を全て終了。

既に、青森県、茨城県及び千葉県では復旧工事に着手し、岩手県、宮城県及び福島県でも詳細設計を実施中で、設計が整い次第順次着手。

また、今回の津波により海岸防災林の被害がかつてない規模であること等から、技術的知見を踏まえつつ再生を図っていくため、「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を設置。昨年5月以降、海岸防災林の防災効果の検証、復旧方法等の検討を重ね、本年1月に海岸防災林の復旧・再生に向けた技術的な方針について最終的な取りまとめが行われたところ。

◇スケジュール

防潮堤の復旧等海岸防災林の造成に必要な基盤造成については概ね5年間で完了し、基盤造成が完了した箇所から順次植栽を実施。全体の復旧は、概ね10年間で完了することを目指す。

【海岸防災林の被災状況】

◎岩手県・野田村 ◎宮城県・名取市

【海岸防災林の復旧状況】

防潮堤の応急復旧状況(岩手県野田村) 人工盛土の復旧状況(青森県三沢市)

【海岸防災林の復旧・再生イメージ】

高樹で樹高が低い海側の林帯 津波エネルギーの減衰

大径木化した陸側の林帯 大径木による洪水や漂流物の捕捉 津波エネルギーの減衰 津波被災後の残存木による防災機能等の維持

【海側】 【陸側】

人工盛土 基中の砂等の軽減 津波エネルギーの減衰

生育基盤盛土 根系の健全な成長 樹木の根張り防止

十分な生育基盤盛土 津波エネルギーの減衰 大径木化が可能

◆津波エネルギーの減衰効果等の観点からの**林帯幅の確保**
◆樹木の根系の健全な成長、津波に対して寝返りしにくい林帯を造成する観点からの**人工盛土の造成**

◇参照先: 農林水産省 <http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/tisan/pdf/120201-01.pdf>

◇取組概要
 総合資源エネルギー調査会原子力・安全保安部会電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループで取りまとめた報告書内容を以下に記載。

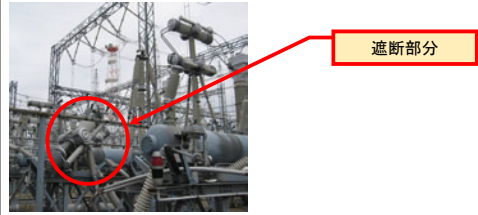
<大規模な地震への対策>
 被害状況から、現行の確保すべき耐震性の考え方について変更の必要はないと判断した。しかし、一部の変電所等において遮断器の遮断部分が損傷する等の被害が発生したことから、これらの耐震性向上を図るため、原因を分析し、その結果の個々の設備設計への活用を検討。

<主な津波対策>
 (最大クラスの津波に対する対応策)
 ○ 損壊すると、広範囲かつ長期にわたる供給支障を及ぼすような著しい影響を与える場合、170kV以上の主要基幹変電所・送電線路(電源線を除く。)については、津波の影響がある沿岸部に設置しない。
 ○ 既存設備について、系統運用を行っても、電力供給に著しい支障を及ぼすことが予想される場合には、津波の影響を緩和する対策に取り組む。
 ○ 火力発電所等は、復旧迅速化のためのマニュアル等を整備。

(比較的頻度の高い津波に対する対応策)
 ○ 地域の防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、地域と協調して、被害を減じ又は復旧を容易にする設備形成を進める。

◇スケジュール
 平成23年8月上旬： 第1回電気設備地震対策WGを開始
 平成24年3月中旬： 第4回電気設備地震対策WGを開催し、取りまとめ
 平成24年3月末： 報告書を公表

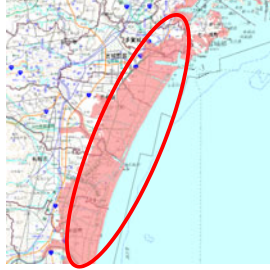
◇遮断器の遮断部分の耐震性向上(電気事業法)



一部の変電所等において遮断器の遮断部分が損傷する等の被害が発生

原因を分析し、個々の設備設計への活用を検討

◇主要基幹変電所・送電線路の設置場所の見直し(電気事業法)



※左記の(最大クラスの津波に対する対応策)箇所参照

◇参照先: 電気設備地震対策ワーキンググループ http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/9.html#denryokuanzen_jishin_wg

◇東日本大震災による被害
 都市ガス供給においては、東北地方及び関東地方の8県に所在する供給地区での供給停止、製造段階での巨大津波によりガスの製造停止という被害が発生したこと等の大きな被害を受けた。

◇取組の概要
 ○総合資源エネルギー調査会ガス安全小委員会「災害対策ワーキンググループ」における検討

総合資源エネルギー調査会ガス安全小委員会に「災害対策ワーキンググループ」(座長：豊田政男大阪大学名誉教授)を設置し(平成23年8月)、東日本大震災における都市ガスの被害状況・復旧対応状況を検証し、都市ガス分野における災害対策の在り方について検討を行った。

その成果として、災害に強い設備対策、迅速かつ適切な供給停止判断により二次災害を防ぐ緊急対策、安全かつ速やかな復旧対策を三本柱とした対策の充実・高度化を図ることを基本的な考え方として、国や都市ガス事業者において取り組むことが望まれる対策の在り方について、平成24年3月28日に報告書に取りまとめた。

【都市ガス供給における地震対策・津波対策の具体策】

		主な具体策項目
設備対策	地震	<ul style="list-style-type: none"> 現行耐震設計基準は、妥当なものと評価できるので引き続き維持する。 球形ガスホルダー支柱上部のタイロッドブレース(棒状の筋交い)接続部の強度が不足しているものについては速やかに補強する。 ポリエチレン管等耐震性の高い導管への取替えを積極的に促進し、耐震化率の一層の向上を図る。
	津波	<ul style="list-style-type: none"> 保安電力等重要な電気設備の想定津波高さに応じた津波・浸水対策を実施する。
緊急対策	地震	<ul style="list-style-type: none"> 供給停止判断基準を見直し、供給継続・供給停止の可否判断の充実に図る。その際、予め、液状化による著しい地盤変位や盛土崩壊の可能性のある地区をリスト化し、これらを判断要素に盛り込む。 特定製造所(簡易ガス団地のガス発生設備)における感震自動ガス遮断装置の全数設置を促進する。
	津波	<ul style="list-style-type: none"> 漂流物の衝突により導管が損傷することによる二次災害の防止のため、衝突のおそれのある導管を特定し、関係する遮断装置をリスト化しておく。 現場作業員の安全確保を図るため、避難場所の確保、マニュアル類の見直し、避難訓練等を実施する。
復旧対策		<ul style="list-style-type: none"> 津波等による紛失に備え、需要家データ等保安関連データのバックアップを確保する。 病院等重要施設への安定供給を向上させるため、移動式ガス発生設備の容積制限を保安確保を前提に見直す。 作業員の安全に配慮した復旧活動の在り方を検討する。 より一層迅速な臨時供給を実現するため、原料LNGの熱量が明らかでない場合等における法定熱量測定の特例措置について、保安確保を前提に検討する。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 広域天然ガスバイパスには、セキュリティ向上や天然ガスの利用可能性向上、ガス価格低減化の可能性といった、天然ガスシフトのための基盤整備の多様な意義がある。その多様な意義を踏まえつつ、今後、広域天然ガスバイパス等の供給体制整備を図っていくための調査・検討を進めていく必要がある。

◇参照先: 総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス安全小委員会災害対策ワーキンググループ-報告書 http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/toshinetsu/saigai_taisaku_wg/report_001.html

◇東日本大震災から得られた教訓
地震・津波を想定した今後のLPガス保安対策を検討することが必要

◇取組の概要
○地震・津波被害の検証
東日本大震災を踏まえ、今後のLPガス保安の在り方について検討を行うため、総合資源エネルギー調査会 高圧ガス及び火薬類保安分科会 液化石油ガス部会（座長：坪井孝夫横浜国立大学名誉教授）を開催し、東日本大震災によるLPガス関連の被害及び対応状況を検証し報告書として取りまとめた。
平成23年11月：第9回液化石油ガス部会
・東日本大震災によるLPガス関連の被害状況の報告及び検証
平成24年3月：第10回液化石油ガス部会
・第9回液化石油ガス部会での検証結果を踏まえ、今後の対応の方向性及び具体的な取組を報告書として取りまとめ

○地震・津波被害の検証を踏まえた今後の取組
報告書で提言された具体的な対応策（情報収集・発信体制の整備、被災との復旧対応、及び設備・機器面における対応）の実現に向けて、国、地方公共団体、LPガス関係団体等が一体となって取り組んでいく。

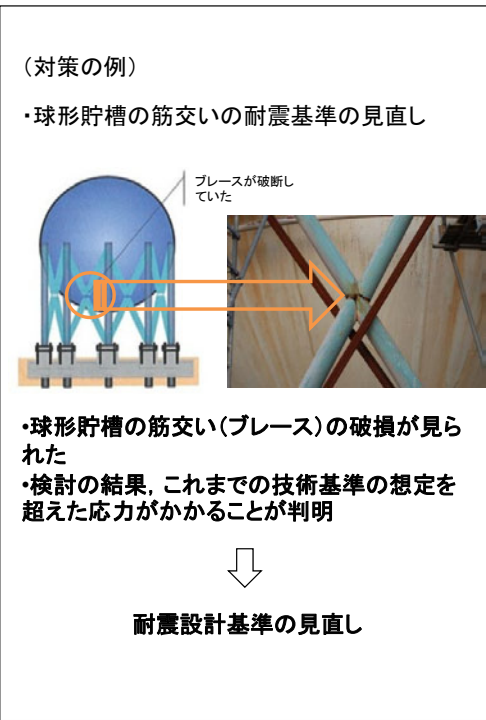


◇参照先： 総合資源エネルギー調査会 高圧ガス及び火薬類保安分科会 液化石油ガス部会
報告書（東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について～真に災害に強いLPガスの確立に向けて～）
http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004067/report_001_01.pdf
参考資料 http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004067/report_001_02.pdf

◇取組の概要
高圧ガス分野については、総合資源エネルギー調査会高圧ガス部会において、東日本大震災を踏まえた今後の対策の在り方について5回にわたり検討を実施し、平成24年4月に今後の地震・津波対策の在り方を取りまとめた。今後、この方向性に基づき、具体的な方策、基準等の検討や、事業者による取組の促進といった対策の具体化を推進していく。

<大規模な地震への対策>
球形貯槽のブレース（脚部の筋交い）の破断3件を除き、耐震設計基準の見直し等、新たな義務付けを必要とする事故、損傷はなかったことから、保安の向上のため、以下の対策を行う。
（対策の例）
・球形貯槽のブレースについて、耐震設計基準の見直し、補強方法の検討
・耐震設計基準等への適合が義務付けられていない設備の耐震性能について、事業者による自主的確認と、地方公共団体及び国による事業者の取組のフォローアップ

<津波への対策>
津波の浸水深に応じ、重大な事象の発生件数が多くなる傾向にあり、緊急遮断装置、計装設備等の破損・不具合が1m未満の浸水深でも発生したことを踏まえ、以下の対策を行う。
（対策の例）
・高圧ガス設備の安全な停止、高圧ガスの封じ込め、ガスの廃棄等により、津波到達までの間に高圧ガス設備を安全に維持できる状態にするための機能を持たせることを技術基準で義務付け
・事業者は、設備等の破損・流出による被害を想定し、被害低減策を実施するほか、想定を地方公共団体に提供することを危害予防規定に基づき規定



◇参照先： 東日本大震災を踏まえた高圧ガス施設等の地震・津波対策の報告書
<http://www.meti.go.jp/press/2012/04/20120427013/20120427013.html>

◇取組概要
 東日本大震災の津波により、機械電気設備の損壊等を受けた処理場48箇所（震災当初）が稼働停止した。また、管渠については被災地方公共団体の管渠総延長65,001kmのうち641kmで被災した（テレビカメラ調査ベース、平成24年4月9日時点）。

下水道施設に甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の下水道施設における耐震・耐津波対策の方向性を検討するとともに、地震対策に係る技術指針について見直しを行うことを目的として、「下水道地震・津波対策技術検討委員会」を設置した。

- ・H23/4：「下水道施設の復旧にあたっての技術的緊急提言」公表
- ・H23/6：「段階的応急復旧のあり方」（第2次提言）公表
- ・H23/8：「東日本大震災で被災した下水道施設の本復旧のあり方」（第3次提言）公表
- ・H24/3：「耐津波対策を考慮した下水道施設設計の考え方」（第4次提言）公表
- ・H24/5頃：最終報告書取りまとめ

下水道施設の標準的耐津波性能

施設種別	管路施設		ポンプ場		処理場	
	基本機能		全体機能		その他の機能	
機能区分	送配水機能		揚水機能	揚水機能 消毒機能	沈殿機能 脱水機能	左記以外
	被災時においても「必ず確保」 ○		一時的な機能停止は許容するものの「迅速に復旧」 ●		一時的な機能停止は許容するものの「早期に復旧」 △	

下水道施設における対策の考え方

耐津波性能	必ず確保	迅速に復旧	早期に復旧
防護レベル	高	中	低
対応策	リスク回避 （浸水高き以上に設置 又は、浸水高以上の防護壁により防護） ※やむを得ない場合は「リスク低減」	リスク低減 （防水壁 又は 鉄筋等の防水化）	リスク保有 （浸水を許容）

◇参照先： 下水道地震・津波対策技術検討委員会
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000170-1.html

◇取組概要
 大規模地震・津波の発生により下水道機能が停止すると、汚水の流出、トイレの使用不可、浸水被害の助長等社会的に甚大な影響を与える。

下水道施設が被災した場合でも、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復させることを目的として、下水道BCP策定マニュアル（地震・津波編）検討委員会を設置し、東日本大震災での課題も踏まえ、「下水道BCP策定マニュアル～第2版～（地震・津波編）」を取りまとめた。

本マニュアルに基づき下水道管理者である地方公共団体の下水道BCP策定の取組を促進する。

- ・H23/12：第1回検討委員会
- ・H24/2：第2回、第3回検討委員会

○下水道BCPの内容
 被災時における人材や資機材の不足等、制約条件を考慮した対応計画。

基本的事項

- ・策定体制：下水道部局長のリーダーシップによって下水道部局全体の参画
- ・地震規模等：地震 震度6程度、津波 最大クラス
- ・被害想定：震後に対応すべき業務量の把握
 発災後に活用可能なリソースの把握
- ・対象範囲：暫定的に下水機能が確保されるまでの期間を基本
- ・対象業務：下水道部局が主体となる業務を基本





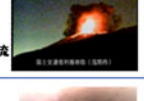

訓練・維持改善計画	非常時対応計画	事前対策計画
①訓練計画 ・職員・市民等も活用した安全確認訓練 ・非常時対応の経験・浸透 ②応急復旧計画 ・定常点検 （人事異動に伴う訓練計画の変更等） ・下水道に不可欠な点検・点検計画の点検 （専任者の確保や人手不足への対応）	各区域の回復時間が早いものから整理 時間 本庁での対応予定(順) 前夜 職員の手配 …… 〇時間 緊急対応要員の定常点検確認 必要に応じて代用対応要員へ移乗 〇時間 下水道に不可欠な点検計画 〇日～〇日 緊急調査 ……	① 他の方公共団体との相互応援 体制の確保、検証 （特に中小地方公共団体で重要） ② 他部局との協力体制の構築 （水質管理との共同調査等） ③ 民間企業等との協定の締結 ・必要な物資・資機材の確保・調達

◇参照先： 下水道BCP策定マニュアル（地震・津波編）検討委員会
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000188.html

◇課題
 東日本大震災においては、想定を超える規模の津波が発生し甚大な被害が発生。
 今後は、最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき対策を行うこととしている。
 土砂災害においても、最大規模の外力に対するリスク評価を行い、「減災」の考え方に基づき生命・身体・財産を守る対策を講ずる必要がある。

◇方向性の検討
 「今後の土砂災害対策を考える会」において、東日本大震災を踏まえた「今後の土砂災害対策の方向性」を提示。

◇大規模土砂災害への対応
 砂防分野においては、天然ダムや火山現象等に起因する大規模災害について、今般の東北地方太平洋沖地震に相当する現象の規模を想定して、土砂災害に関する情報提供、土砂災害ハザードマップの作成・周知等のソフト対策を中心に対応。

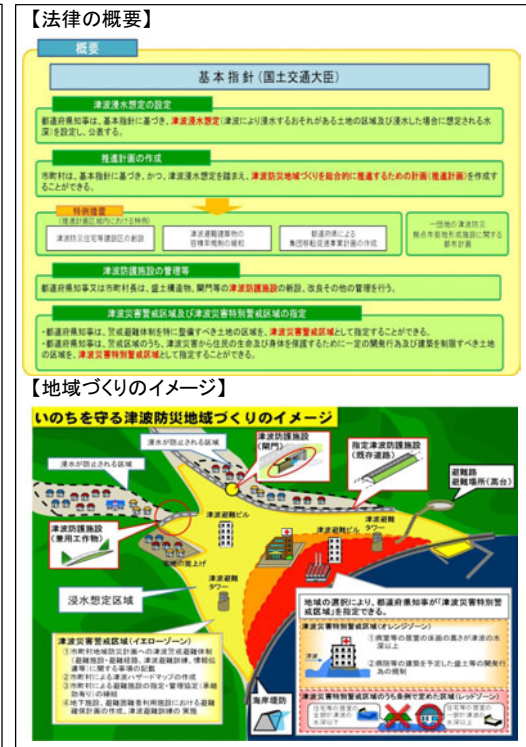
土砂災害の原因となる主な自然現象に対する対応状況イメージ			
自然現象	特性	ハード対策中心 (主に予防)	ソフト対策中心
 <p>土石流 地すべり 急傾斜</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●既往の砂防堰堤等の技術で事前の対応可能 ●危険箇所数が膨大 		
 <p>天然ダムに起因する土石流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震や豪雨による崩壊で天然ダムが形成されるため事前の対応が困難 ●決壊までに時間がある場合は緊急工事を実施 		
 <p>深層崩壊</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発生する地域を特定し位置を特定できないため事前の対策工事が困難 ●地震や豪雨により天然ダムが形成するなど自然現象の規模が大きい 		
 <p>火山噴火に起因する土石流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●火山噴火に起因し、継続的に発生 ●対策工事により被害の軽減や被災を軽減させることが可能 		
 <p>火山現象 溶岩流 融雪型火山泥流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●火山噴火に起因し、継続的に発生 ●対策工事により被害の軽減や被災を軽減させることが可能 		
 <p>火砕流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自然現象の規模が大きく対策工事が困難 		

◇参照先: 今後の土砂災害対策を考える会 http://www.mlit.go.jp/river/sabo/kongo_dosyasaigai.html

◇取組の概要
 東日本大震災の教訓を踏まえ、平成23年12月に、「人の命が第一」、「災害に上限はない」という考えのもと、「減災」の視点に立ち、最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提として、ハード・ソフト施策を組み合わせる「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するため、「津波防災地域づくりに関する法律」が成立した。
 都道府県知事が、最大クラスの津波が悪条件下において発生することを前提に津波防災地域づくりを実施するための基礎となる津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水区域及び水深）を設定する。その上で、津波浸水想定を踏まえて、市町村による推進計画の作成、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域等のハード・ソフト施策を、地域の実情に応じ、適切かつ総合的に組み合わせることにより、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講じていくこととしている。

○スケジュール

- ・H23/7/6 : 社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会において「津波防災まちづくりの考え方」についての緊急提言を取りまとめ。
- ・H23/12/14: 「津波防災地域づくりに関する法律」の公布
- ・H23/12/27: 法律の一部施行、基本指針決定
- ・H24/6 : 法律の全部施行（予定）



◇参照先: 津波防災地域づくりに関する法律について <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunambousai>

◇取組の概要
 将来起こりうる大災害に備えるため、東日本大震災から得られる教訓を踏まえ、我が国全体の災害対応について再点検を行い、広域的な国土政策の観点から災害に強い国土・地域づくりの基本的方向性を示していくことが喫緊の課題である。

このような重要課題の検討を目的に、平成23年6月に国土審議会政策部会の下に防災国土づくり委員会が設置され、災害に強い国土への再構築を図るという課題について調査審議を行い、平成23年7月に「災害に強い国土づくりへの提言」が取りまとめられた。

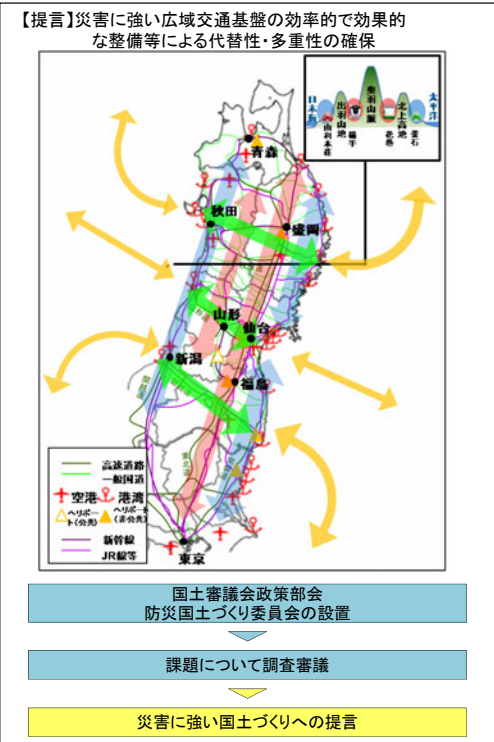
本提言では、巨大災害を想定した場合、個々の施設等の対策を超えた、より広域的、総合的な観点からの国土政策上の対応が必要であるとされている。

(提言された内容)

1. 国土全体での機能分担・配置等の在り方
2. 災害に強い広域交通基盤の効率的・効果的な整備等による代替性・多重性の確保
3. 災害に備えた情報通信の在り方
4. 災害リスクを考慮した安全で安心できる国土利用
5. 安定的なエネルギー供給が可能な国土の形成
6. 震災に対応したサプライチェーン及び生活交通の確保の在り方
7. 震災復旧・復興における多様な担い手の活躍

(取りまとめスケジュール)

- ・H23. 6 国土審議会政策部会防災国土づくり委員会設置
- ・H23. 7 「災害に強い国土づくりへの提言」取りまとめ



◇参照先: 防災国土づくり委員会提言 http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/kokudo03_sg_000045.html

◇取組の概要

○背景

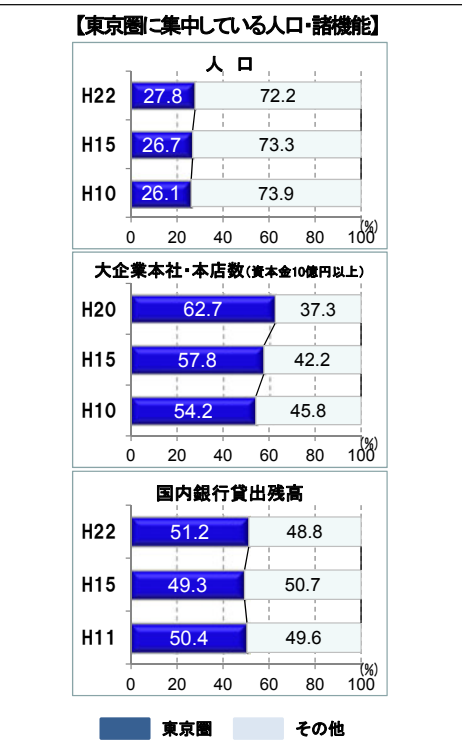
- ・東日本大震災復興構想会議
 「復興への提言～悲愴のなかの希望～(平成23年6月)」
 →大災害が生じた場合でも、わが国全体としての経済社会活動が円滑に行われるよう国土の防災性を高める観点から、各種機能のバックアップの在り方、機能分担・配置の在り方等広域的な国土政策の検討の必要性を指摘。
- ・国土審議会政策部会防災国土づくり委員会
 「災害に強い国土づくりへの提言(平成23年7月)」
 →東京圏の機能をどう分担し、或いはバックアップしていくかの検討がまずもって必要との指摘。

○検討会の開催

- ・政務二役と有識者委員による「東京圏の中核機能のバックアップに関する検討会」を、平成23年12月に設置
- ・東京圏の中核機能のバックアップに関する基礎的な検討を実施(平成23年12月9日以降5回開催)
- ・平成24年4月5日に基礎的な論点とその考え方を内容とする取りまとめを公表

○バックアップ体制の構築に関する論点と考え方
 (平成24年4月5日「二次とりまとめ」より)

- 行政中核機能のバックアップすべき業務の考え方
 - ・業務の種類としては、危機対応業務と一般継続重要業務
 - ・業務の範囲については、危機発生からより短い時間内に行うべき業務をより優先するとすれば、業務継続計画のRTO(Recovery Time Objective:目標復旧時間)の考え方が参考になる
- バックアップの平時の体制の考え方
 - ・代替要員、代替施設・設備の平時の体制は、ホットスタンバイ(要員等が常にスタンバイ)、ウォームスタンバイ(要員は平時は別業務)、コールドスタンバイ(要員は東京から駆けつける)を基本に検討
- バックアップ場所が満たすべき要件(制約)の考え方
 - ・東京との同時被災の可能性が低いこと、災害の蓋然性が低いこと、東京圏との交通・移動が容易かつ確実であること 等



◇参照先: 東京圏の中核機能のバックアップに関する検討会 http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000017.html

◇取組概要

① 東北圏広域地方計画の見直し・推進

- 東北圏の将来像や広域的なプロジェクトを定めた東北圏広域地方計画について、国土審議会防災国土づくり委員会の「災害に強い国土づくりへの提言」を踏まえ、現行計画の検証・点検を実施。
- 広域的な機能分担を踏まえた地域間連携の促進や広域交通ネットワークの代替性・多重性の確立等、震災からの復旧・復興に関する取組を通じて得られた多くの貴重な教訓や課題を今後の防災対策や地域づくりに活かし、全国モデルとなる持続可能で災害に強い新たな地域ビジョンを提示すべく、東北圏広域地方計画の見直しを行う。

② 広域地方計画の総点検

- 国土審議会防災国土づくり委員会の「災害に強い国土づくりへの提言」を踏まえ、東北圏以外の圏域についても、災害に強い国土・地域づくり等の観点から広域的に取り組むべき課題の抽出・整理等を行っている。

東日本大震災の発生

各圏域を取り巻く状況の変化

震災のインパクトは、インフラ、産業等多方面に及び、被災地のみならず全国に波及。防災、エネルギー等新たな課題も顕在化。

➡ 広域地方計画策定時(H21.8)と状況が大きく変化

国土審議会防災国土づくり委員会の提言

災害に強い国土づくりへの提言(H23.7)

➡ 全国的観点から将来ビジョンの見直しが必要

東北圏をはじめとする各圏域で、現在の広域地方計画の総点検を早急を実施

東北圏域

震災の教訓や課題を整理し、全国モデルとなる新たな地域ビジョンを提示すべく、広域地方計画の見直しを行う

その他の圏域

「減災」の発想に立ち、災害に強い国土づくり・地域づくり、巨大災害の備えの観点から、計画の総点検を実施

持続可能で災害に強い国土の実現

◇参照先: 東北圏広域地方計画 <http://www.thr.mlit.go.jp/kokudo/top.html>
 その他圏域の広域地方計画 http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk5_000029.html

国土交通省	首都直下地震等に対する鉄道の防災・減災対策	地震・津波に強い国づくり、まちづくり
-------	-----------------------	--------------------

◇鉄道におけるこれまでの主な地震対策

○阪神大震災や新潟中越地震における被災を踏まえ、高架橋柱の耐震補強等の地震対策を推進

- 高架橋柱、地下トンネルの倒壊等の著しい損傷を防ぐための耐震補強
 - ⇒首都圏※1は概ね完了（新幹線約100%※2、在来線約98%※3）
- 主要駅の耐震補強
 - ⇒首都圏について順次施工中（耐震化率：約92%）
- 早期地震検知システムの導入
 - ⇒JR、大手民鉄等について導入済み

※1: 1都3県（高架橋柱は一部他の区間を含む）
 ※2: 高架下利用者との交渉を継続している一部を除き、耐震補強はすべて完了
 ※3: 列車運行本数10本/時以上の線区を対象

◇東日本大震災を踏まえた地震防災対策の検証

○東日本大震災における被災状況を踏まえ、駅、高架橋等の鉄道施設の耐震化等の、これまでの地震対策の検証・改善を実施中

- 鉄道施設の地震対策（新幹線・在来線の耐震基準等）
- 津波発生時における鉄道旅客の安全確保（津波発生時の避難誘導等）
- 首都圏鉄道の運転再開・利用者への情報提供
- 大都市圏の地下鉄道の浸水防止対策（浸水対策、誘導方策）等

◇今後の取組

○検証結果等を踏まえ、首都直下地震や南海トラフの巨大地震の切迫性に鑑み、ソフト・ハード両面からの地震津波防災・減災対策を推進

- 耐震補強の対象施設の拡大
- 津波発生時等における避難誘導の迅速化 等

鉄道駅の耐震補強の例
(コンクリート製の柱に鋼板を巻き補強)

阪神大震災や新潟中越地震における被災を踏まえ、高架橋柱の耐震補強等の地震対策を推進

東日本大震災における被災を踏まえ、鉄道施設(駅、高架橋等)の耐震化等の、これまでの地震対策を検証・改善

首都直下地震や南海トラフの巨大地震の切迫性に鑑み、ソフト・ハード両面からの地震津波防災・減災対策を推進

◇参照先: 国土交通省鉄道局 <http://www.mlit.go.jp/tetudo/index.html>

附-26

◇取組の概要
交通政策審議会 港湾分科会 防災部会（部長：黒田勝彦神戸大学名誉教授）において、東日本大震災を踏まえ、被災要因や施設の防護効果を検証し、地域の実情に応じて産業やまちづくりとも連携した被災港湾の復旧方針を樹立するとともに、津波からの防護水準や防護方式の再点検を行い、港湾における総合的な津波対策の在り方について検討を行う。平成23年7月6日に中間とりまとめをしたところ。

港湾における総合的な津波対策のあり方(中間取りまとめ)の概要

<p>防災・減災目標の明確化</p> <p>2つのレベルの津波を想定。いずれのレベルに対しても、最悪のシナリオのもとに避難計画を策定。</p> <p>発生頻度の高い津波 概ね数十年から百数十年に一回程度の頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人命、経済活動等を守る「防災」 ○防潮堤から背後地への浸水を防止 <p>最大クラスの津波 発生頻度は極めて低いが、影響が甚大な津波</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人命を守る「減災」 ○防潮堤からの浸水は許容するもの、土地利用や避難対策と一体となった総合的な対策を講じる 	<p>港湾の産業活動・まちづくりと連携した防護のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他の施設を津波防災施設として活用するなどの総合的な防護対策を検討 ○立地企業の業務維持等の観点から、費用対効果を十分に検証しつつ岸壁や護岸のハード対策を検討 ○企業BCPの策定を促進。また、官民連携のもとでの港湾BCPを策定
<p>◇スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成23年5月16日 第1回防災部会 ○平成23年6月3日 第2回防災部会 ○平成23年7月6日 第3回防災部会（中間取りまとめ） ○平成24年2月29日 第4回防災部会 ○平成24年5月8日 第5回防災部会 ○平成24年6月上旬 第6回防災部会（答申予定） 	<p>避難対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波の到達時間等を考慮し、港湾の労働者や利用者の避難施設を浸水想定区域内に設ける ○避難に係る情報提供システムの強化・多重化 <p>粘り強い構造を目指した技術的検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、最大クラスの津波に対して、壊滅的な倒壊はしにくい粘り強い構造とする

【港湾における「減災」のイメージ】

◇参照先：交通政策審議会 港湾分科会 防災部会
http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_kouwanbousai01.html

◇取組の概要

- 国土交通省航空局では、東日本大震災において、大津波の来襲により仙台空港が漂流物の散乱や各種機材の浸水等の大きな被害を受けたことを踏まえて、沿岸域の空港における、ソフト・ハード面を含む総合的な津波対策の在り方についての基本的な方針を検討するため、「空港の津波対策検討委員会」を平成23年6月に設置し、計3回に渡る検討委員会を経て、平成23年10月21日に「空港の津波対策の方針」を策定。
- 本方針に基づき、大規模な地震が想定される地域の沿岸部に立地する空港においては、早急に津波に対する緊急避難体制を構築し、人命保護に万全を期することとした。「緊急避難計画」を順次策定中であるとともに、特に津波によるリスクが高い空港においては、緊急的対策として電源施設等の浸水対策及び、津波シミュレーションを実施中。
- 今後は本方針に基づき、津波により空港が被災した場合においても、被災後3日以内に、救急・救命活動や緊急物資輸送活動等の拠点として活用するために最低限必要な施設を利用可能とするための方策として、空港の早期復旧対策を検討することとしている。

空港における津波対策検討会
 (座長：日本大学理工学部 社会交通工学部 轟教授)
 第1回委員会 6月28日開催
 第2回委員会 8月1日開催
 第3回委員会 9月6日開催

・人命保護の方策
 ・地上走行中の旅客機内の乗客・乗員の安全確保

・早期復旧対策

対策①：各空港の津波発生時の緊急体制の構築

- ・情報伝達、避難指示
- ・地上走行航空機に対する津波関連情報、安全関連情報等の提供体制
- ・関係機関の連携

空港の津波対策のプロセス

空港の早期復旧対策

- 復旧活動に関わる関係機関との協力体制の構築
 - ・アクセス道路の復旧
 - ・排水支援
- 早期復旧のための措置
 - ・漂流物除去計画策定
 - ・早期電源復旧対策
 - ・セキュリティエリアの確保対策

早期に対応を図るもの(発電施設等の浸水対策) ※H23年度改訂版にて実施
 津波シミュレーション実施 ※H23年度改訂版にて実施

対策②：各空港の早期復旧対策
 (復旧作業計画、資機材搬入計画等)

【空港の津波対策①：緊急避難体制の構築】

1. ターミナル周辺の旅客、周辺住民、空港関連職員等の避難対策

<p>津波避難計画の策定</p> <p>関係者で協議会等を設置し、下記項目について事前検討・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難実施判断基準の設定 情報入手・伝達方法の確保 避難場所の設定 避難者への対応 	<p>空港管理倉庫、空港内事業者、関係機関等の体制・役割分担等</p> <p>避難計画の実施を確実なものとするための訓練等の実施</p>
---	--

2. 地上走行中の旅客機内の乗客・乗員の安全確保

津波警報が発せられた際に滑走路及び滑走路上にある旅客機については、旅客等の安全確保のため、速やかに旅客ターミナルビルに戻るよう誘導することが原則。但し、照られたケースではあるが、ターミナルまで戻る事が困難な場合に、パイロットが「安全のために離陸することを選択する可能性があることも想定しておくことが必要。

【空港の津波対策②：施設被害軽減・早期復旧対策】

- (1) 漂流物対策
- (2) 電源の早期復旧対策
- (3) セキュリティ早期復旧対策
- (4) アクセス確保や排水作業実施

◇参照先：空港の津波対策検討会 http://www.mlit.go.jp/report/press/cab09_hh_000019.html
 空港の津波対策の方針 http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku09_hh_000024.html

◇取組の概要

東日本大震災により被災した海岸保全施設の早期復旧による沿岸部の安全度向上を図り、被災地の復旧・復興に資するため、「海岸における津波対策検討委員会」（座長：磯部雅彦東京大学大学院教授）を平成23年4月に設置し、被災状況調査結果や既存の海岸保全施設の検証を踏まえ、今次津波により甚大な被害を受けた地域における海岸保全施設の復旧、及び被災地以外における施設の改良等の基本的な考え方を取りまとめた。

H23/7：検討委員会等における議論を踏まえ、「設計津波の水位の設定方法等」を定め海岸管理部局に通知。

H23/11：「平成23年度東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した海岸堤防等の復旧に関する基本的な考え方」を取りまとめ。

H23/12：「海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策について」を海岸管理部局に通知。

○設計津波の水位の設定方法

- 過去に発生した津波の高さを整理（調査等の記録や文献、必要に応じたシミュレーションによる）
- 一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）に到達すると想定される津波の集合（設計津波対象群）を選定し、設計津波の水位を算定

○海岸堤防等の粘り強い構造

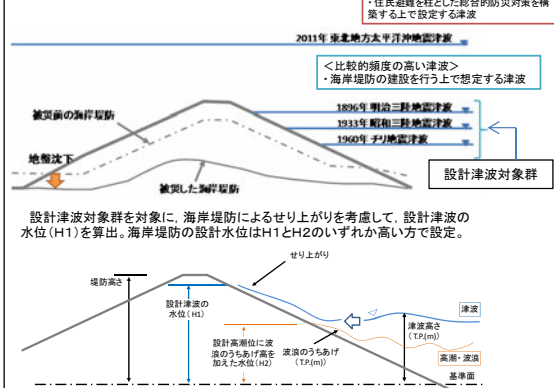
- 青森県から千葉県における今次津波の高さや海岸堤防等の被災状況等を調査し、被災形態の特徴等を整理
- 調査結果を踏まえ、被災メカニズムを想定
- 粘り強く効果を発揮する海岸堤防等の構造上の工夫
- ※ 他の工夫等は今後の課題として位置付け、引き続き検討を進めるべきものとした。

○耐震対策に関する留意事項

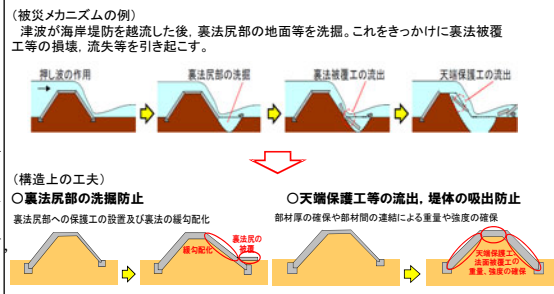
- 防護対象の津波を生じさせる地震に対する構造の安全及び天端高の維持に関する照査（地盤沈下、液状化を考慮する）
- 今次地震による地盤沈下への対応（沈下が生じた地域では、海岸堤防等の被災の有無にかかわらず、最低限、従前の高さまでの復旧が必要）

現在、農林水産省及び国土交通省の海岸関係部局や関係研究機関において、適切な役割分担のもと模型実験等を含む検討を実施しているところ。

【地域海岸における設計津波の水位の設定】



【海岸堤防等の粘り強い構造】



◇参照先: 海岸における津波対策検討委員会 提言「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した海岸堤防等の復旧に関する基本的な考え方」について http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000429.html

◇「河川津波対策検討会」を設置（平成23年7月）

○目的

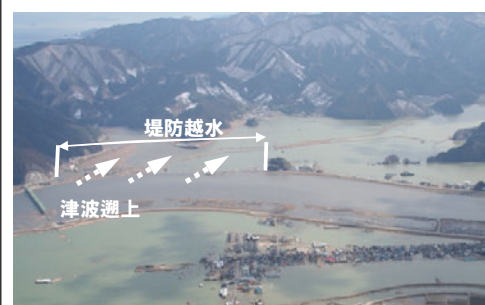
東日本大震災における津波災害に鑑み、海岸保全における検討、津波防災まちづくりに関する検討等と整合を図りつつ、東北地方における早期の復旧・復興対策に資するべく、また全国における河川津波対策が円滑に進むよう、河川における津波対策の考え方を明確にして、早急に提言として取りまとめる。

○「河川への遡上津波対策に関する緊急提言」の概要

施設による津波対策を実施する「施設計画上の津波」（いわゆるレベル1の津波）に対する河川管理としての取組及び「最大クラスの津波」（いわゆるレベル2の津波）への対応、さらには今後の取組について提言。

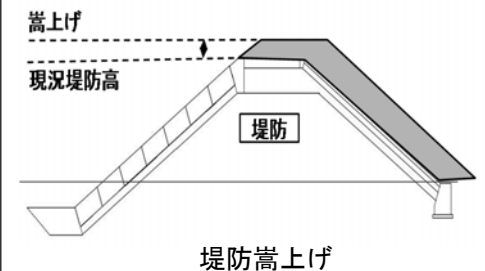
- 河川津波対策の基本
 - 河川管理における津波の位置付け
 - ・河川津波は、洪水と並んで計画的に防御対策を検討すべき。
 - 河川管理における施設の諸元等を定める津波
 - ・施設の諸元等を定める津波を「施設計画上の津波」として、対策を講ずるべき。
 - ・「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として扱い、津波防災まちづくり等と一体となった減災の対象と考えるべき。
- 「施設計画上の津波」に対する河川津波対策
 - 河川管理における津波外力の扱い
 - ・津波は洪水や高潮とは異なる外力であり、河川津波は浸食作用に対して護岸等の構造上必要な措置を講ずるべき。
 - ・河口が位置する地域海岸の設計津波と同一の津波を基本とすべき。
- 「最大クラスの津波」への対応
- 津波防災まちづくりの推進と河川管理の充実に向けて

【被災状況】



津波の遡上による被害

【河川津波対策】




◇参照先: 河川津波対策検討会 http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kasentsunamitaisaku/index.html

◇取組概要


東日本大震災では、東北地方から関東地方の広範囲にわたって河川堤防が被災し、被災箇所は2,000箇所を超えた。大規模な被災の原因は液状化であり、地震動の強さ、継続時間の長さや繰り返し回数の多さという東北地方太平洋沖地震の特徴が液状化の発生に影響を与えたと考えられる。液状化による河川堤防の被災形態としては、従来から想定されていた基礎地盤の液状化のほかに、これまで主眼が置かれていなかった堤体の液状化による被災が多数発生した。そこで、東日本大震災で得られた河川堤防の被災に関する知見を整理し、今後の耐震対策手法の改善等に反映させるべく、平成23年5月に「河川堤防耐震対策緊急検討委員会」が設置され、平成23年9月に「東日本大震災を踏まえた今後の河川堤防の耐震対策の進め方について 報告書」が取りまとめられた。

堤体の液状化のプロセスは、軟弱粘性土上に砂質土の堤防が築堤された場合に、圧密沈下により堤体下部にめり込みとゆるみが発生し、浸透水の滞留により飽和領域が形成されることでこの領域が地震動によって液状化し、堤体のすべりや天端の亀裂、陥没等が発生したものと考えられる。報告書を受け、河川堤防の耐震性能照査方法の見直しを行い、堤体の液状化についても照査の対象に加えるとともに、対策が必要な箇所については、堤体内の水位を下げる等の対策を実施することとした。

【被災状況】



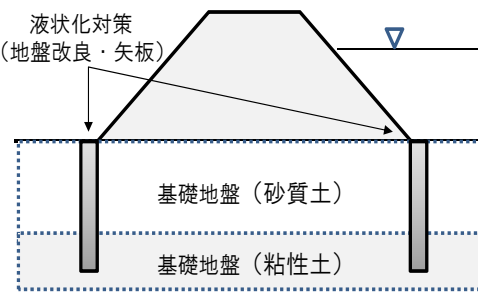
北上川【石巻市】
堤防流出・決壊



江戸川【幸手市】
堤防法崩れ

様々な堤防の被災状況

【堤防の液状化対策例】



◇参照先: 河川堤防耐震対策緊急検討委員会(財団法人国土技術研究センターホームページ)
<http://www.jice.or.jp/sonota/t1/201106210.html>

◇「東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会」を設置(平成23年4月)

○目的

東日本大震災における被災施設の早急な補修・復旧に向けた方針、現時点では必ずしも統一的な考え方が確立されていない大規模地震やそれに伴う津波に対する河口堰・水門等の基本的な操作の在り方、設計条件として考慮すべき地震動及び津波外力の考え方等について、河川工学や河川構造物、津波に関する多領域にわたる諸分野の高度かつ技術的な検討を行う。

○東日本大震災を踏まえた堰・水門等の設計、操作のあり方について(平成23年9月30日)

堰・水門等の施設を対象として、今後の設計・操作の考え方について今回発生した事象を踏まえて速やかに対応すべき事項及び技術的に確立されていないために今後検討や研究・開発が必要な事項が取りまとめられた。

○今後の設計・構造の考え方(基本的な考え方)

- 施設の諸元等を定める場合の津波の設計外力には、施設計画上の津波を用いる。
- 施設計画上の津波に対しての設計・構造は、堤内地の被害を最小限に抑えることを目指して、操作と併せ、一体的に検討する必要がある。
- 河川津波に対する操作を行う必要のある施設では、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、遠隔化、自動化及び無動力化のための設備を可能な限り採用する必要がある。

○今後の操作の考え方(基本的な考え方)

- 堤防の機能を有している水門等は、河川津波の際には高潮の際と同様に、ゲートを閉めることが基本となる。
- 操作員の安全のため、機側操作を行うことが不適切な場合は遠隔操作を原則とし、その旨を操作規則等に記載する必要がある。

【津波遡上状況】



月島第一水門
高潮(津波)時の水位上昇

【被災状況】



堤防陥没喪失
(本体・ローラーゲートには損傷なし)



操作室:津波により損傷

【水門等の自動化・遠隔操作化等】



津波警報を受信すると自動でゲートが閉まる

【津波に対応した河川管理施設操作規則等の見直し】

・河川津波に対応した河川管理施設(水門等)の操作の基準の見直しを検討。

◇参照先: 東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会
http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kakouzeki_suimon/index.html

◇取組の概要

■背景
東日本大震災を機に、事業継続性・節電対策の観点からテレワークへの関心が高まっている。
テレワークを実施している企業は東日本大震災後から大企業を中心に徐々に増加し、平成23年6月時点で2割に達する。国土交通省による平成23年度テレワーク人口実態調査においても、ここ3年の横ばい状態から、大幅に増加したことが示されている。

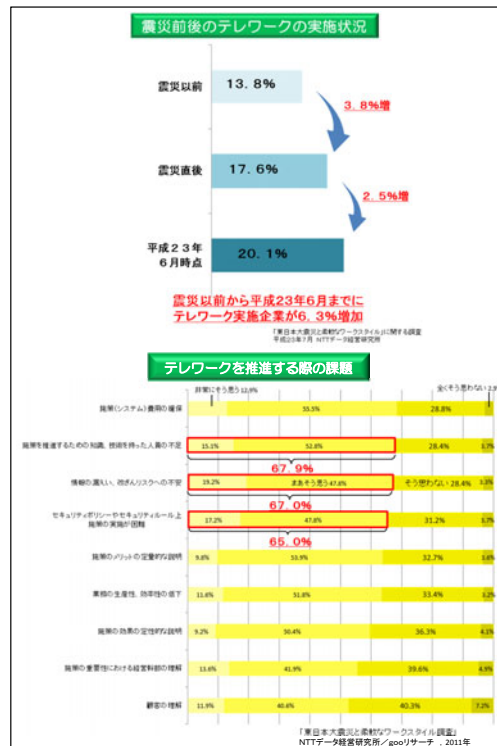
■課題
このようにテレワークに対するニーズは高まっている一方、情報セキュリティに対する懸念やテレワークシステムに関するノウハウ不足といった導入に関する課題が顕在化。

■平成24年度の取組
このような課題に対応するため、以下の施策を実施予定。

①新たなセキュリティガイドラインの策定
新たなICT機器の登場、クラウド型サービスの追加等の情報通信技術の進展を踏まえ、テレワーク導入の促進に資する新たなセキュリティガイドラインの策定を行う。

②全国キャラバンの実施
民間企業等を対象にテレワーク導入による効果、導入事例、セキュリティガイドライン等の周知・普及のためのセミナーを全国で実施。

③専門家の派遣
テレワークの導入を希望する企業に対し、テレワーク専門家を派遣し、企業の業務内容・セキュリティレベル・コスト等に応じた最適なシステムのアドバイス等企業への具体的導入支援を実施。



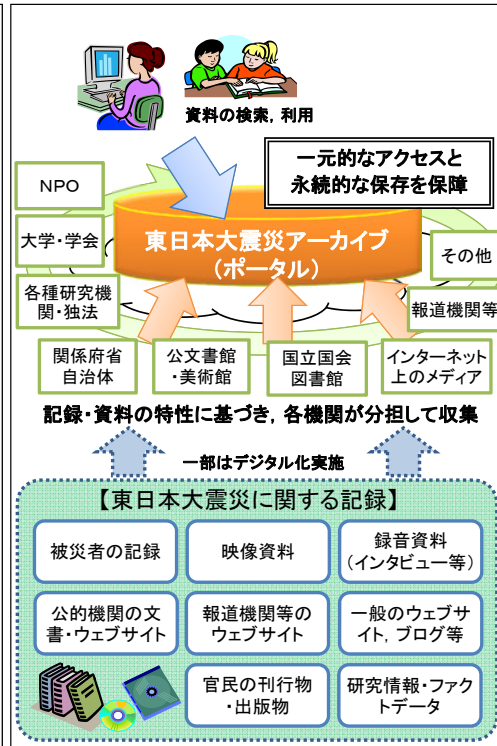
◇参照先: テレワークの推進 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

◇東日本大震災から得られた教訓
我が国は、過去、幾度となく災害を経験し、その度ごとに、その教訓を活かし、防災対策を強化してきたが、時間の経過とともにその教訓は、忘却され、風化しやすい面もある。東日本大震災と同様の被害を起ささないために、地域・世代を超えて今回の教訓を共有化することが必要。

◇取組の概要

○「東日本大震災アーカイブ」の構築
総務省と国立国会図書館が連携して、東日本大震災に関する記録をデジタルデータにより収集・保存・公開するためのルール作りを行うとともに、ネット上に分散して存在する東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト「東日本大震災アーカイブ」を平成24年度末までに構築。
また、被災地において震災関連デジタルアーカイブを構築、運用モデル実証を実施。

○スケジュール
H25/4月: 「東日本大震災アーカイブ」サービス提供開始



◇参照先: 総務省 <http://www.soumu.go.jp/shinsai/index.html>
国立国会図書館ホームページ http://www.ndl.go.jp/jp/311earthquake/disaster_archives/index.html

文部科学省	津波災害総合シナリオ・シミュレータを活用した 津波防災啓発活動の全国拠点整備	教訓の伝承・防災教育・訓練
-------	---	---------------

【問題点】津波が来た時は逃げるといふ危機意識が沿岸地域の住民に薄かった。
【成果】津波のハザードマップ作成等、啓蒙教育を子どもたちを対象に行い続けた結果、釜石市の14の小中学校の約3,000人が自主的に避難し津波を逃れた。



津波が迫る中、自主的に避難する小中学生。中学生が小学生の手を引き、誘導した

■津波防災教育カリキュラムを作成し、学習の中に取り入れ、危機意識を徹底させたことが奏功

津波災害は住民の警戒意識の低さに大きな問題があり、津波警報が発令されても避難しなかったり、一旦避難しても第一波をやり過ごした後、家に戻るというような行動が被害を拡大させてきた。そこで群馬大学大学院教授の片田敏孝氏らのグループは、科学技術振興機構社会技術研究開発センターの「安全安心」研究開発領域で津波防災教育ツール「津波災害総合シナリオ・シミュレータ」を開発し、平成20年より「研究開発成果実装支援プログラム」で同ツールを活用して、災害に強い地域をつくるための意識啓発や小中学生への防災教育の取組を継続してきた。

東日本大震災では、活動の拠点の一つであった岩手県釜石市が津波に襲われ、海から1キロ以内にある小中学校では校舎が3階まで水没したが、日頃から行っていた防災教育・訓練により、中学生が小学生を引率して冷静に避難を行った。釜石市の14の小中学校から避難した生徒約3,000人が全員無事に逃げることで、「釜石の奇跡」と呼ばれた。

■文科省が防災担当教員を全国全校に配置する方針を固め、研修を開始

これまで学校では防災教育は行われていなかった。そこで文科省では、防災の専門知識を持つ教員の養成と全校への配置を始めた。「釜石の奇跡」に着目し、指示がなくても「どうしたら生き残れるか」を自ら判断し、主体的に避難する子どもの育成を目指している。



釜石市の防災教育の概要
釜石市の避難行動に関するアンケート結果

◇参照先: 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
研究開発成果実装支援プログラム <http://www.ristex.jp/implementation/index.html>
津波災害総合シナリオ・シミュレータを活用した津波防災啓発活動の全国拠点整備 <http://www.ristex.jp/implementation/development/tsunami.html>

文部科学省	学校における防災教育・防災管理等の見直し	教訓の伝承・防災教育・訓練
-------	----------------------	---------------

◇取組の概要

東日本大震災では、日頃の防災教育の成果を生かし、小学生が自らの判断でさらに高台に避難した例や、中学生が、小学生やお年寄りを誘導して速やかに避難した例があった。

文部科学省では、東日本大震災の教訓を次代を担う子どもたちに伝え、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高められるよう、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、防災教育や避難訓練等の防災管理の見直し、災害発生時の教職員による安全指導の充実等について審議し、中間取りまとめを公表した。

その中で、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため、

- ・「主体的に行動する態度」を育成すること
- ・支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めること
- ・被災時における安全を確保するための防災管理・組織活動の充実・徹底等が基本的な考え方として示され、これらの意見等から「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を作成し、全国の学校等に配布した。今後、教職員向け防災教育参考資料「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」の改訂や「実践的防災教育総合支援事業」においてさらに具体化していく。

特に、「実践的防災教育総合支援事業」では、

- ・児童生徒等の安全確保を推進するため、「主体的に行動する態度」を育成するための教育手法や緊急地震速報等の防災に関する科学技術等を活用した避難行動に係る指導方法の開発・普及
- ・外部有識者を学校に派遣し、『危険等発生時対処要領』や避難訓練等に対するチェック・助言と地域の防災関係機関との連携体制の構築
- ・支援者としての視点から、被災地へのボランティア活動等を通じて、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発・普及

を一体的に実施していくことで、学校内だけでなく、地域の防災関係機関との連携体制を構築・強化していく。

また、平成24年4月27日に「学校安全の推進に関する計画」を閣議決定し、総合的かつ効果的な学校安全に係る取組を推進していくこととしている。

←小中学生と一緒に避難している様子（H23.3.11津波襲来前に撮影）
（群馬大学防災社会工学研究室HPより）

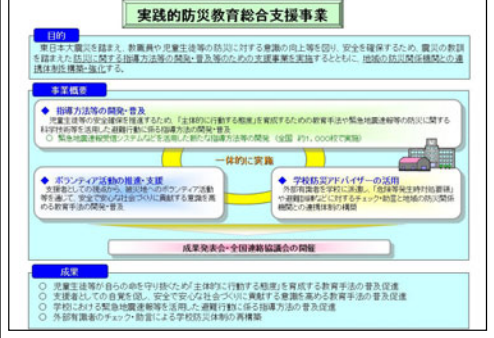
「備わってない備わってない」繰り返さない！
学校防災マニュアル(地震・津波災害)
作成の手引き

地域性を生かした学校独自のマニュアルづくり

避難訓練の実施・評価・マニュアルの構築

学校の防災管理・発生時の避難管理・事後の防災管理

←【訓練】高台への避難（群馬大学防災社会工学研究室HPより）



◇参照先: 「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」の作成について http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/03/1318204.htm
「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」における中間取りまとめについて http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/09/1311690.htm

国土交通省	タイの洪水被害への国際緊急援助隊の派遣	教訓の伝承・防災教育・訓練
-------	----------------------------	---------------

◇被害の状況
 タイでは、平成23年6月から降り続いた雨の影響により、同年10月以降、チャオプラヤ河で洪水が発生し、バンコク近郊の工業団地を含む広い範囲で浸水被害が発生した。さらに、この洪水の影響はサプライチェーンの寸断により世界中に広がったほか、タイ国内での死者・行方不明者は800名に及んだ。

◇取組の概要
○専門家及び排水ポンプ車の派遣

タイ政府の要請を受け、洪水被害を受けたタイへの支援の一環として、東日本大震災における浸水被害地域での排水作業の経験を踏まえ、排水対策の専門家を国際緊急援助隊として派遣した。排水活動に使用する機材として、国土交通省が保有する高性能で機動力のある排水ポンプ車10台を、海外に初めて派遣した。派遣された排水対策の専門家は、国土交通省地方整備局、外務省、JICA、民間企業等に所属する計51名である。官民が連携した国際緊急援助隊の派遣は、国土交通省関係では初のことである。現地での排水活動は、11月19日から工業団地、大学、住宅地等、計7地区において開始され、現地関係者との調整や現地調査を行い、タイ人作業員に対する技術指導等を実施し、12月20日までの32日間で約810万m³（東京ドーム約7杯分、25mプール約23,000杯分）の排水に成功した。

○「防災パッケージ」による国際貢献

タイで発生した洪水に対する日本の取組の成果を踏まえ、今後は、事前に災害を予防し、被害の軽減を図るため、それぞれの国のニーズに応じて、防災情報、警戒避難体制、インフラ、土地利用規制、制度・体制に係るヒト・モノ・ノウハウを組み合わせ、調査・計画段階から管理・運営段階まで一貫して対応する「防災パッケージ」を、関係省庁、JICA等関係機関、産、学と連携して世界に戦略的に展開することにより、国と国との「絆」を深め、我が国と他国とがともに発展する新たな国際貢献モデルとすることを目指す。

【排水作業位置図】



【作業状況①】



【作業状況②】



【前後写真】



◇参照先: タイの洪水被害に対する国土交通省の取組 <http://www.mlit.go.jp/river/kokusai/disaster/thailand/index.html>

防衛省	災害対処の能力の向上	教訓の伝承・防災教育・訓練
-----	-------------------	---------------

◇取組の概要

東日本大震災における自衛隊の災害派遣活動について、平成23年8月に取りまとめた「東日本大震災への対応に関する教訓事項について（中間とりまとめ）」を踏まえ、災害を始めとする各種事態に対する対応能力を強化する措置を実施する。

- ・災害対処機能の向上のための予算措置
 自衛隊統合防災演習の他、各種訓練の実施や輸送力の強化、人員の確保、原子力災害対処能力向上のための予算を、平成23年度補正予算及び同24年度予算に計上した。
- ・平成24年度自衛隊統合防災演習（指揮所演習）の実施
 震災への対応に関する教訓を踏まえ、平成24年度の自衛隊統合防災演習を同7月に実施し、自衛隊等の災害対処能力の維持・向上を図る。演習においては、関係機関との役割分担を整理し、連携の強化に努める。演習後には、結果を検証して、更なる向上に努める。
- ・自衛隊首都直下地震対処計画の見直し
 防衛省防災業務計画等に基づいて作成されている、自衛隊首都直下地震対処計画について、東日本大震災対応に関する教訓や、平成24年度自衛隊統合防災演習の検証を踏まえて、見直しを行う。

【教訓のポイント】

- 首都直下地震対処計画の見直し
- 部隊輸送力の強化
- 第一線部隊等の人員確保
- 自治体との連携
- 原子力災害への対応
 （装備品の導入、防災訓練、研究開発等）
- 情報共有手段の強化
- 駐屯地等機能や体制の維持・強化
- 予備自衛官施策の充実
- 各種メンタルヘルスの充実 等

【訓練風景】



（平成24年1月12日 政府総合図上訓練）

◇参照先: 東日本大震災への対応に関する教訓事項について（中間とりまとめ）
<http://www.mod.go.jp/j/approach/defence/saigai/tohokuuki/index.html>

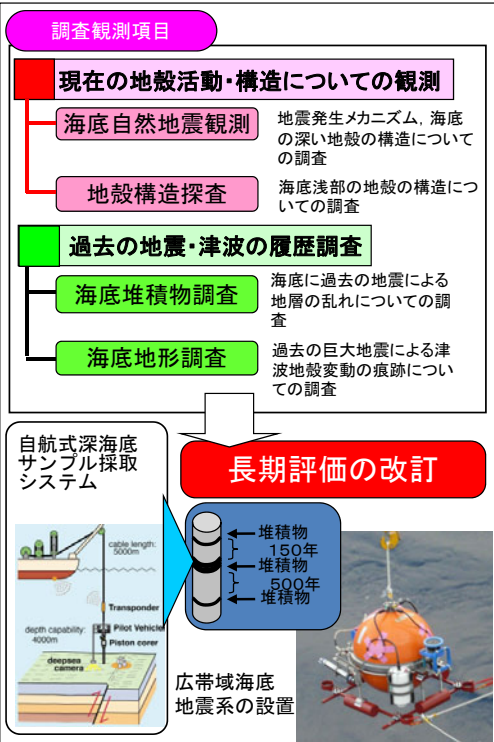
◇東北地方太平洋沖地震を受けて

地震調査研究推進本部では、これまで過去に発生した地震データに基づき、同じ領域で同等の規模の地震が繰り返し発生するという考え方で地震の規模や発生確率等の長期評価を行ってきた。しかしながら、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震のように、複数の領域が連動して発生する地震については、過去の知見が少なかったことから評価は行われていなかった。また、地震発生に伴う津波について、これまでは過去に発生した地震による津波の高さ等を示してきたが、長期評価は行っておらず、防災に資する情報を提供するには不十分であった。

◇取組概要

根室沖から房総沖までの海域において、今後発生する地震・津波の規模や発生確率等の評価の高度化に資するため、平成23年東北地方太平洋沖地震の震源域付近において、①海底自然地震観測、②地殻構造探査、③海底堆積物調査及び④海底地形調査を平成23年度から5ヶ年事業として実施し、近く構造や海底地形、過去の地震の発生履歴及び震源域の広がり进行を明らかにする。

平成23年度は観測機器の設置等、観測体制の構築を開始し、一部の観測を開始した。



◇参照先: 地震調査研究推進本部 調査研究の成果 http://www.jishin.go.jp/main/p_chousakansoku02.htm (※7月頃の公開に向けて準備中)

◇取組概要

今後の震災に備え、地震・津波の観測・監視体制の強化を目的として、東北地方太平洋沖及び南海トラフにおいて、海底地震・津波観測網の整備を行う。

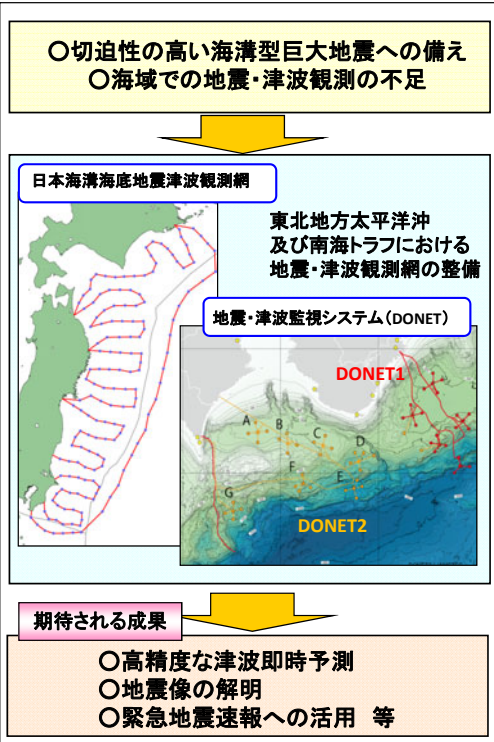
◇日本海溝海底地震津波観測網

東北地方太平洋沖に整備する「日本海溝海底地震津波観測網」については、平成23年度にケーブル敷設ルートや海底に設置する観測装置の詳細を決定し、ケーブル敷設ルート調査、観測点直下の構造探査、海底観測装置やケーブルの開発作成の準備を整えたところ。

平成24年度は東北地方太平洋沖地震による誘発地震の発生する可能性が特に高い房総沖及び三陸沖北部において、ケーブル敷設ルート調査や観測点直下の構造探査を行うとともに、ケーブル式海底地震・津波計を敷設し、システムの運用を開始する予定であり、平成27年度からの観測網の本格稼働を目指す。

◇地震・津波観測監視システム

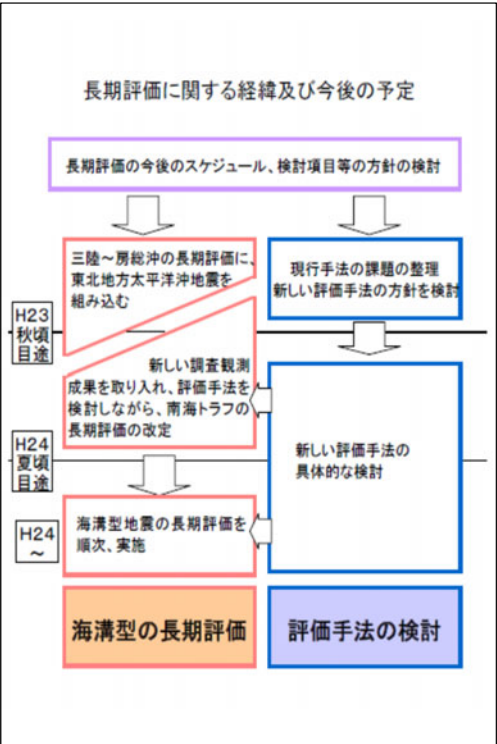
南海トラフにおいては、東南海地震想定震源域に地震・津波観測監視システムの整備を完了し、本格運用を開始したところ。今後は、南海地震の想定震源域に同様のネットワークを配置することとしており、平成27年度からの本格稼働を目指す。



◇参照先: 「防災科学技術研究所 日本海溝海底地震津波観測網の整備事業を開始(プレスリリース)」 http://www.bosai.go.jp/press/2011/pdf/20120329_01.pdf
「海洋研究開発機構 リーディングプロジェクト」 <http://www.jamstec.go.jp/jamstec-j/maritec/donet/index.html>

◇地震調査研究の在り方を見直し
 地震調査研究推進本部は平成21年4月に今後10年間の地震調査研究の在り方を示した「新たな地震調査研究の推進について」（新総合施策）について、見直しが必要であるか否かについて検討を行うことを平成23年9月の本部会合で決定。これを踏まえ、同本部政策委員会総合部会において、新総合施策の見直しのための議論を平成23年12月より実施している。

◇地震に関する評価方法の見直し
 地震調査委員会は、これまで地震の長期評価（地震の発生確率や規模等の評価）を行ってきたが、東北地方太平洋沖地震のような多くの領域が連動して発生する巨大地震を評価対象とできなかったことから、評価方法の見直しを実施することを平成23年6月に決定。
 これを受け、同月、同委員会長期評価部会の下に海溝型分科会（第Ⅱ期）を設置し、海溝型地震における評価方法の改善、新手法による南海トラフにおける地震の評価改訂について審議中。その他の海域については、順次評価を行うこととしている。
 日本海溝沿いの領域における地震については、東北地方太平洋沖地震に関する現時点の知見を組み込み、平成23年11月に現行の評価手法を用いて暫定的に評価を改訂。南海トラフにおける地震については、評価方法の改善と並行して、本年夏頃を目途に評価を改訂する予定。



◇参照先: 「新たな地震調査研究の推進について」見直しに係る総合部会等のこれまでの経過及び当面の予定について (平成23年5月7日 地震調査研究推進本部地震調査委員会決定) <http://www.jishin.go.jp/main/seisaku/hokoku12d/sg28-2.pdf>

◇ 取組の概要
 東日本大震災を契機として、緊急性を有する国際共同研究・調査を支援するために科学技術振興機構（JST）が開始した制度。支援対象は、自然災害、人的災害、感染症等の不測の事態に対して、緊急にデータの取得、問題解決を行う必要があり、海外研究グループと共同で行うことが特に効果的な研究・調査とした。

最終的には平成23年度は米国立科学財団（NSF）、仏国立研究機構（ANR）等4カ国6機関と共同で、合計33件の支援を実施した。

◇ 主な成果
 ・時松孝次教授（東京工業大学）らが米国研究者と共同で実施した液状化発生地区の建物被害状況調査及び地盤調査では、液状化被害の痕跡が消失する前に学術的に重要なデータが多数取得され、その調査結果は被災地区の復旧対策を講じる上での重要な基礎情報としてタイムリーに活用されている。
 ・吉田和哉教授（東北大学）らと米国研究者が共同で実施したレスキューロボットの技術開発では、日本側研究グループの有する地上走行型と米国研究グループの有する空中飛行型の災害対応ロボットを組み合わせて、被災建物内をくまなく探査することを目指し、東北大学の震災被災建物にてロボット探査を行い、探査エリアのほぼ完全な地図を作成することに成功した。



◇ 参照先: 国際緊急共同研究・調査支援プログラム(J-RAPID) (独立行政法人 科学技術振興機構ホームページ) <http://www.jst.go.jp/inter/project/country/j-rapid.html>

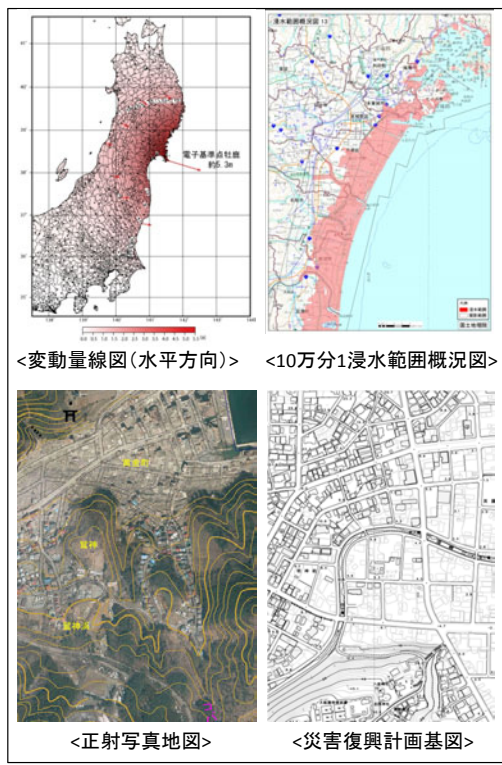
◇発災前に整備していた情報の提供
 地震の発災当日に、被災地域及びその周辺の地形図等を関係機関に提供した。同時に地形図や災害対策用地図及び津波の浸水地域の推定に有効な、被災前の標高データを用いた詳細な標高地図（デジタル標高地形図）を公表した。

◇被害状況の把握に関する取組と情報の提供
 発災翌日より、青森県から千葉県の太平洋沿岸部において、航空機による空中写真の撮影を実施した。さらに、被災後の空中写真や衛星画像（福島第一原子力発電所周辺）の判読を基にした、津波による浸水面積（561km²）の算出と浸水範囲概況図を公表した。
 また、被災後の数値標高モデルの作成やデジタル標高地形図を整備した。

地震による地殻変動に関しては、電子基準点の解析結果から、宮城県牡鹿半島で水平方向に最大で約5.3m、上下方向に約1.2mの地殻変動を観測した。さらに、震源断層モデル及び滑り分布モデルを作成し公表した。また、陸域観測技術衛星「だいち」のデータを用いたSAR干渉解析を実施し、東日本全域の地殻変動を面的に示すSAR干渉画像を公表した。

◇復旧対応等に関する情報の提供
 復旧・復興事業に必要な位置の基準を整備するため、

- ・5月31日に電子基準点438点の新しい測量成果を公表
- ・10月31日に三角点約43,000点及び水準点約1,900点の成果を改定
- ・地震に伴う位置の変化を補正する座標補正パラメータを公表
- ・復興作業の効率的な実施や、復興計画の策定を促進することを目的とした災害復興計画基図を作成し公表

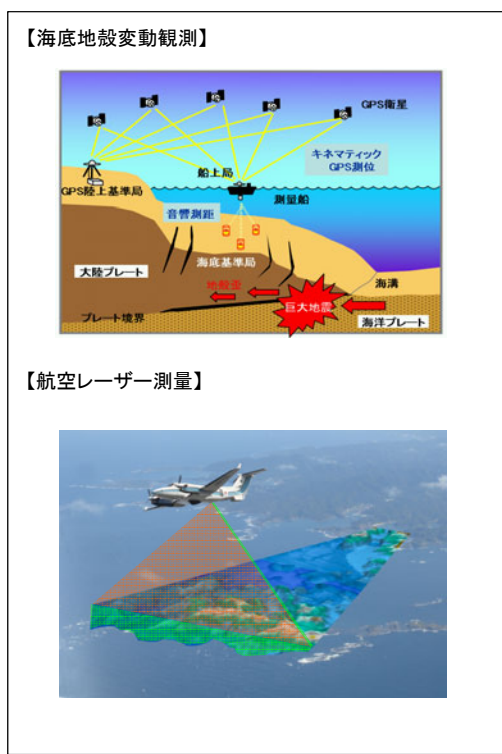


◇参照先: 東日本大震災に関する情報提供 http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23_tohoku.html

◇取組の概要
 今後、発生が懸念される大規模地震及びそれに伴う津波に備えるため、海上保安庁においては、東北地方太平洋沖地震を含めた地震の発生メカニズムの解明に資するための海底地殻変動観測や、津波シミュレーションに必要な詳細な海底地形データを整備するため、航空レーザー測量等による沿岸域の水路測量等を実施する。

○地震の発生メカニズムの解明
 海溝型地震の震源域における断層等把握のための海底地形調査及び地殻活動観測のための海底地殻変動観測を実施することにより、地震の発生メカニズム解明に関する研究に寄与している。平成23年度においては、海底地殻変動観測に係る取組強化に資するため、東海・東南海・南海地震の発生域である南海トラフにおいて、地殻変動を観測するための海底基準局の増設等を実施し、南海トラフにおける海底地殻変動観測体制を強化した。

○津波シミュレーションに必要な海底地形データの整備
 津波シミュレーションに必要な詳細な海底地形データを整備するため、航空レーザー測量等による沿岸域の水路測量を実施する。平成23年度においては、仙台湾及び宮古湾において航空レーザー測量を実施した。測量結果は関係機関に情報提供し、津波シミュレーションや海岸の侵食対策の検討に活用されるとともに、海図の補正等に活用している。



◇参照先: 海上保安庁 <http://www.kaiho.mlit.go.jp>

◇取組の概要

都市再生の推進に係る有識者ボード(座長:八田達夫(経済学者))において、防災の専門家等からのヒアリングを行い、東日本大震災における経験から得られる教訓を今後の我が国における都市再生にどのようにいかすべきかという点について、議論・検討し、平成23年10月7日に「都市再生特別措置法」に基づく都市再生基本方針の見直し(閣議決定)を実施した。

また、東日本大震災では、首都圏のターミナル駅周辺において避難者や帰宅困難者等による混乱が生じたことから、都市再生の推進に係る有識者ボードに、防災まちづくりの専門家による防災WG(座長:中林一樹(明治大学特任教授))を設置し、関係地方公共団体等の意見も踏まえ、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等のエリアに係る防災対策の充実の在り方を議論・検討し、同年12月に提言を取りまとめた。

これを踏まえ、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞り者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」が平成24年3月30日に成立、4月6日に公布された。

◇参照先: 都市再生基本方針の改正について

- http://www.toshisaisei.go.jp/kihonhoushin_kaisei/s1.pdf
人口・機能集積エリアにおけるエリア防災のあり方とりまとめ
- <http://www.toshisaisei.go.jp/youshikisya/index.html>
都市再生特別措置法の一部を改正する法律案について
- http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000051.html

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の概要

都市再生安全確保計画制度の創設

- 都市再生緊急整備地域(全国63地域を指定)の協議会(国、関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等(鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等を追加)からなる官民協議会)が、大規模な地震の発生に備え、
 - 避難経路、避難施設、備蓄倉庫等(都市再生安全確保施設)の整備・管理
 - 避難施設への誘導、災害情報・公共交通機関の運行情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練
- 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。
- 計画に記載された事業等の実施に対し予算支援(4.9億円)

一時避難の誘導と経路の確保

- 地震発生時に、鉄道駅やビルから円滑に誘導
- 誘導のための情報発信設備を整備
- 避難経路の協定(承諾効力法)により関係者による継続的な管理を担保

避難施設の確保

- 鉄道駅、オフィスビル等に避難施設を確保(数日間滞在)
- 避難施設の協定(承諾効力法)により関係者による継続的な管理を担保

避難訓練

- 平常時からの訓練

備蓄倉庫等の確保

- 計画に記載された備蓄倉庫等の部分を容積率不算入
- 地方公共団体上の管理協定(承諾効力法)により継続的な管理を担保
- 都市公園に備蓄倉庫等を設置する際の占用許可手続を迅速化

耐震改修等の促進

- 建築確認、耐震改修等の認定等手続を一本化

情報提供

- 災害情報、公共交通機関の運行情報等

都市公園の活用

- 備蓄の提供

◇現在の首都直下地震対策の評価・問題意識

- ◆首都直下地震に対しては、災害対応目標だけではなく、首都中枢機能の継続性確保という、首都特有の視点が存在。
- ◆東京圏の防災力は、業務継続計画の策定や訓練の実施等により、世界の大都市の中でも際立った水準を示しているが、東日本大震災を踏まえ、「想定外」を繰り返さないためには、今後の防災対策は、「経験改善型から目標達成型へ」、「制度計画型から機能検証型へ」の転換が必要。
- ◆首都直下地震に対しても、被災者救助・救援、復旧等災害対応だけでなく、首都中枢機能の継続性確保のため、国として、政府全体としての目標整理、さらには、PDCAサイクルの強力な実施が不可欠。この際、現在の被害想定シナリオの見直しも必要。

◇今後の対策の基本的視点

- 被害想定シナリオの抜本的見直し
- 首都中枢機能維持のための政府全体としての業務継続計画の確立
- 脆弱点発見のための評価・検証の仕組みの確立
- 官民一体となった様々な主体間の連携体制の強化
- 実践を想定した訓練体系の整備

◇対策確立に向けたプログラム：政府全体の推進体制の在り方

- 上記の基本的視点にのっとり、課題解決に向けて、各省庁が連携して推進体制を構築し、政府全体として課題解決に当たるべき。
- ◆業務継続計画の検証、政府全体としての検証
 - ◆起こり得るライフライン・インフラの途絶やそれに伴う社会的、経済的シナリオの想定
 - ◆起こり得る多様な最悪の事態を想定した、政府全体としての首都中枢機能継続性確保のための具体的な計画の策定
 - ◆PDCAサイクルによる改善

◇首都直下地震対策推進のための今後への課題

- ◆今後、首都直下地震対策のさらなる充実のため、広域支援の仕組みの構築、許認可等の事前の洗い出し、そのための仕組みの構築等も検討していくべき。

「首都直下地震対策大綱」の構成

平成17年9月 中央防災会議決定 (平成22年1月修正)

首都中枢機能の継続性確保

- ▶ 発災後3日程度を念頭に置いた目標と対策
- ▶ 膨大な被害への対応 ～地震に強いまちの形成～

計画的かつ早急な予防対策

- ▶ 建築物の耐震化
- ▶ 防災訓練
- ▶ 緊急空域外の安全確保対策
- ▶ ライフライン・インフラの確保対策
- ▶ 最悪事態想定対策
- ▶ 文化財保護対策

広域防災体制の確立

- ▶ 首都圏広域連携体制の確立
- ▶ 救助・救命対策
- ▶ 災害時要援護者支援
- ▶ 保護要請・協賛対策
- ▶ 防災訓練
- ▶ ボランティア活動の環境整備

復旧・復興対策

- ▶ 被災産業物産対策
- ▶ ライフライン・インフラの復旧対策
- ▶ 復興活動のための総合的検討

膨大な避難者、帰宅困難者への対応

- ▶ (帰宅困難者対策)
 - ・ 帰宅困難者対策
 - ・ 駅周辺における避難施設・円滑な誘導体制の検討
 - ・ 「Eメール」に移動時間短縮・問い合わせ体制の強化・徹底
 - ・ 多様なメニューによる多様な住宅の確保
- ▶ 従業員・生徒等の一時収容体制の確保

地域防災力、企業防災力の向上

国民運動の展開 (公民、自治、自助)

首都中枢機能の継続性確保 ～継続性を確保すべき首都中枢機能の構成～

政治・行政活動、経済・産業活動の概要部分は首都地域特有の機能。被災時の影響は、全国、海外へと広域的に波及。

政治中枢 (国会) **行政中枢 (中央省庁)** **経済中枢 (金融・経済機能、都市銀行)**

ヒト、モノ、金、情報

ライフライン・情報インフラ・交通インフラ (電力、情報・通信施設、交通施設)

◇参照先: 首都直下地震に係る首都中枢機能確保検討会 http://www.bousai.go.jp/3oukyutaisaku/syuto_chusu/index.html

文部科学省 **都市部を中心とした防災・減災力向上のための取組** **首都直下地震に向けた対応**

◇目的

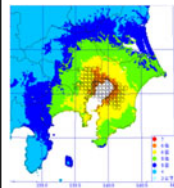
これまでの首都直下地震防災・減災特別プロジェクトの成果を踏まえ、東北地方太平洋沖地震を教訓として、切迫性の増した首都直下地震や、東海・東南海・南海地震に対して、都市災害を可能な限り軽減するための研究・開発を行う。

◇取組概要

- ① 首都直下地震の地震ハザード・リスク予測
MeSO-net観測等による首都圏地下構造の解明／都市の大規模シミュレーション解析法の開発
- ② 都市の機能維持・回復のための調査・研究
建物の崩壊安全余裕度の実験的検証／リアルタイムモニタリングシステムの開発
- ③ 都市災害における災害対応力の向上策に関する調査・研究
災害情報提供手法の開発／防災リテラシーの育成方策

◇期待される成果

- ① 首都圏の地下構造、地震の詳細な揺れ、都市の災害像を明らかにし、災害軽減策の検討に供する。
- ② 崩壊に対する建物の安全余裕度を解明し、地震直後の退避要否、建物の継続利用の判断を迅速・正確に行い、事業継続を支援して都市の機能維持に貢献する。
- ③ 帰宅困難者、避難者等の円滑な応急・復旧対応を支援し、災害への対応力を向上させ、自助力を育成する。



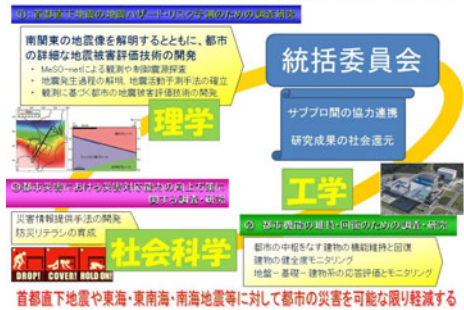
東京湾北部首都直下地震



地震災害に見舞われる大都市

- ①地震の揺れと災害の予測(理学)
- ②建物・都市の安全と機能の確保(工学)
- ③災害回復力の向上策(社会科学)

都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト



◇参照先: 「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」総括成果報告書(平成19～23年度)
<http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/shuto/report/soukatsu/>

気象庁 **火山観測・監視体制・防災情報の強化** **火山災害に向けた対応**

◇取組の背景と必要性

- 東日本大震災後、日本列島で火山噴火が発生する可能性が指摘されている。
- 火山噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない)から登山者や住民の命を守るためには、事前の避難が必要である。
- 火山活動に異常が観測された場合や噴火の発生が予想された場合等に、火山現象や噴火規模等を即時的に把握し、火山活動の推移を見極め、噴火警報を始めとする火山防災情報を適時・適切に発表することが求められる。
- 平成23年12月に改定された防災基本計画に基づき、平常時から地元の火山防災協議会における共同検討を通じて合意された基準に沿って気象庁から噴火警戒レベルを発表すれば、警戒が必要な範囲や採るべき防災対応(避難等)が明らかとなり、地元地方公共団体・住民は混乱なく円滑に防災対応を採ることができる。

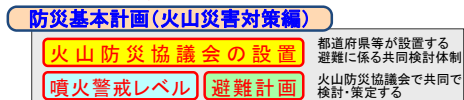
◇取組の概要

- 噴火の時期やその規模の評価技術の向上により、一層的確な噴火警報等の発表に努める。
- 防災基本計画・地域防災計画に基づき、地元の火山防災協議会における避難計画(いつ・どこから・どこに・どのように避難するか)の共同検討を通じて、噴火警戒レベル(いつ・どこから避難するか)の導入・改善を推進する。
- 現行の降灰予報の高度化を図るため、情報内容や発表タイミング、伝達手段等を検討する。

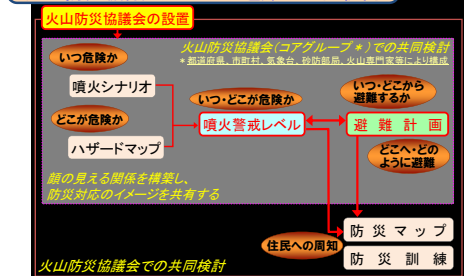
◇取組の進捗状況と今後の予定

- 火山観測・監視体制の充実、火山活動の評価技術の向上等については、継続的に取り組んでいる。
- 平成24年4月現在、29火山で噴火警戒レベルを提供中。地元の火山防災協議会において避難計画の共同検討を進めることによって、平成27年度までに、既にハザードマップが整備されている火山を中心とする10火山で噴火警戒レベルを導入することを目指すとともに、既に導入した火山についても適宜改善を行う。
- 平成24年度より「量の降灰予報(降灰警報)の開始に向けた検討会(仮称)」を開催する。

噴火警戒レベルの導入・改善



火山防災協議会における避難の共同検討



共同検討を通じて導入・改善される噴火警戒レベル

予報情報(名称)	対象範囲	レベルとキーワード	火山活動の状況	避難
噴火警報	居住地域及びそのより外	避難	噴石・火砕流・融雪型火山泥流等の発生が予想され、避難が必要となる	居住地域等から避難(避難所等)の確保が必要
	火口周辺	避難準備	噴石・火砕流等の発生が予想され、避難が必要となる	避難所等から避難(避難所等)の確保が必要
火口周辺警報	火口から数キロ以内	入山規制	噴石・火砕流等の発生が予想され、避難が必要となる	噴石・火砕流等の発生が予想され、避難が必要となる
	火口周辺	入山規制	噴石・火砕流等の発生が予想され、避難が必要となる	噴石・火砕流等の発生が予想され、避難が必要となる
噴火予報	火口内等	平常	噴石・火砕流等の発生が予想され、避難が必要となる	噴石・火砕流等の発生が予想され、避難が必要となる
	火口内等	平常	噴石・火砕流等の発生が予想され、避難が必要となる	噴石・火砕流等の発生が予想され、避難が必要となる

◇参照先: 噴火警戒レベル http://www.seisvol.kishou.go.jp/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm

◇取組概要

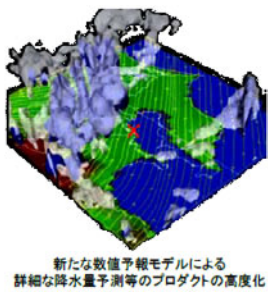
南海トラフの巨大地震や首都直下地震等の地震災害だけでなく、大規模水害等の発生によっても、東日本大震災と同等かそれを上回るような大きな被害が生じることが懸念されている。

風水害や土砂災害による人的被害を軽減するためには、雨量、台風の規模や進路予報等の情報から氾濫等の危険性について的確に予測を行うとともに、災害が発生する前に、浸水や土砂災害が想定される地域の住民や滞在者を安全な場所に避難させることが重要となる。

等の観点から、

- ・詳細な雨量実況・予測値を提供する等台風・局地的大雨に対する監視・予測の強化
- ・気象情報の伝送・処理のための基盤的情報通信システムの強化を行う。

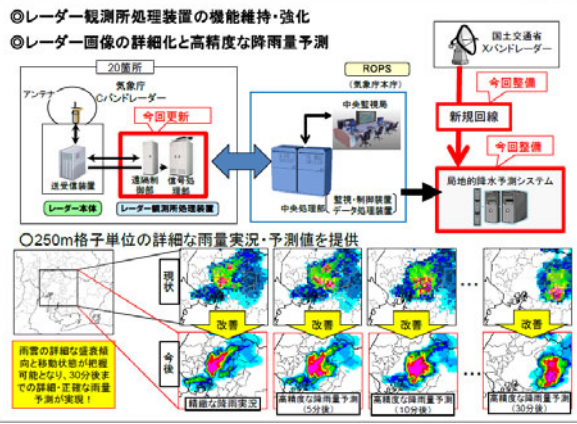
国民や防災機関等への
安定的な防災気象情報の
提供を、いかなる時
においても実現



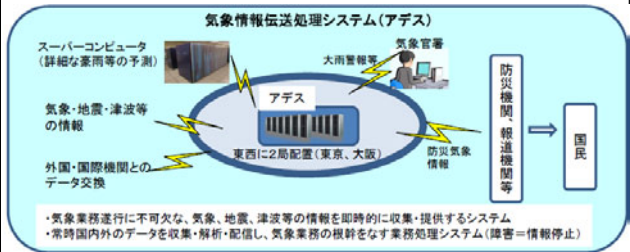
新たな数値予報モデルによる
詳細な降水量予測等のプロダクトの高度化



【台風・局地的大雨に対する監視・予測の強化】



【基盤的情報通信システムの強化】



◇参照先: 気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

附属資料2 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の概要

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日14時46分	
震源及び規模（推定）	三陸沖（北緯38度6分，東経142度52分，牡鹿半島の東南東130km付近） 深さ24km，マグニチュード9.0	
震源域	長さ約450km，幅約200km	
断層のすべり量	最大20～30m程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動，約3m隆起	
震度（震度5強以上の地域震度）	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部，福島県中通り・浜通り，茨城県北部・南部，栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部，福島県会津，群馬県南部，埼玉県南部，千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北，岩手県沿岸北部，秋田県沿岸南部・内陸南部，山形県村山・置賜，群馬県北部，埼玉県北部，千葉県北東部・南部，東京都23区，新島，神奈川県東部・西部，山梨県中部・西部，山梨県東部・富士五湖

（出典：気象庁資料・海上保安庁資料）

附属資料3 1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位

（平成24年4月30日現在）

順位	日時（日本時間）	発生場所	マグニチュード（Mw）
1	1960年 5月23日	チリ	9.5
2	1964年 3月28日	アラスカ湾	9.2
3	2004年12月26日	インドネシア，スマトラ島北部西方沖	9.1
4	2011年 3月11日	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	9.0
	1952年11月 5日	カムチャッカ半島	9.0
6	2010年 2月27日	チリ，マウリ沖	8.8
	1906年 2月 1日	エクアドル沖	8.8
8	1965年 2月 4日	アラスカ，アリューシャン列島	8.7
9	2012年 4月11日	インドネシア，スマトラ島北部西方沖	8.6
	2005年 3月29日	インドネシア，スマトラ島北部	8.6
	1957年 3月10日	アラスカ，アリューシャン列島	8.6
	1950年 8月16日	チベット，アッサム	8.6

※Mw：モーメントマグニチュード

（出典：米国地質調査所資料）

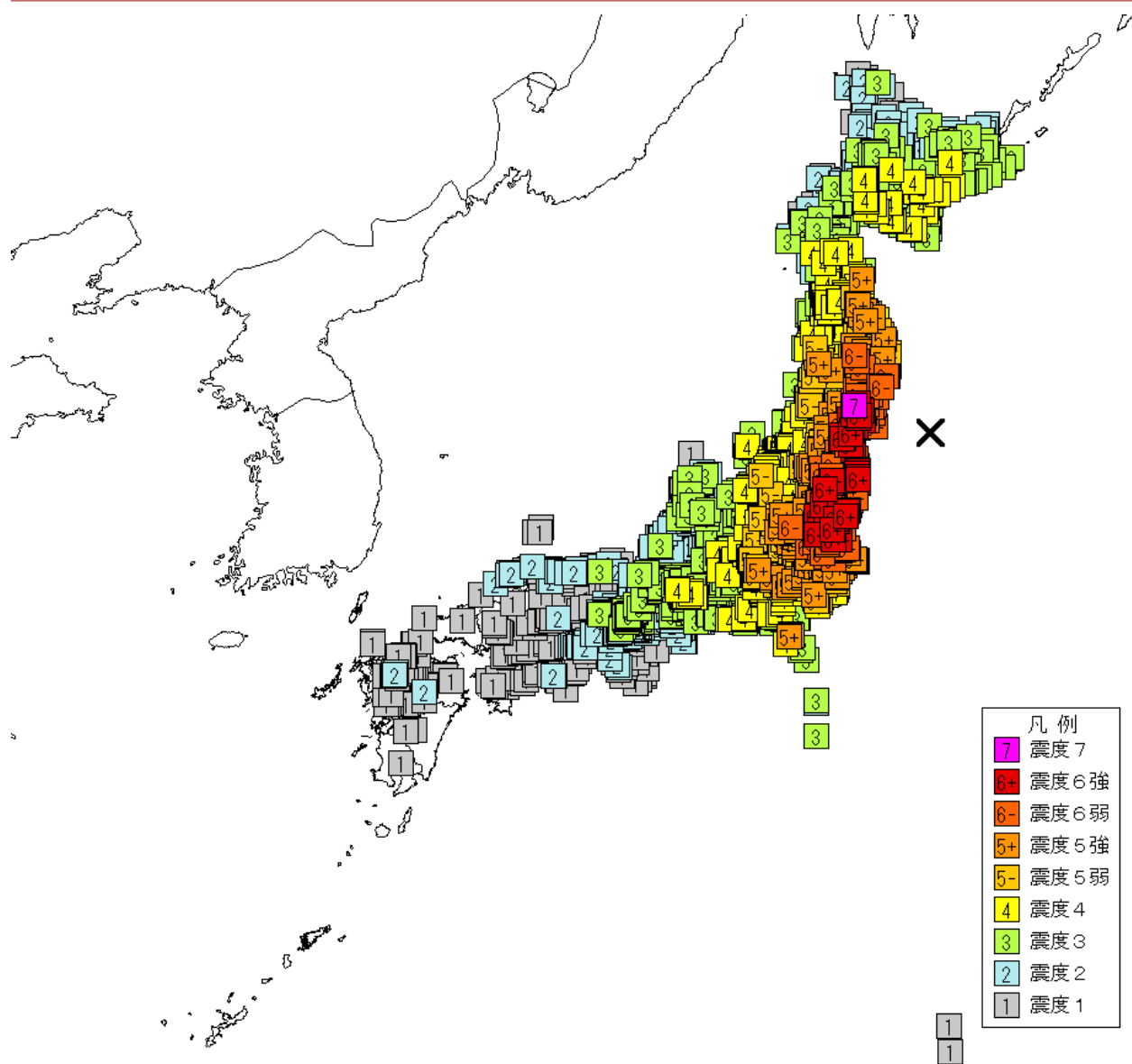
附属資料4 阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日時	平成7年1月17日 5:46	平成23年3月11日 14:46
マグニチュード	7.3	9.0
地震型	直下型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心
震度6弱以上県数	1県（兵庫）	8県（宮城，福島，茨城，栃木，岩手，群馬，埼玉，千葉）
津波	数十cmの津波の報告あり，被害なし	各地で大津波を観測（最大波 相馬9.3m以上，宮古8.5m以上，大船渡8.0m以上）
被害の特徴	建築物の倒壊。 長田区を中心に大規模火災が発生。	大津波により，沿岸部で甚大な被害が発生，多数の地区が壊滅。
死者 行方不明者	死者6,434名 行方不明者3名 （平成18年5月19日）	死者15,859名 行方不明者3,021名 （平成24年5月30日現在）
住家被害（全壊）	104,906	129,914 （平成24年5月30日現在）
災害救助法の適用	25市町（2府県）	241市区町村（10都県） （※）長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村（2県）を含む
震度分布図 （震度4以上を表示）		

（注）平成8年に震度階級が改定され，5弱，5強，6弱及び6強が新たに加わった。

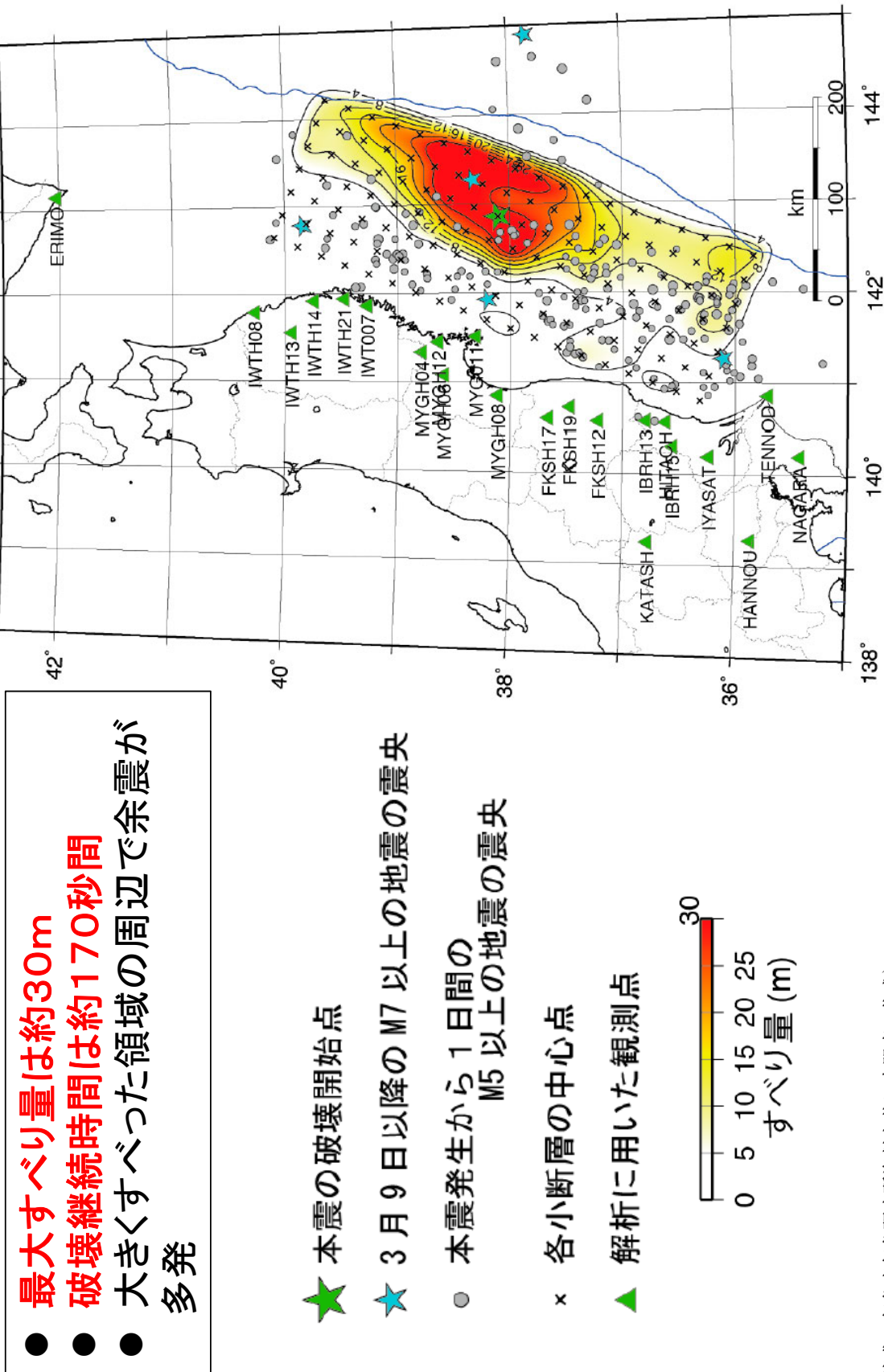
（出典：内閣府資料）

附属資料5 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の震度分布



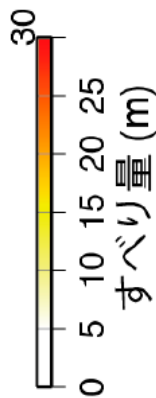
(出典：気象庁資料)

震源過程解析から推定された、断層面上のすべり量分布



- 最大すべり量は約30m
- 破壊継続時間は約170秒間
- 大きくすべった領域の周辺で余震が多発

- ★ 本震の破壊開始点
- ★ 3月9日以降のM7以上の地震の震央
- 本震発生から1日間のM5以上の地震の震央
- x 各小断層の中心点
- ▲ 解析に用いた観測点



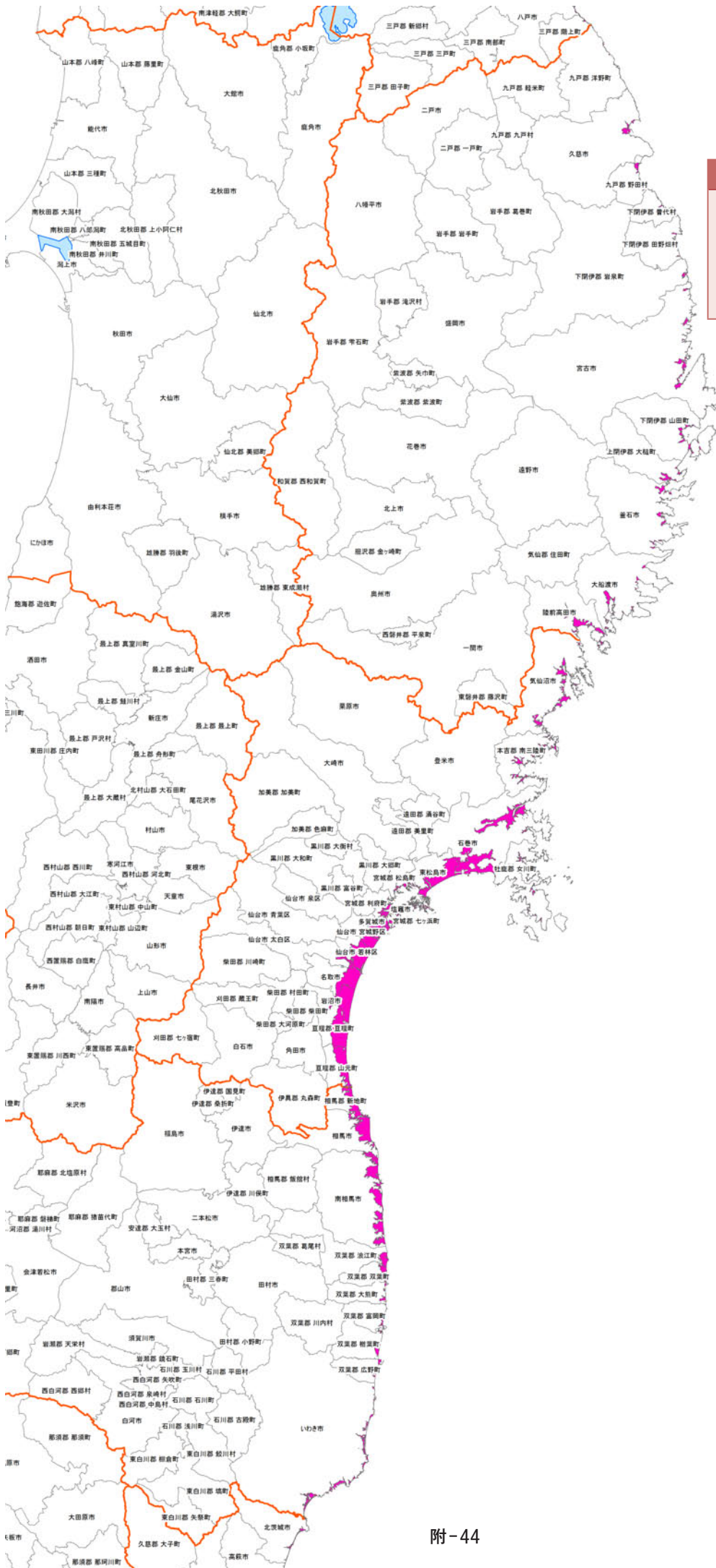
(出典：気象庁気象研究所資料を基に内閣府で作成)

附属資料7 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の余震の活動状況

震度5弱以上を観測した地震（余震活動の領域内：本震以降平成24年4月まで）						
No.	地震発生日	発震時刻	震央地名	深さ(km)	マグニチュード	最大震度
1	2011/ 3/11	14:46	三陸沖	24	9.0	7
2	2011/ 3/11	14:51	福島県沖	33	6.8	5弱
3	2011/ 3/11	14:54	福島県沖	34	6.1	5弱
4	2011/ 3/11	14:58	福島県沖	35	6.6	5弱
5	2011/ 3/11	15:06	岩手県沖	29	6.5	5弱
6	2011/ 3/11	15:08	岩手県沖	32	7.4	5弱
7	2011/ 3/11	15:12	福島県沖	39	6.7	5弱
8	2011/ 3/11	15:15	茨城県沖	43	7.6	6強
9	2011/ 3/11	16:28	岩手県沖	17	6.6	5強
10	2011/ 3/11	17:40	福島県沖	30	6.0	5強
11	2011/ 3/11	20:36	岩手県沖	24	6.7	5弱
12	2011/ 3/12	22:15	福島県沖	40	6.2	5弱
13	2011/ 3/13	08:24	宮城県沖	15	6.2	5弱
14	2011/ 3/14	10:02	茨城県沖	32	6.2	5弱
15	2011/ 3/16	12:52	千葉県東方沖	10	6.1	5弱
16	2011/ 3/19	18:56	茨城県北部	5	6.1	5強
17	2011/ 3/23	07:12	福島県浜通り	8	6.0	5強
18	2011/ 3/23	07:34	福島県浜通り	7	5.5	5強
19	2011/ 3/23	07:36	福島県浜通り	7	5.8	5弱
20	2011/ 3/23	18:55	福島県浜通り	9	4.7	5強
21	2011/ 3/24	17:20	岩手県沖	34	6.2	5弱
22	2011/ 3/28	07:23	宮城県沖	32	6.5	5弱
23	2011/ 3/31	16:15	宮城県沖	47	6.1	5弱
24	2011/ 4/ 7	23:32	宮城県沖	66	7.2	6強
25	2011/ 4/ 9	18:42	宮城県沖	58	5.4	5弱
26	2011/ 4/11	17:16	福島県浜通り	6	7.0	6弱
27	2011/ 4/11	17:26	福島県中通り	5	5.4	5弱
28	2011/ 4/11	20:42	福島県浜通り	11	5.9	5弱
29	2011/ 4/12	08:08	千葉県東方沖	26	6.4	5弱
30	2011/ 4/12	14:07	福島県中通り	15	6.4	6弱
31	2011/ 4/13	10:07	福島県浜通り	5	5.7	5弱
32	2011/ 4/21	22:37	千葉県東方沖	46	6.0	5弱
33	2011/ 4/23	00:25	福島県沖	21	5.4	5弱
34	2011/ 5/ 6	02:04	福島県浜通り	6	5.2	5弱
35	2011/ 5/25	05:36	福島県浜通り	7	5.0	5弱
36	2011/ 6/ 4	01:00	福島県沖	30	5.5	5弱
37	2011/ 6/23	06:50	岩手県沖	36	6.9	5弱
38	2011/ 7/23	13:34	宮城県沖	47	6.4	5強
39	2011/ 7/25	03:51	福島県沖	46	6.3	5弱
40	2011/ 7/31	03:53	福島県沖	57	6.5	5強
41	2011/ 8/12	03:22	福島県沖	52	6.1	5弱
42	2011/ 8/19	14:36	福島県沖	51	6.5	5弱
43	2011/ 9/21	22:30	茨城県北部	9	5.2	5弱
44	2011/ 9/29	19:05	福島県浜通り	9	5.4	5強
45	2011/11/20	10:23	茨城県北部	9	5.3	5強
46	2012/ 1/23	20:45	福島県沖	52	5.1	5弱
47	2012/ 2/19	14:54	茨城県北部	7	5.2	5弱
48	2012/ 3/ 1	07:32	茨城県沖	56	5.3	5弱
49	2012/ 3/10	02:25	茨城県北部	7	5.4	5弱
50	2012/ 3/14	21:05	千葉県東方沖	15	6.1	5強
51	2012/ 3/27	20:00	岩手県沖	21	6.6	5弱
52	2012/ 4/ 1	23:04	福島県沖	53	5.9	5弱
53	2012/ 4/29	19:28	千葉県北東部	48	5.8	5弱

本震

(出典：気象庁資料)



附属資料8

平成23年(2011年)
東北地方太平洋沖地震による津波の岩手県から福島県までの浸水範囲図

(出典：国土地理院資料)

附属資料9 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震を原因とする津波

○津波警報等の発表状況

- ・3月11日14時49分 津波警報（大津波）等発表
- ・3月13日17時58分 すべて解除

津波警報発表日時	11日	11日	11日	11日	11日	11日	11日	12日	12日	12日	13日	13日
津波予報区	14:49	15:14	15:30	16:08	18:47	21:35	22:53	03:20	13:50	20:20	07:30	17:58
青森県太平洋沿岸	1m	3m	8m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ	切下げ	解除
岩手県	3m	6m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ	切下げ	解除
宮城県	6m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ	切下げ	解除
福島県	3m	6m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ	切下げ	解除
茨城県	2m	4m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ	切下げ	解除
千葉県九十九里・外房	2m	3m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ	切下げ	解除
北海道太平洋沿岸中部	1m	2m	6m	8m	8m	8m	8m	8m	切下げ	切下げ	切下げ	解除
北海道太平洋沿岸東部	0.5m	1m	3m	6m	6m	6m	6m	6m	切下げ	切下げ	切下げ	解除
北海道太平洋沿岸西部	0.5m	1m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	切下げ	切下げ	切下げ	解除
伊豆諸島	1m	2m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	切下げ	切下げ	切下げ	解除
千葉県内房	0.5m	1m	2m	4m	4m	4m	4m	4m	切下げ	切下げ	切下げ	解除
小笠原諸島	0.5m	1m	2m	4m	4m	4m	4m	4m	切下げ	切下げ	切下げ	解除
青森県日本海沿岸	0.5m	1m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	切下げ	切下げ	解除
相模湾・三浦半島	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	切下げ	切下げ	解除
静岡県	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	切下げ	切下げ	解除
和歌山県	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	切下げ	切下げ	解除
徳島県	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	切下げ	切下げ	解除
高知県	0.5m	0.5m	2m	2m	2m	2m	3m	3m	切下げ	切下げ	切下げ	解除

※津波警報（大津波）を発表した津波予報区のみ揭示

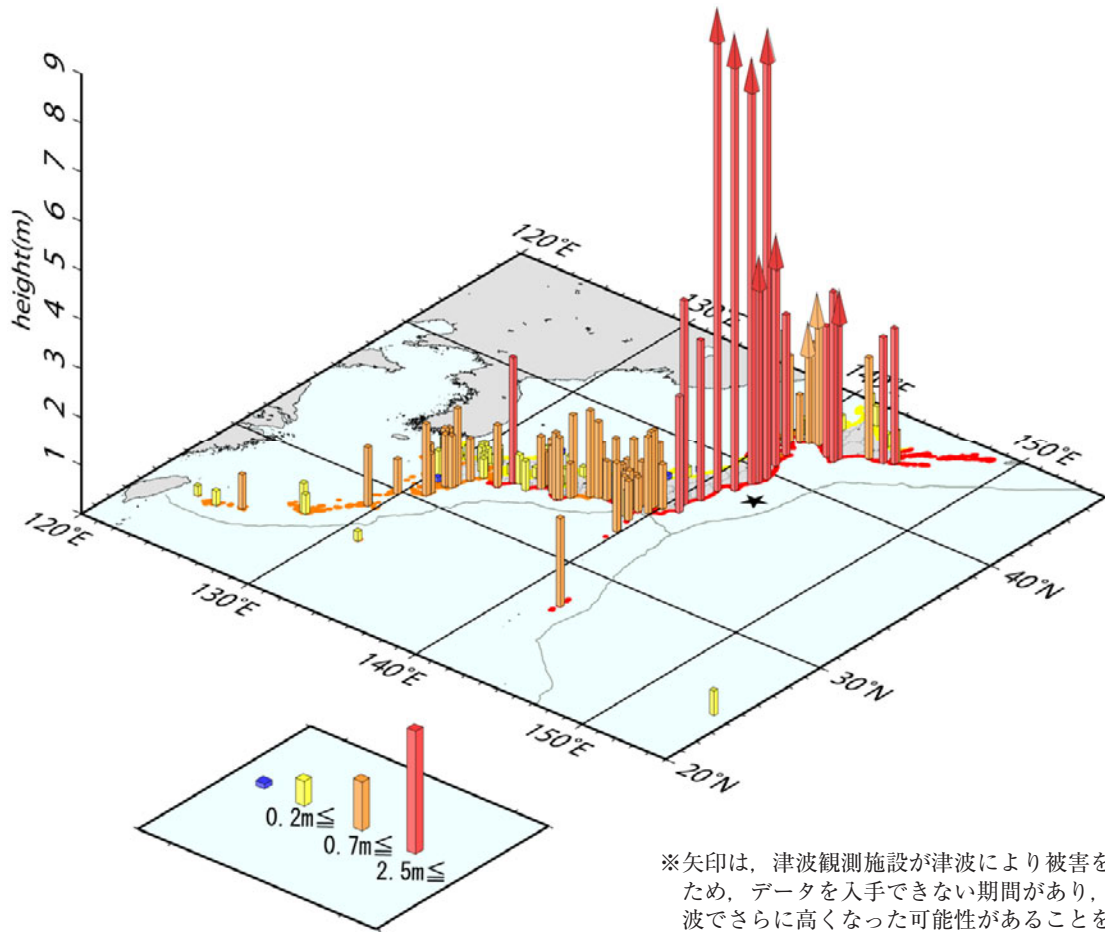
- 津波警報（大津波）
- 津波警報（津波）
- 津波注意報
- 津波なし・解除

(出典：気象庁資料)

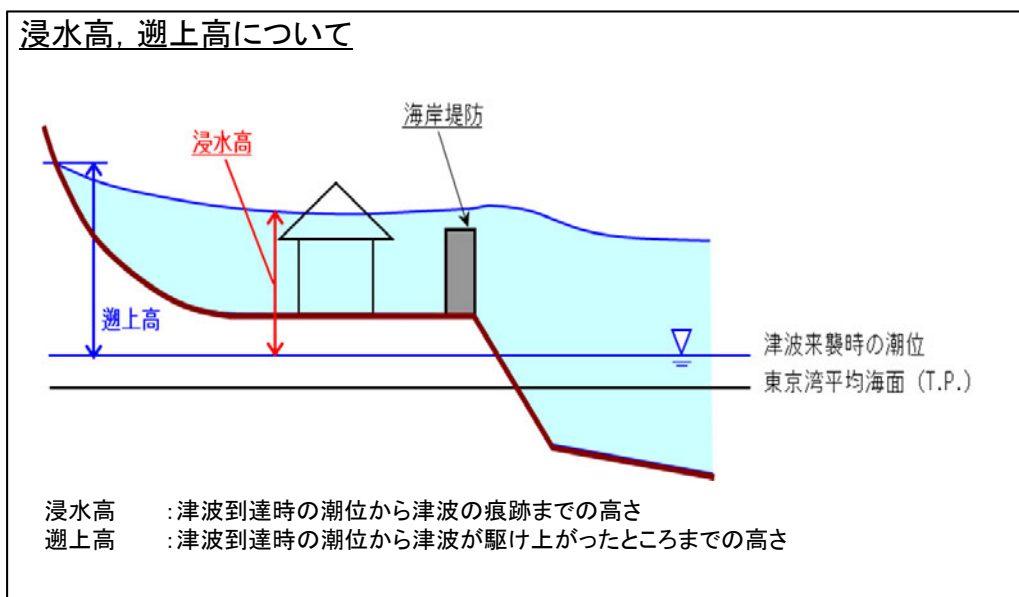
○津波の観測値（最大波）（津波観測点）

地点名	観測時刻	津波の高さ
えりも町庶野	15:44	3.5m
宮古	15:26	8.5m以上
大船渡	15:18	8.0m以上
釜石	15:21	4.2m以上
石巻市鮎川	15:26	8.6m以上
相馬	15:51	9.3m以上
大洗	16:52	4.0m

(出典：気象庁資料)



※矢印は、津波観測施設が津波により被害を受けたため、データを手に入れない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性があることを示す。



(出典：気象庁資料)

海岸堤防により減災した事例 岩手県洋野町種市海岸（平内）

海岸堤防が津波高より高く、背後地への津波の越流はなし。

天端高 T.P.+12.0m

越流なし（堤防表法の津波痕跡高 T.P.+9.5m、地盤沈下量[※] 0m）

※国土地理院資料（等変動量線図（上下変動量））より簡易的に読み取ったもの。

H23.3.28撮影



堤防構造図

海側

陸側

堤防天端高 T.P.+12.0m

津波痕跡高 T.P.+9.5m

地盤沈下量 0m



堤防天端高 T.P.+12.0m

津波痕跡高 T.P.+9.5m



海岸堤防により減災した事例 福島県いわき市平海岸（豊間）

パラペットが倒壊した区間では背後地の家屋被害は甚大。護岸がほぼ健全な区間では背後地の家屋被害は比較的小さい。

天端高T.P.+5.4m
 推定越流水深4.3m(パラペット倒壊区間5.3m)
 (護岸付近の浸水高T.P.+9.2m、地盤沈下量^{*}0.5m)

※国土地理院資料(等変動量線図(上下変動量))より簡易的に読み取ったもの。



下図へ続く



上図へ続く

護岸構造図

海側 陸側

護岸付近の浸水高 T.P.+9.2m

推定越流水深4.3m
 (パラペット倒壊区間5.3m)

護岸天端高 T.P.+5.4m



地盤沈下量0.5m

写真① パラペットの倒壊



海岸堤防により減災した事例 福島県いわき市勿来海岸（関田）

越流水深が比較的小さく、海岸堤防に大きな被害がなかった区間では、浸水被害はあるものの背後地の家屋被害は小さい。

天端高T.P.+6.0m

推定越流水深2.6m（護岸付近の浸水高T.P.+8.2m、地盤沈下量[※]0.4m）

※国土地理院資料(等変動量線図(上下変動量))より簡易的に読み取ったもの。



護岸構造図

海側

陸側



海岸堤防と他の要因により減災した事例 岩手県普代村普代海岸（宇留部）

津波は越流したが、市街地が海岸から離れたところに位置しており、津波の勢いが減勢したため、背後地に大きな被害はなかった。

天端高T.P.+15.5m

推定越流水深7.2m（水門付近の浸水高T.P.+22.6m、地盤沈下量※ 0.1m）

※国土地理院資料（等変動量線図（上下変動量））より簡易的に読み取ったもの。



普代村市街地



普代水門



海岸堤防と他の要因により減災した事例 宮城県仙台市深沼漁港海岸・仙台海岸（深沼）

仙台東部道路の海側では家屋被害が甚大。内陸側では浸水被害はあるものの被害は比較的小さい。

天端高T.P.+6.2m

推定越流水深8.8m（堤防付近の浸水高T.P.+14.7m、地盤沈下量[※]0.3m）

※国土地理院資料(等変動量線図(上下変動量))より簡易的に読み取ったもの。



堤防構造図

海側

陸側

堤防付近の浸水高 T.P.+14.7m

推定越流水深8.8m

堤防天端高 T.P.+6.2m

地盤沈下量0.3m



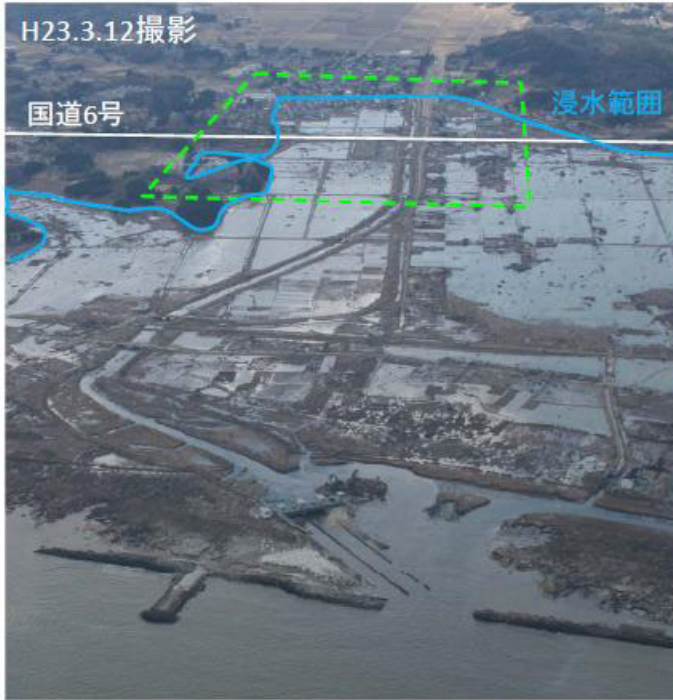
海岸堤防と他の要因により減災した事例 宮城県山元町山元海岸

国道6号の海側では家屋被害が甚大。内陸側では浸水被害はあるものの被害は比較的小さい。

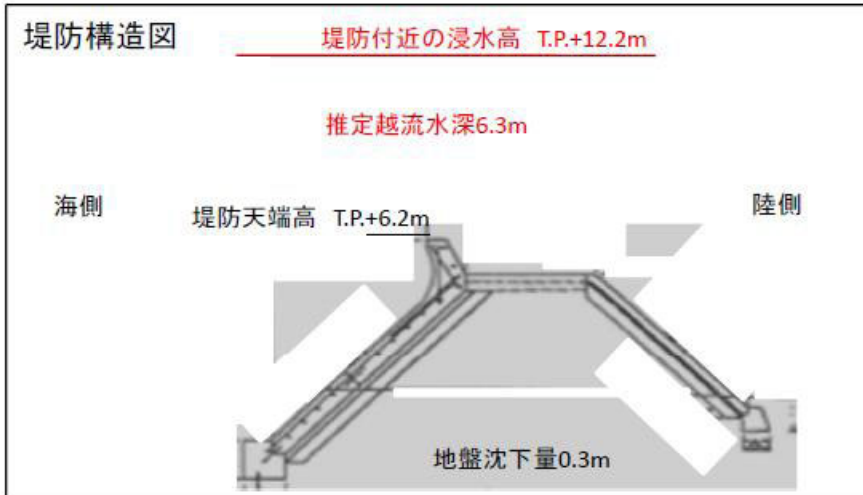
天端高T.P.+6.2m

推定越流水深6.3m(堤防付近の浸水高T.P.+12.2m、地盤沈下量[※]0.3m)

※国土地理院資料(等変動量線図(上下変動量))より簡易的に読み取ったもの。



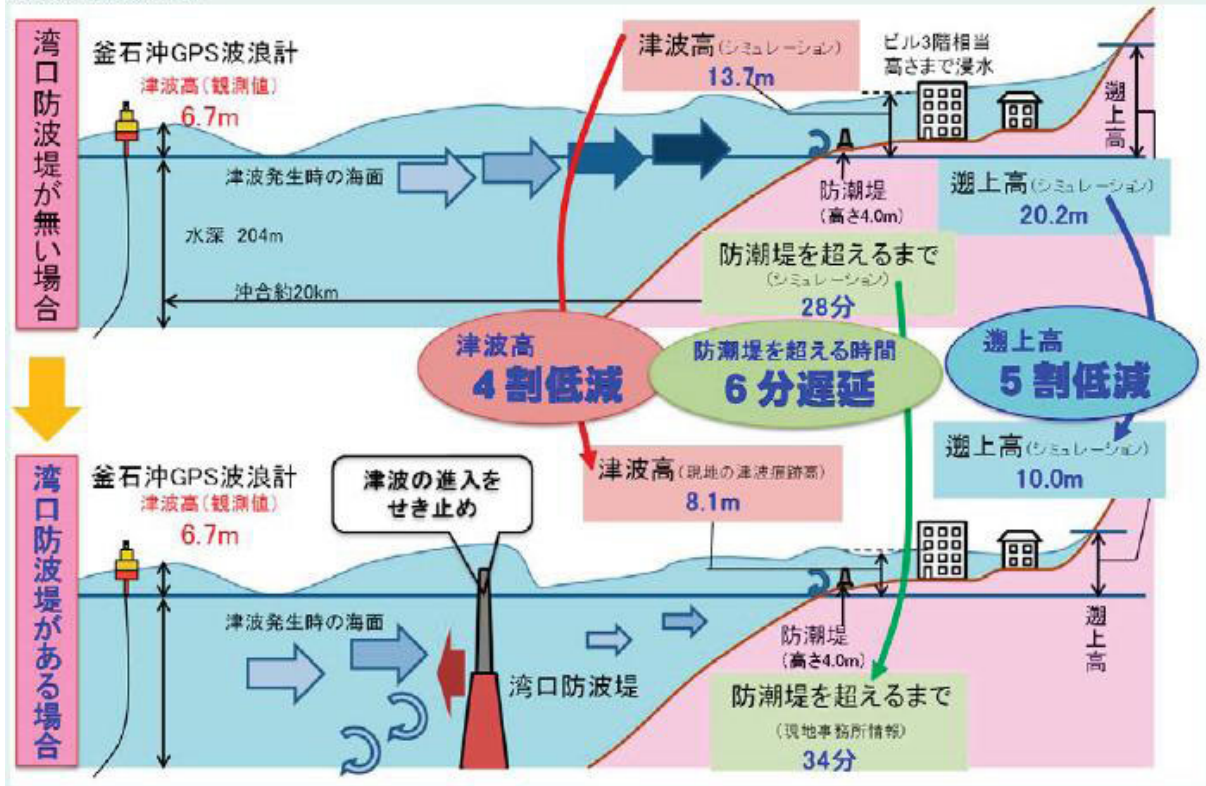
堤防構造図



出典：農林水産省・国土交通省「海岸保全施設の整備と被災状況について」、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」

釜石港湾口防波堤の損壊と減災効果

【防波堤の減災効果】



資料) 国土交通省



(出典：平成22年度国土交通白書)

想定津波と対策の基本的な考え方（中央防災会議「防災基本計画」抜粋）

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- 1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- 2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

粘り強い構造の海岸保全施設の整備（中央防災会議「防災基本計画」抜粋）

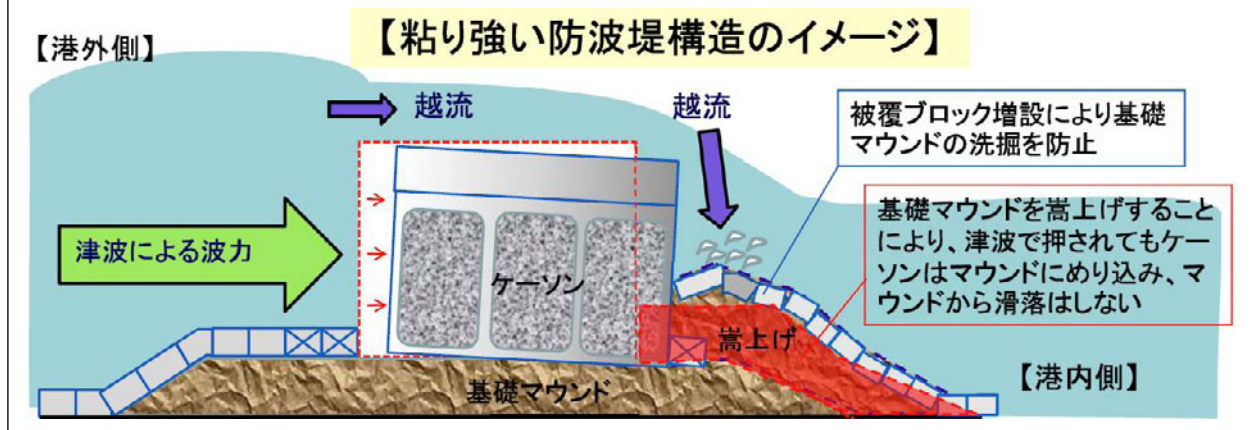
国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

国〔国土交通省、農林水産省〕は、各施設について、設計対象の津波高を超えた場合でもその効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進めるものとする。また、国、地方公共団体及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するものとする。

国〔国土交通省、農林水産省〕は、津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。

国、地方公共団体及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。海岸保全施設等については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくことが必要である。

図 粘り強い防波堤構造



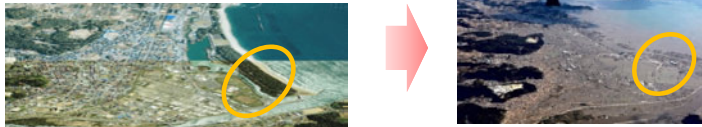
出典：農林水産省・国土交通省「海岸保全施設の整備と被災状況について」、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」

附属資料 13 海岸防災林の被災状況と津波に対する効果

- 地震に伴う大規模な津波により、海岸防災林で253箇所、被害面積1,718haの甚大な被害が発生(1月24日現在)。
- 一方、津波エネルギーの減衰や到達時間の遅延、漂流物の捕捉に効果がみられた。

海岸防災林の被災状況

○海岸防災林全体の被災



【岩手県陸前高田市】

○施設のみでの被災



【茨城県大洗町】

○施設及び海岸防災林の被災



【青森県三沢市】

○根返り被害



【宮城県仙台市】

○幹折れ被害



【岩手県野田村】

海岸防災林の津波被害軽減効果

○津波エネルギーの減衰, 漂流物の捕捉効果



浸水したものの住宅を保全



船などを捕捉



船や鋼管などを捕捉

【青森県八戸市大字市川町】

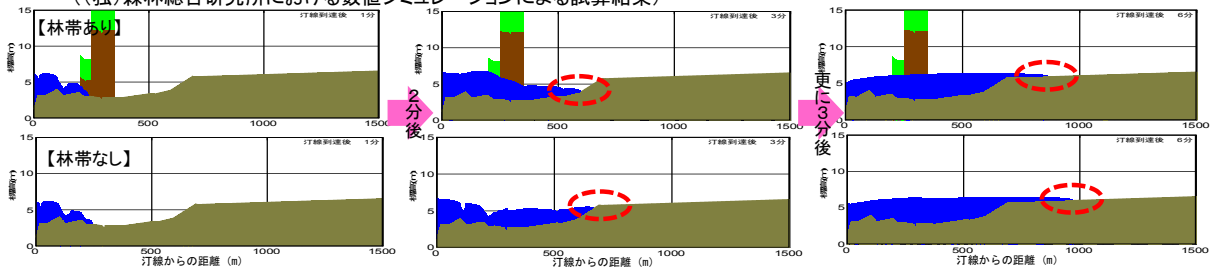


車などを捕捉

【福島県いわき市】

○到達時間の遅延効果

((独)森林総合研究所における数値シミュレーションによる試算結果)



海岸防災林が存在する方が内陸への津波の到達を遅らせたことを確認。

(出典：農林水産省資料)

附属資料 14 東日本大震災における被害額の推計

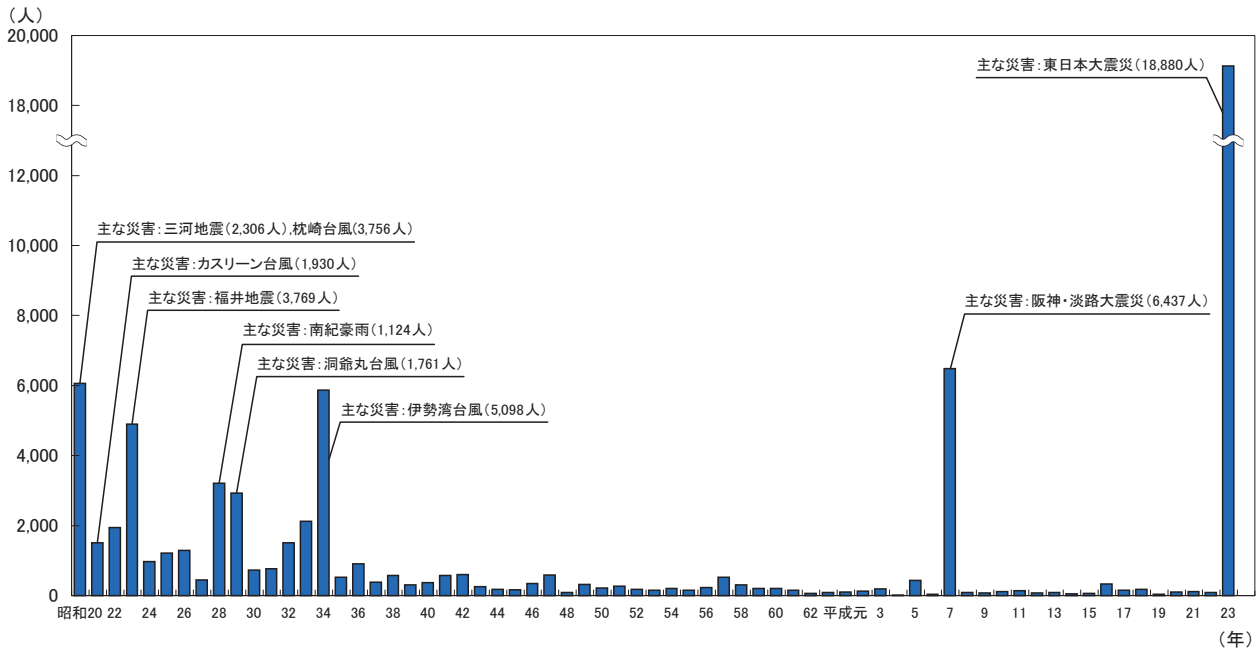
平成23年6月24日公表

項目	被害額
建築建物 (住宅・宅地, 店舗・事務所, 工場, 機械等)	約10兆4千億円
ライフライン施設 (水道, ガス, 電気, 通信・放送施設)	約1兆3千億円
社会基盤施設 (河川, 道路, 港湾, 下水道, 空港等)	約2兆2千億円
農林水産関係 (農地・農業用施設, 林野, 水産関係施設等)	約1兆9千億円
その他 (文教施設, 保険医療・福祉関係施設, 廃棄物処理施設, その他公共施設等)	約1兆1千億円
総計	約16兆9千億円

(注) 各県及び関係府省からのストック（建築物, ライフライン施設, 社会基盤施設等）の被害額に関する提供情報に基づき, 内閣府（防災担当）において取りまとめたものである。今後, 被害の詳細が判明するに伴い, 変動があり得る。また, 四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(出典：内閣府資料)

附属資料 15 自然災害による死者・行方不明者数



年	人	年	人	年	人	年	人
昭和20	6,062	昭和37	381	昭和54	208	平成8	84
21	1,504	38	575	55	148	9	71
22	1,950	39	307	56	232	10	109
23	4,897	40	367	57	524	11	141
24	975	41	578	58	301	12	78
25	1,210	42	607	59	199	13	90
26	1,291	43	259	60	199	14	48
27	449	44	183	61	148	15	62
28	3,212	45	163	62	69	16	327
29	2,926	46	350	63	93	17	153
30	727	47	587	平成元	96	18	177
31	765	48	85	2	123	19	39
32	1,515	49	324	3	190	20	100
33	2,120	50	213	4	19	21	115
34	5,868	51	273	5	437	22	89
35	528	52	174	6	39	23	19,137
36	902	53	153	7	6,482		

出典：昭和20年は主な災害による死者・行方不明者（理科年表による）。昭和21～27年は日本気象災害年報，昭和28年～37年は警察庁資料，昭和38年以降は消防庁資料に基づき内閣府作成。

(注) 平成7年の死者のうち，阪神・淡路大震災の死者については，いわゆる関連死919人を含む（兵庫県資料）。平成23年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値（平成23年の死者・行方不明者のうち，東日本大震災については，警察庁資料「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」（平成24年5月30日）による。）

附属資料 16 自然災害による死者・行方不明者内訳

年	風水害	地震・津波	火山	雪害	その他	合計
平成 5 年	183	233	1	9	11	437
6	8	3	0	21	7	39
7	19	6,437	4	14	8	6,482
8	21	0	0	28	35	84
9	51	0	0	16	4	71
10	80	0	0	28	1	109
11	109	0	0	29	3	141
12	19	1	0	52	6	78
13	27	2	0	59	2	90
14	20	0	0	26	2	48
15	48	2	0	12	0	62
16	240	68	0	16	3	327
17	48	1	0	98	6	153
18	87	0	0	88	2	177
19	14	16	0	5	4	39
20	21	24	0	48	7	100
21	76	1	0	35	3	115
22	31	0	0	57	1	89
23	125	18,880	0	132	0	19,137

(出典：消防庁資料に基づき内閣府作成)

(注) 平成23年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値

(平成23年に起きた災害のうち「地震・津波」欄については、警察庁資料「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成24年5月30日)による。)

附属資料 17 我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況

年 月 日	災 害 名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
昭和 20. 1. 13	三河地震 (M6.8)	愛知県南部	2,306人
9. 17 ~ 18	枕崎台風	西日本 (特に広島)	3,756人
21. 12. 21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443人
22. 8. 14	浅間山噴火	浅間山周辺	11人
9. 14 ~ 15	カスリーン台風	東海以北	1,930人
23. 6. 28	福井地震 (M7.1)	福井平野とその周辺	3,769人
9. 15 ~ 17	アイオン台風	四国~東北 (特に岩手)	838人
25. 9. 2 ~ 4	ジェーン台風	四国以北 (特に大阪)	539人
26. 10. 13 ~ 15	ルース台風	全国 (特に山口)	943人
27. 3. 4	十勝沖地震 (M8.2)	北海道南部, 東北北部	33人
28. 6. 25 ~ 29	大雨 (前線)	九州, 四国, 中国 (特に北九州)	1,013人
7. 16 ~ 24	南紀豪雨	東北以西 (特に和歌山)	1,124人
29. 5. 8 ~ 12	風害 (低気圧)	北日本, 近畿	670人
9. 25 ~ 27	洞爺丸台風	全国 (特に北海道, 四国)	1,761人
32. 7. 25 ~ 28	諫早豪雨	九州 (特に諫早周辺)	722人
33. 6. 24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12人
9. 26 ~ 28	狩野川台風	近畿以東 (特に静岡)	1,269人
34. 9. 26 ~ 27	伊勢湾台風	全国 (九州を除く, 特に愛知)	5,098人
35. 5. 23	チリ地震津波	北海道南岸, 三陸海岸, 志摩海岸	142人
38. 1.	昭和38年1月豪雪	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	231人
39. 6. 16	新潟地震 (M7.5)	新潟, 秋田, 山形	26人
40. 9. 10 ~ 18	台風第23, 24, 25号	全国 (特に徳島, 兵庫, 福井)	181人
41. 9. 23 ~ 25	台風第24, 26号	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	317人
42. 7. ~ 8.	7, 8月豪雨	中部以西, 東南北部	256人
43. 5. 16	十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52人
47. 7. 3 ~ 15	台風第6, 7, 9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州, 鳥根, 広島)	447人
49. 5. 9	伊豆半島沖地震 (M6.9)	伊豆半島南端	30人
51. 9. 8 ~ 14	台風第17号及び9月豪雨	全国 (特に香川, 岡山)	171人
52. 1.	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101人
52. 8. 7 ~ 53. 10.	有珠山噴火	北海道	3人
53. 1. 14	伊豆大島近海地震 (M7.0)	伊豆半島	25人
6. 12	宮城県沖地震 (M7.4)	宮城県	28人
54. 10. 17 ~ 20	台風第20号	全国 (特に東海, 関東, 東北)	115人
55. 12. ~ 56. 3.	雪害	東北, 北陸	152人
57. 7. ~ 8.	7, 8月豪雨及び台風第10号	全国 (特に長崎, 熊本, 三重)	439人
58. 5. 26	日本海中部地震 (M7.7)	秋田, 青森	104人
7. 20 ~ 29	梅雨前線豪雨	山陰以東 (特に鳥根)	117人
10. 3	三宅島噴火	三宅島周辺	-
12. ~ 59. 3.	雪害	東北, 北陸 (特に新潟, 富山)	131人
59. 9. 14	長野県西部地震 (M6.8)	長野県西部	29人
61. 11. 15 ~ 12. 18	伊豆大島噴火	伊豆大島	-
平成 2. 11. 17 ~	雲仙岳噴火	長崎県	44人
5. 7. 12	北海道南西沖地震 (M7.8)	北海道	230人
7. 31 ~ 8. 7	平成5年8月豪雨	全国	79人
7. 1. 17	阪神・淡路大震災 (M7.3)	兵庫県	6,437人
12. 3. 31 ~ 13. 6. 28	有珠山噴火	北海道	-
6. 25 ~ 17. 3. 31	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	東京都	1人
16. 10. 20 ~ 21	台風第23号	全国	98人
10. 23	平成16年(2004年)新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
17. 12. ~ 18. 3.	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
19. 7. 16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
20. 6. 14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北 (特に宮城, 岩手)	23人
22. 12. ~ 23. 3.	雪害	北日本から西日本にかけての日本海側	128人
23. 3. 11	東日本大震災 (Mw9.0)	東日本 (特に宮城, 岩手, 福島)	18,880人
23. 8. 29 ~ 23. 9. 7	平成23年台風第12号	近畿, 四国	94人
23. 11. ~ 24. 3.	平成23年11月からの大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	132人

- 注) 1. 死者・行方不明者について、風水害は500人以上、雪害は100名以上、地震・津波・火山噴火は10人以上のものほか、「災害対策基本法」による非常災害対策本部等政府の対策本部が設置されたもの。
 2. 阪神・淡路大震災の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
 3. 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震の死者は、平成12年7月1日の地震によるもの。
 4. 平成23年以降の死者・行方不明者数は内閣府取りまとめによる速報値。
 (出典：気象年鑑，理科年表，警察庁資料，消防庁資料，緊急災害対策本部資料，兵庫県資料)

附属資料 18 我が国における近年の主な自然災害

年 月 日	災 害 名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
平成 13. 3. 24	平成 13 年 (2001 年) 芸予地震 (M6.7)	広島県, 愛媛県, 山口県	2 人
4. 3	静岡県中部を震源とする地震 (M5.3)	静岡県	0 人
7. 11 ~ 13	九州北部地方における大雨	福岡県, 佐賀県, 熊本県, 長崎県, 山口県	0 人
8. 20 ~ 23	台風第 11 号	西日本を中心とする全国	6 人
9. 6 ~ 13	台風第 16 号	沖縄県, 西日本	0 人
9. 8 ~ 12	台風第 15 号	東日本を中心とする全国	8 人
14. 7. 9 ~ 11	台風第 6 号	東北地方を中心とする全国	7 人
7. 13 ~ 16	台風第 7 号	鹿児島県を中心とする全国	0 人
10. 1 ~ 2	台風第 21 号	北海道, 東北・関東・中部地方	4 人
15. 5. 26	宮城県沖を震源とする地震 (M7.1)	東北地方	0 人
7. 18 ~ 21	梅雨前線豪雨	九州地方	23 人
7. 26	宮城県北部を震源とする地震 (M6.4)	宮城県	0 人
8. 7 ~ 10	台風第 10 号	北海道を中心とする全国	19 人
9. 11 ~ 14	台風第 14 号	沖縄県を中心とする全国	3 人
9. 26	平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震 (M8.0)	北海道	2 人
16. 7. 12 ~ 13	平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨	新潟県, 福島県	16 人
7. 17 ~ 18	平成 16 年 7 月福井豪雨	福井県	5 人
7. 29 ~ 8. 6	台風第 10 号・第 11 号及び関連する大雨	中国, 四国地方	3 人
8. 17 ~ 20	台風第 15 号及び関連する大雨	東北, 四国地方	10 人
8. 27 ~ 31	台風第 16 号	西日本を中心とする全国	17 人
9. 5	紀伊半島沖・東海道沖を震源とする地震 (M7.1, M7.4)	愛知県, 三重県, 和歌山県	0 人
9. 4 ~ 8	台風第 18 号	中国地方を中心とする全国	45 人
9. 26 ~ 30	台風第 21 号	西日本を中心とする全国	27 人
10. 8 ~ 10	台風第 22 号	東日本太平洋側	9 人
10. 18 ~ 21	台風第 23 号	近畿, 四国地方を中心とする全国	98 人
10. 23	平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68 人
12. ~ 17. 3.	雪害	北海道, 東北及び北陸地方等	88 人
17. 3. 20	福岡県西方沖を震源とする地震 (M7.0)	福岡県	1 人
6. 27 ~ 7. 25	梅雨前線による大雨	東北地方南部から九州地方	12 人
7. 23	千葉県北西部を震源とする地震 (M6.0)	東京, 埼玉, 神奈川, 千葉	0 人
8. 16	宮城県沖を震源とする地震 (M7.2)	東北地方	0 人
8. 25 ~ 26	台風第 11 号	関東, 東海地方	0 人
9. 4 ~ 8	台風第 14 号	中国, 四国, 九州地方を中心とする全国	29 人
12. ~ 18. 3.	平成 18 年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152 人
18. 6. 10 ~ 7. 29	梅雨前線による豪雨	関東, 中部, 近畿, 中国, 九州地方	33 人
9. 15 9. 20	台風第 13 号	中国, 九州地方	10 人
11. 7	佐呂間町における竜巻	北海道 (佐呂間町)	9 人
19. 3. 25	平成 19 年 (2007 年) 能登半島地震 (M6.9)	石川県	1 人
4. 15	三重県中部を震源とする地震 (M5.4)	三重県	0 人
19. 7. 5 ~ 17	台風第 4 号及び梅雨前線による大雨	中部, 四国, 九州地方	7 人
19. 7. 16	平成 19 年 (2007 年) 新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15 人
19. 8. 2 ~ 4	台風第 5 号	九州地方	0 人
19. 9. 6 ~ 8	台風第 9 号	東北, 関東, 中部地方	3 人
19. 9. 13 ~ 18	台風第 11 号及び前線による大雨	東北地方	4 人
19. 10. 1	神奈川県西部を震源とする地震 (M4.9)	神奈川県	0 人
20. 2. 23 ~ 24	低気圧による被害	北海道, 東北, 中部地方	4 人
20. 6. 14	平成 20 年 (2008 年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北地方 (特に宮城, 岩手)	23 人
20. 7. 24	岩手県沿岸北部を震源とする地震 (M6.8)	北海道, 東北地方	1 人
20. 7. 28 ~ 29	大雨による被害	北陸, 近畿地方 (特に兵庫)	6 人
20. 8. 26 ~ 31	平成 20 年 8 月末豪雨	東北, 関東, 東海, 中国地方 (特に愛知)	2 人
21. 7. 21 ~ 26	平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨	中国, 九州地方 (特に山口, 福岡)	35 人
21. 8. 10 ~ 11	平成 21 年台風第 9 号	近畿, 四国地方 (特に兵庫)	27 人
21. 8. 11	駿河湾を震源とする地震 (M6.5)	東海地方	1 人
21. 10. 7 ~ 8	平成 21 年台風第 18 号	東北, 関東, 中部, 近畿地方	5 人
22. 2. 28	チリ中部沿岸を震源とする地震による津波	東北, 関東, 東海, 近畿, 四国地方	0 人
22. 6. 11 ~ 7. 19	平成 22 年梅雨前線による大雨	中国, 九州地方を中心とする全国	21 人
10. 18 ~ 30	鹿児島県奄美地方における大雨	鹿児島県 (奄美)	3 人
11. ~ 23. 3.	平成 22 年 11 月からの大雪	北海道, 東北及び北陸地方等	128 人
23. 1. 26 ~	霧島山 (新燃岳) の噴火	宮崎県, 鹿児島県	0 人
23. 3. 11	平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (Mw9.0)	東北地方を中心とする全国	18,880 人
23. 7. 19 ~ 24	平成 23 年台風第 6 号	関東, 東海, 近畿, 四国地方	3 人
7. 28 ~ 30	平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨	東北, 北陸地方 (特に新潟, 福島)	6 人
8. 30 ~ 9. 5	平成 23 年台風第 12 号	関東, 東海, 近畿, 中国, 四国地方	94 人
9. 15 ~ 22	平成 23 年台風第 15 号	全国	19 人
11. ~ 24. 3.	平成 24 年の大雪等	北海道, 東北及び北陸地方等	132 人
24. 5. 6	平成 24 年 5 月に発生した突風等	関東地方 (特に茨城, 栃木)	3 人

注) 1. 内閣府において情報対策室が設置されたもの、死者・行方不明者があったもの。

2. 新潟県中越地震については、いわゆる関連死を含む。

3. 平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震については、余震とみられる地震 (※) の被害を含む。

(※ 4 月 7 日に発生した宮城県沖を震源とする地震, 4 月 11 日に発生した福島県浜通りを震源とする地震, 4 月 12 日に発生した福島県浜通りを震源とする地震, 5 月 22 日に発生した千葉県北東部を震源とする地震, 7 月 25 日に発生した福島県沖を震源とする地震, 7 月 31 日に発生した福島県沖を震源とする地震, 8 月 12 日に発生した福島県沖を震源とする地震, 8 月 19 日に発生した福島県沖を震源とする地震, 9 月 10 日に発生した茨城県北部を震源とする地震, 10 月 10 日に発生した福島県沖を震源とする地震, 11 月 20 日に発生した茨城県北部を震源とする地震, 平成 24 年 2 月 19 日に発生した茨城県北部を震源とする地震, 3 月 1 日に発生した茨城県沖を震源とする地震)

4. 平成 23 年以降の死者・行方不明者数は内閣府取りまとめによる速報値。

(出典: 気象年鑑, 理科年表, 警察庁資料, 消防庁資料)

附属資料 19 戦後の防災法制度・体制の歩み

契機となった災害	災害対策に係る主な法制度	防災計画・体制等
1940年 1945 (昭和20年) ・枕崎台風 1946 (昭和21年) ・南海地震 1947 (昭和22年) ・カスリーン台風 1948 (昭和23年) ・福井地震	47 ・「災害救助法」 49 ・「水防法」	
1950年 1959 (昭和34年) ・伊勢湾台風	50 ・「建築基準法」	
1960年 1961 (昭和36年) ・豪雪 1964 (昭和39年) ・新潟地震	60 ・「治山治水緊急措置法」 61 ・「災害対策基本法」 62 ・「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」 「豪雪地帯対策特別措置法」 66 ・「地震保険に関する法律」	61 防災の日創設 62 中央防災会議設置 63 防災基本計画
1970年 1973 (昭和48年) ・桜島噴火 浅間山噴火 1976 (昭和51年) ・東海地震発生可能性の研究発表(地震学) 1978 (昭和53年) ・宮城県沖地震	73 ・「活動火山周辺領域における避難施設等に関する法律」(一昭和53年、「活動火山対策特別措置法」) 78 ・「大規模地震対策特別措置法」	79 (東海地震)地震防災計画
1980年	80 ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 81 ・「建築基準法施行令改正」	83 防災週間創設
1990年 1995 (平成7年) ・兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) 1999 (平成11年) ・広島豪雨 JCO臨界事故	95 ・「地震防災対策特別措置法」 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」 「災害対策基本法」一部改正 「大規模地震対策特別措置法」一部改正 96 ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」 97 ・「密集市街地における防災地区の整備の促進に関する法律」 98 ・「被災者生活再建支援法」 99 ・「原子力災害対策特別措置法」	95 防災基本計画全面修正 防災とボランティアの日等創設
2000年 2000 (平成12年) ・東海豪雨 2004 (平成16年) ・新潟・福島豪雨等 2004 (平成16年) ・新潟県中越地震 2011 (平成23年) ・東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	00 ・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 01 ・「水防法」一部改正 02 ・「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 03 ・「特定都市河川浸水被害対策法」 04 ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法」 05 ・「水防法」一部改正 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の一部改正 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」一部改正 06 ・「宅地造成等規正法」一部改正 11 「津波防災地域づくり法」	01 内閣府設置 03 東海地震対策大綱 東南海・南海地震対策大綱 東海地震防災対策推進基本計画 04 東南海・南海地震防災対策推進基本計画 05 東海地震の防災推進戦略 東南海・南海地震の地震防災戦略 06 首都直下地震対策大綱 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 首都直下地震の地震防災戦略 災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針 08 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略 09 中部圏・近畿圏直下地震対策大綱 11 防災基本計画修正

(出典：内閣府資料)

【基本法関係】

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（内閣府，消防庁）
2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（海上保安庁，環境省）
3. 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）（消防庁，経済産業省）
4. 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（内閣府，消防庁）
5. 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（内閣府，文部科学省，経済産業省，国土交通省）
6. 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（内閣府，消防庁）
7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）（内閣府，消防庁）

【災害予防関係】

1. 砂防法（明治30年法律第29号）（国土交通省）
2. 建築基準法（昭和25年法律第201号）（国土交通省）
3. 森林法（昭和26年法律第249号）（農林水産省）
4. 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）（総務省，農林水産省，国土交通省）
5. 気象業務法（昭和27年法律第165号）（気象庁）
6. 海岸法（昭和31年法律第101号）（農林水産省，国土交通省）
7. 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）（農林水産省，国土交通省）
8. 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）（内閣府）
9. 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）（総務省，農林水産省，国土交通省）
10. 河川法（昭和39年法律第167号）（国土交通省）
11. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）（国土交通省）
12. 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）（内閣府，農林水産省）
13. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）（内閣府）
14. 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）（内閣府，文部科学省）
15. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（国土交通省）
16. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）（国土交通省）
17. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（国土交通省）
18. 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）（国土交通省）
19. 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）（内閣府）
20. 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（国土交通省）

【災害応急対策関係】

1. 災害救助法（昭和22年法律第118号）（厚生労働省）
2. 消防法（昭和23年法律第186号）（消防庁）
3. 水防法（昭和24年法律第193号）（国土交通省）

【災害復旧・復興，財政金融措置関係】

1. 森林国営保険法（昭和12年法律第25号）（農林水産省）
2. 罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律第13号）（法務省，国土交通省）
3. 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）（農林水産省）
4. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）（農林水産省）
5. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）（中小企業庁）
6. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）（農林水産省，国土交通省）
7. 公営住宅法（昭和26年法律第193号）（国土交通省）
8. 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）（農林水産省）
9. 鉄道軌道整備法（昭和28年法律第169号）（国土交通省）
10. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）（文部科学省）
11. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（農林水産省）
12. 空港法（昭和31年法律第80号）（国土交通省）
13. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）（中小企業庁）
14. 激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（内閣府）
15. 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）（農林水産省）
16. 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）（財務省）
17. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）（国土交通省）
18. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（厚生労働省）
19. 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）（国土交通省）
20. 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）（法務省）
21. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）（内閣府，総務省，法務省，国土交通省）
22. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（内閣府）
23. 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）（財務省，農林水産省，経済産業省）

【組織関係】

1. 消防組織法（昭和22年法律第226号）（消防庁）
2. 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）（海上保安庁）
3. 警察法（昭和29年法律第162号）（警察庁）
4. 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（防衛省）

（出典：内閣府資料）

附属資料21 防災基本計画の修正履歴

修正年月	修正等の概要
昭和 38年 6月	防災基本計画の策定
46年 5月	一部修正（地震対策，石油コンビナート対策等）
平成 7年 7月	全面修正（自然災害対策） ・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ，国，公共機関，地方公共団体，事業者等の各主体それぞれの役割を明らかにしつつ，具体的かつ実践的な内容に修正。
9年 6月	一部修正（事故災害対策編の追加）
12年 5月	一部修正（原子力災害対策編の全面修正） ・平成11年9月の茨城県東海村におけるウラン加工施設臨界事故，及びこれを踏まえて制定された原子力災害対策特別措置法の施行に合わせて修正。
12年 12月	一部修正（中央省庁等改革に伴う修正）
14年 4月	一部修正（風水害対策編及び原子力災害対策編）
16年 3月	一部修正（震災対策編）
17年 7月	一部修正（自然災害対策に係る各編） ・災害への備えを実践する国民運動の展開，地震防災戦略の策定，インド洋津波災害を踏まえた津波防災対策の充実，集中豪雨時等の情報伝達及び高齢者等の避難支援の強化等，最近の災害対策の進展を踏まえ修正。
19年 3月	一部修正（防衛庁の防衛省への移行に伴う修正）
20年 2月	一部修正（各編） ・防災基本計画上の重点課題のフォローアップの実施，国民運動の戦略的な展開，企業防災の促進のための条件整備，緊急地震速報の本格導入，新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた原子力災害対策強化等，近年発生した災害の状況や中央防災会議における審議等を踏まえ修正。
23年 12月	一部修正（津波災害対策編の追加等） ・東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化，最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映。

(出典：内閣府資料)

情報伝達手段の拡大

	テレビ の普及率	パソコン の普及率	プッシュホン の普及率	携帯電話 の普及率
1961年(昭和36年) 災害対策基本法制定	62.5% (白黒テレビ)			
(参考) 1988年(昭和63年)	99.0% (カラーテレビ)	9.7%	25.9%	
1995年(平成7年) 災害対策基本法一部改正	98.9% (カラーテレビ)	15.6%	58.3%	
現在	99.5% (カラーテレビ) (2011年(平成23年))	74.6% (2011年(平成23年))	95.3% (2004年(平成16年))	92.4% (2011年(平成23年))

出典:消費動向調査(内閣府)

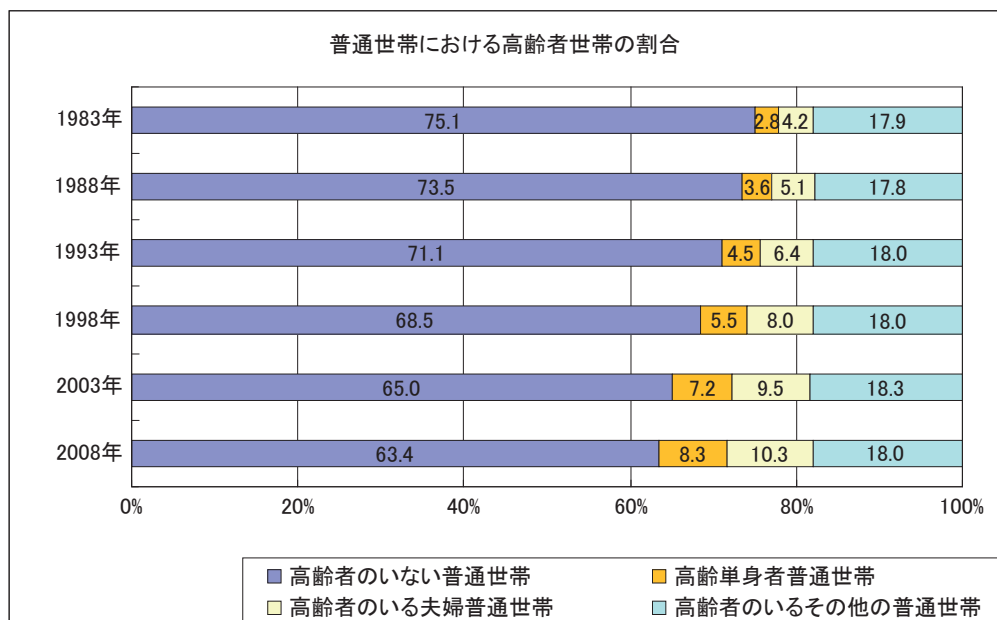
住居構造の変化

	木造住宅・ 防火木造住宅の割合	鉄骨・鉄筋コンクリート 造住宅の割合	2階以上の住宅の割合
(参考) 1988年(昭和63年)	73.0%	24.5%	77.5%
1995年(平成7年) 災害対策基本法一部改正	68.1% (1993年(平成5年))	29.0% (1993年(平成5年))	81.8% (1993年(平成5年))
現在	58.9% (2008年(平成20年))	32.8% (2008年(平成20年))	90.0% (2008年(平成20年))

出典:住宅統計調査, 住宅・土地統計調査(総務省)

高齢化の進展, 高齢者の単身世帯の増加

人口に占める65歳以上の 高齢者の割合(%)	1960年 (昭和35年)	1970年 (昭和45年)	1980年 (昭和55年)	1990年 (平成2年)	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)
		5.7	7.1	9.1	12.1	17.4

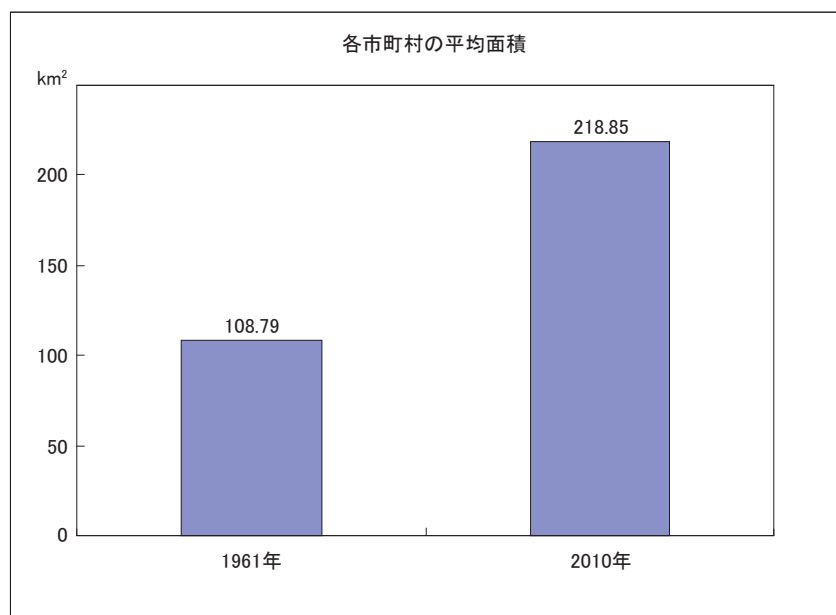


資料:平成20年住宅・土地統計調査の解説(総務省統計局)を基に作成

市町村合併の進展

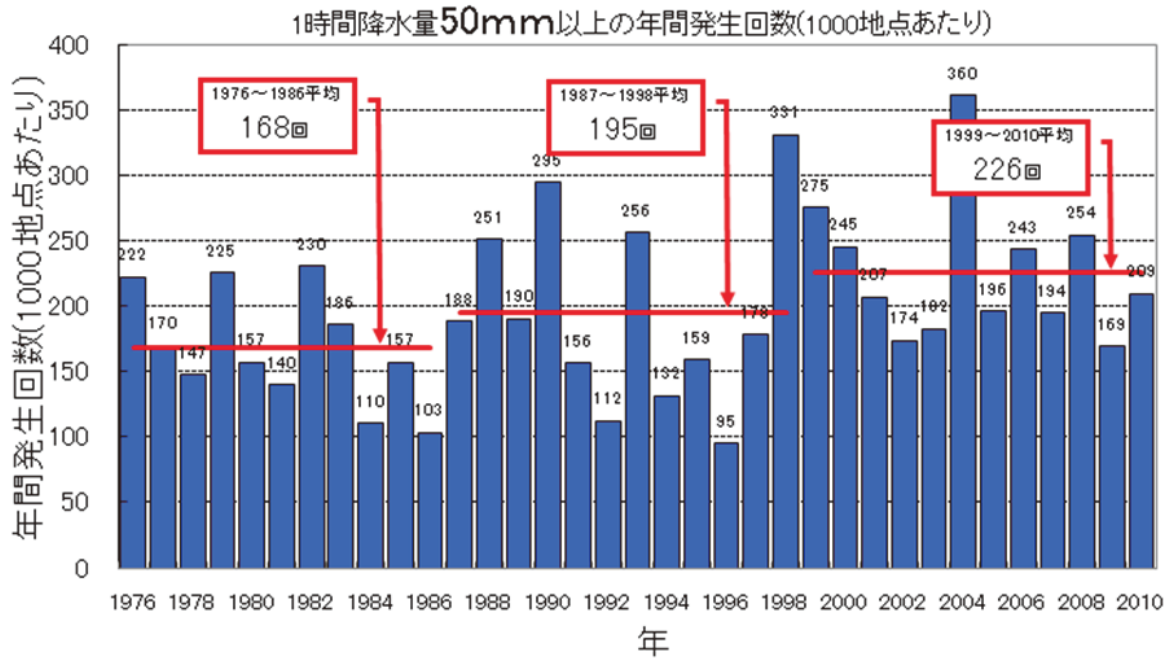
市町村数	1961年 (昭和36年)	2010年 (平成22年)
		3,472

資料:総務省統計局資料



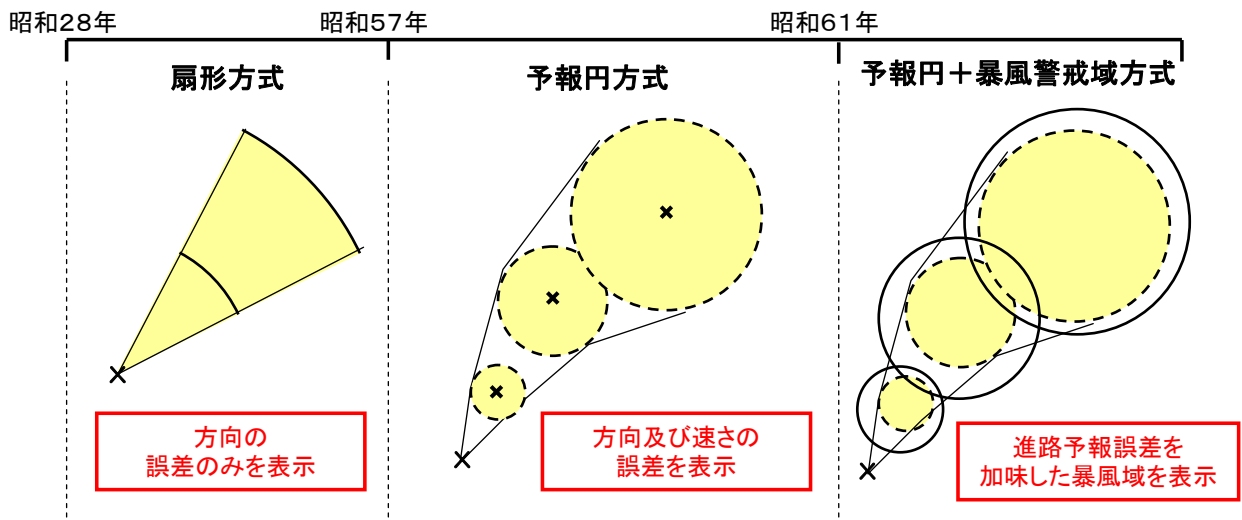
資料:上段の市町村数に平成22都道府県別面積(377,950.1km²)を除いて算定

短時間強雨の増加傾向



出典: 気象庁資料(気候変動監視レポート)

台風予報の表示方法の変遷



出典: 気象庁資料(気象業務はいま2009)

23-1 霧島山（新燃岳）の噴火

内閣官房は、1月31日1時40分、情報連絡室を設置した。

内閣府は、1月31日1時40分、情報対策室を設置したほか、1月31日、担当官2名を情報収集のため宮崎県庁及び鹿児島県庁へ派遣した。2月7日から、政府支援チーム員として、宮崎県に職員5名を派遣した。

警察庁は、1月31日2時、災害情報連絡室を設置した。

消防庁は、1月31日1時40分、災害対策室を設置した。2月7日以降、政府支援チーム員として、宮崎県に職員1名を派遣したほか、2月9日から10日の間、消防庁防災課長他1名を現地調査のため、宮崎県及び鹿児島県へ派遣した。

防衛省は、1月31日12時、災害対策連絡室を設置した。気象庁からの依頼により、自衛隊ヘリコプターに気象庁職員3名及び火山予知連絡委員1名が搭乗し霧島山（新燃岳）の観測を実施した。また、内閣府からの依頼により、自衛隊ヘリコプターに防災担当大臣以下5名が搭乗し、霧島山（新燃岳）の視察を実施した。

金融庁は、2月18日、宮崎県及び鹿児島県内金融関係団体等に対し、霧島山（新燃岳）の噴火を踏まえた金融上の対応について、要請文を発出した。

総務省は、1月31日9時30分、省内の情報収集体制を整備した。3月1日、「災害救助法」の適用を受けた宮崎県都城市及び西諸県郡高原町内を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。また、行政評価事務所において、相談窓口一覧を作成する等、被災者支援のための情報提供を特別行政相談活動として実施した。

文部科学省は、1月31日9時30分、災害情報連絡室を設置した。2月1日、学校施設の早期復旧に向けて、災害復旧の国庫補助申請を行うものについては、国の調査を待たず復旧工事が行える旨の通知を宮崎県及び鹿児島県の教育委員会に発出した。2月10日からの降雨予報に伴い、宮崎県及び鹿児島県の教育委員会等に対し、警戒避難体制等防災体制の整備と、児童生徒等の安全対策及び施設の安全確保に万全を期すよう要請する等した。

厚生労働省は、1月31日1時40分、災害情報連絡室を設置した。宮崎県及び鹿児島県等に対し、「新燃岳噴火に伴う保健所等における健康相談体制について」を通知する等した。また、2月22日、雇用調整助成金について、霧島山（新燃岳）噴火被害拡大に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した事業主について支給要件を緩和し、事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮した。

農林水産省は、2月4日、本省内に新燃岳噴火情報対策室を設置した。2月7日以降、政府支援チーム員として、宮崎県に職員1名を派遣する等した。また、散水等による降灰の除去、火山灰の分析に基づく土壌改良等、農作物の被害をできるだけ抑えるための技術指導の徹底を文書により通知したほか、宮崎県及び鹿児島県の農業共済団体等に対し、遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価、共済金の早期支払体制の確立等の徹底を文書により通知する等した。

経済産業省は、1月31日10時20分、防災連絡会議を設置した。2月15日、宮崎県及び鹿児島県における被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付等の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時貸付の適用の措置を講じた。

国土交通省は、1月26日18時、国土交通本省注意体制をとった。1月27日以降、散水車延べ457台、路面清掃車延べ687台、歩道清掃車延べ52台、排水管清掃車延べ193台、防護付調査車延べ126台が出動した。また、災害対策用ヘリコプター延べ10機が出動した。宮崎県庁1名、高原町1名及び都城市1名（計3名）にリエゾン（現地連絡員）を派遣する等した。また、降灰による土石流の発生のおそれが高まったため、2月4日に土石流想定氾濫区域及び避難のための参考となる雨

量基準を県、関係市町に情報提供し、警戒避難対応を支援するとともに、土石流の発生に備え、土石流検知センサー等の配置や既設砂防堰堤に堆積した土砂の撤去、砂防施設の整備等を実施した。

国土地理院は、1月31日16時、国土地理院警戒体制をとった。1月28日、霧島山及び周辺地域の地形図を電子データで関係機関に提供した。また、人工衛星（だいち）データを用いて霧島山（新燃岳）の地殻変動を面的に把握し、結果を公表する等した。

気象庁は、気象庁本庁警戒体制をとった。2月7日以降、政府支援チーム員として、宮崎県に職員2名を派遣した。また、火山噴火予知連絡会に総合観測班を設置し、現地事務局を霧島市に開設し、職員を派遣する等した。

環境省は、1月27日11時13分、情報収集・連絡体制を整備した。また、大気汚染、水質汚濁情報等の把握に係る関係自治体との連絡体制を強化した。

23-2 平成23年台風第6号

内閣府は、7月19日15時、情報対策室を設置し、関係機関から情報収集を行うとともに、官邸、関係省庁との情報連絡を行った。

警察庁は、7月19日15時、災害情報連絡室を設置し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整を行った。

消防庁は、7月19日16時、災害対策室を設置し、関係機関との連絡調整を行った。

文部科学省は、関係都府県の教育委員会に対し、警戒避難体制等防災体制の整備と、児童生徒等の安全対策及び施設の安全確保に万全を期すよう要請した。

農林水産省は、7月23日に高知県でヘリコプターによる被害状況調査を実施するとともに、被災状況の把握と今後の対応の検討のため、24日に林野庁の担当官を高知県に派遣した。

国土交通本省は、7月19日6時、警戒体制をとり、排水ポンプ車延べ38台、照明車延べ12台、待機支援車延べ1台を派遣した。

国土地理院は、7月19日9時、注意体制をとった。

気象庁は、7月17日9時、気象庁本庁警戒体制をとるとともに、関係機関に対する気象解説及び災害時気象支援資料の提供を各地気象台より適宜実施した。

23-3 平成23年7月新潟・福島豪雨

内閣官房は、7月29日21時15分、情報連絡室を設置した。

内閣府は、7月30日9時、情報対策室を設置し、関係機関から情報収集を行うとともに、官邸及び関係省庁との情報連絡を行った。

警察庁は、7月29日21時15分、災害情報連絡室を設置し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整を行った。

消防庁は、7月29日22時、災害対策室を設置し、関係機関との連絡調整を行った。7月30日以降、山形県及び秋田県の消防防災ヘリコプターが新潟県において救助・情報収集活動等の応援活動を実施した。また、茨城県、栃木県、東京消防庁及び横浜市消防局の消防防災ヘリコプターが福島県に応援出動し、救助活動を実施した。

防衛省は、7月29日21時15分、災害対策連絡室を設置した。新潟県知事及び福島県知事からの災害派遣要請を受け、7月29日から8月6日までに人員延べ約1,600名、車両延べ約340両、航空機延べ19機により、行方不明者の捜索・救助、物資輸送、道路啓開等を実施した。

海上保安庁は、新潟県沿岸海域において巡視船艇、航空機のしょう戒に併せて漂流船等の調査を

実施した。

金融庁は、7月30日、関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。

総務省は、7月29日18時、省内の情報収集体制を整備した。8月1日、「災害救助法」の適用を受けた新潟県及び福島県の市町村内を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の督促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。さらに、8月16日に、福島県内の1市7町1村及び新潟県内の13市2町に対して、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。また、行政評価事務所において、「新潟・福島豪雨被害行政相談所」の開設等、被災者支援のための特別行政相談活動を実施した。

文部科学省は、7月30日10時、災害情報連絡室を設置した。新潟県教育委員会に対し、警戒避難体制等防災体制の整備と、児童生徒等の安全対策及び施設の安全確保に万全を期すよう要請した。また、全国の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び福島・新潟両県下の災害救助法適用地域の高等学校等に対して、独立行政法人日本学生支援機構から災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する「奨学金の緊急採用・応急採用の取扱い」について通知を発出した。

厚生労働省は、7月29日21時15分、災害情報連絡室を設置した。7月30日、新潟県及び福島県に対し、避難所について、暑さ対策、被災者に対するプライバシーの確保等、生活環境の改善対策を講じるとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮を行う旨通知する等した。

農林水産省は、7月29日、情報収集体制を強化した。新潟県に7月30日から31日の間、福島県に8月5日から6日の間、被災状況の把握と今後の対応の検討のため、林野庁の担当官を派遣した。また、農作物の生育の回復と被害の軽減を図るための技術指導を徹底する通知や農作物被害にかかる迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立等を徹底する通知を発出する等した。

経済産業省は、8月1日17時30分、「災害救助法」の適用を踏まえ、新潟県及び福島県において被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じた。

国土交通省は、7月28日、国土交通本省警戒体制をとった。災害対策用ヘリコプター4機により被害状況調査を実施し、また、新潟・福島両県からの要請を受け、同日より緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）延べ262人、災害情報連絡担当官延べ33人を派遣したほか、排水ポンプ車43台、照明車44台、待機支援車1台、遠隔バックホウ1台、応急組立橋1台を派遣した。

気象庁は、7月28日20時、気象庁本庁警戒体制をとった。また、関係機関に対する気象解説を各地气象台より適宜実施した。8月1日、今回の大雨について、「平成23年7月新潟・福島豪雨」と命名した。

23-4 平成23年台風第12号

内閣官房は、9月3日9時、情報連絡室を設置した。

内閣府は、9月2日17時、情報対策室を設置し、関係機関から情報収集を行うとともに、官邸及び関係省庁との情報連絡を行った。

警察庁は、9月2日17時、災害情報連絡室を設置し、9月4日6時、災害警備連絡室に格上げ、さらに同日20時、非常災害警備本部に格上げして、関連情報の収集、関係機関との連絡調整を行った。9月4日、滋賀、京都及び大阪の各府県警察は、広域緊急援助隊約70人を和歌山県へ、9月5日、大阪府警察は第一機動隊及び第三機動隊約50人を和歌山県へ、京都及び兵庫の両府県警察は、広域緊急援助隊約50人を奈良県へ、9月7日、兵庫県警察は管区機動隊約60人を和歌山県へ、9月9日、大阪府警察は管区機動隊約150人を和歌山県及び奈良県へ派遣した。9月4日、大阪府警察航

空機が和歌山県の被害状況等調査を実施した。9月6日には、静岡県警察、大阪府警察及び警視庁の航空機を和歌山県警察に増派し、大阪府警察及び福井県警察の航空機を奈良県警察に派遣した。

消防庁は、9月4日9時30分、災害対策本部を設置し、関係機関との連絡調整を行った。三重県において、9月5日に愛知県の消防防災ヘリコプターが緊急物資搬送の応援活動を、9月6日に兵庫県・神戸市消防防災ヘリコプターが物資搬送及び被災地域の被害調査等の応援活動を実施した。9月7日、奈良県に、福井県の消防防災ヘリコプターが応援出動し、物資搬送を実施したほか、同8日、三重県の消防防災ヘリコプターが救助活動の応援活動を実施した。同11日以降、和歌山県において、京都市消防局の消防防災ヘリコプターが応援出動し、人員搬送、物資輸送等を、同12日以降、奈良県において、名古屋市消防局の消防防災ヘリコプターが上空偵察等の応援活動を実施した。

防衛省では、9月4日20時、災害対策室を設置した。三重県知事、奈良県知事及び和歌山県知事の災害派遣要請を受け、9月3日から10月14日までに人員約2万8,790人、車両延べ約8,190両及び航空機延べ約180機により、行方不明者の捜索、救援物資輸送、給水支援、人命の救助及び道路啓開等を実施した。

海上保安庁は、9月4日以降、のべ巡視船艇56隻、航空機32機等により、物資搬送、給水活動等を実施した。

金融庁は、関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。

総務省は、9月2日17時、省内の情報収集体制を整備した。9月5日、「災害救助法」の適用を受けた鳥取県及び三重県の市町村内を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の督促状及び督促状の送付を停止する措置を実施したほか、簡易無線機と衛星携帯電話の貸し出し等を実施した。さらに、9月16日に、三重県内の1市2町、奈良県内の1市2町7村、和歌山県内の2市3町及び岡山県内の1市に対して、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。また、行政評価事務所において、行政相談専用のフリーダイヤルや特別の行政相談所の開設等、被災者支援のための特別行政相談活動を実施した。

財務省は、9月5日、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業において、特別相談窓口の設置、災害貸付等を実施したほか、平成23年台風第12号の災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応融資の対象に追加した。

文部科学省は、9月4日20時、災害応急対策本部を設置した。全国の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校に対して、独立行政法人日本学生支援機構から台風12号による災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する「奨学金の緊急採用・応急採用の取扱い」について通知を発出した。また、学校施設の早期復旧に向けて、災害復旧の国庫補助申請を行うものについては、国の調査を待たず復旧工事が行える旨の通知を関係教育委員会に発出した。

厚生労働省は、9月4日、災害対策本部を設置した。9月3日以降、避難所について、暑さ対策、被災者に対するプライバシーの確保等、生活環境の改善対策を講じるとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮を行う旨通知する等した。

農林水産省は、9月5日、緊急災害対策本部を設置した。農作物等の被害防止に向けた技術指導通知を発出したほか、被災状況の把握と今後の対応の検討のため、担当官・専門家を派遣した。また、地域によっては、山なりの地形をそのまま利用した傾斜が20度を超える果樹園が被害をうけたため、平成23年12月に関係政令を改正し、傾斜が20度を超える農地について、一定の要件の下に、災害復旧事業に係る国庫の補助の対象に追加した。

経済産業省は、9月2日17時、防災連絡会議を設置した。緊急物資に関する調達可能量について関係団体と調整を実施した。また、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じる等した。

国土交通省は、9月4日6時、国土交通本省非常体制をとった。9月8日、紀伊半島台風第12号災害緊急対応チームを設置した。災害対策用ヘリコプター8機により被害状況調査を実施したほか、河道閉塞箇所について「土砂災害防止法」に基づく緊急調査及び土石流危険範囲の解析を実施する等した。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）延べ5,185人、災害情報連絡担当官延べ1,151人を奈良県及び和歌山県等に派遣したほか、排水ポンプ車85台、照明車66台、対策本部車4台、待機支援車9台、ポンプ自走装置8台、分解型バックホウ2台、サイホン式排水装置1台、路面清掃車5台、散水車6台、側溝清掃車7台、配水管清掃車3台、パトロールカー1台を派遣した。

国土地理院は、9月7日9時40分、非常体制をとった。9月6日、奈良県、和歌山県の航空写真を、同7日航空写真を撮影した。また、航空写真及び災害情報共有マップを国土地理院ホームページで公表した。

気象庁は、9月4日6時30分、気象庁本庁非常体制をとった。関係機関に対する気象解説及び災害時気象支援資料の提供を実施した。9月4日、前橋市で発生した突風調査のため、気象庁機動調査班（JMA-MOT）を現地に派遣し、結果を公表した。また、土砂災害対策等に関わる気象等の解説を行うため、近畿地方整備局に大阪管区気象台の要員を派遣した。

23-5 平成23年台風第15号

内閣官房は、9月3日9時に設置した台風12号による大雨に関する情報連絡室を、9月20日15時30分、台風12号及び台風15号による大雨に関する情報連絡室に改組した。

内閣府は、台風第12号への対応として設置した情報対策室について、9月20日15時30分、対象範囲を台風第15号に拡大し、関係機関から情報収集を行うとともに、官邸、関係省庁との情報連絡を行った。

警察庁は、9月4日20時、非常災害警備本部を設置した（台風第12号に係る当該本部が継続）。

消防庁は、9月4日9時30分、災害対策本部を設置（台風第12号に係る当該本部が継続）。

防衛省は、9月4日20時、災害対策室を設置した（台風第12号に係る当該室が継続）。愛知県、福島県及び宮城県知事の災害派遣要請を受け、9月20日から22日の間、人員延べ約690名、車両延べ約130両により、水防活動、孤立者の救助活動等を実施した。

金融庁は、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請する等した。

総務省は、9月2日17時、省内の情報収集体制を整備した（台風第12号に係る体制を維持継続）。さらに、10月24日に、青森県内の1町、宮城県内の1町及び福島県内の1市に対して、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。行政評価事務所において、行政相談専用のフリーダイヤルや特別の行政相談所の開設等、被災者支援のための特別行政相談活動を実施した。

文部科学省は、9月2日17時、災害情報連絡室を設置した（台風第12号に係る当該室が継続）。9月15日以降、関係都府県教育委員会に対し、警戒避難体制等防災体制の整備と、児童生徒等の安全対策及び施設の安全確保に万全を期すよう要請した。

厚生労働省は、9月4日、災害対策本部を設置した（台風第12号に係る当該本部が継続）。避難所について、暑さ寒さ対策、被災者に対するプライバシーの確保等、生活環境の改善対策を講じるとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮を行う旨を通知する等した。

農林水産省は、9月22日、農林水産省台風第15号緊急災害対策本部を設置した。農地・農業用施設に関し、台風第15号に伴う二次災害等の発生防止及び緊急を要する復旧箇所の応急対策の実施について通知を発出する等した。

経済産業省は、9月2日17時、防災連絡会議を設置した（台風第12号に係る当該会議が継続）。

国土交通省は、9月4日13時20分、国土交通本省警戒体制をとった（台風第12号に係る当該体

制を維持継続)。9月21日から22日の間、福島県及び宮城県に災害情報連絡担当官（リエゾン）のべ22名を派遣した。

国土地理院は、9月7日9時40分、非常体制をとった（台風第12号に係る当該体制を維持継続）。

気象庁は、9月4日6時30分、気象庁本庁非常体制をとった。各地の気象台では、関係都府県の防災機関や報道機関に今後の見通しや早めの避難の必要性等を解説した。

23-6 平成23年11月からの大雪

内閣府は、12月9日、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図るため、中央防災会議会長（内閣総理大臣）による「降積雪期における防災態勢の強化等について」の通知を発出した。1月27日、災害即応体制の強化、除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底及び高齢者等の事故防止について、改めて、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期すよう、内閣府、総務省消防庁及び国土交通省による「除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底等について」の通知を発出した。

警察庁は、12月16日、都道府県警察に対し、除排雪作業に伴う事故防止に向けた広報啓発や交通管理対策及び大規模な雪害事案発生時の的確な対応について通知を発出する等した。各都道府県警察と緊密な連携をとりながら、状況の把握に努めるとともに、地域住民への情報伝達、安全な除排雪作業等の広報啓発活動、道路管理者と連携した交通規制や迂回誘導等の交通対策等を、高齢者等災害弱者にも配慮しつつ実施した。

消防庁は、12月9日、関係道府県消防防災主管部局に対し、降積雪期における防災態勢の強化について通知を発出した。都道府県防災主管課長会、全国消防防災主管課長会儀を開催し、降積雪期における防災態勢の強化、除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底等について要請した。

金融庁は、1月15日、「災害救助法」の適用決定を受け、関係金融機関等に対し、災害関係の融資に関する措置を含む、金融上の措置を要請した。

総務省は、1月18日、30日、2月1日、3日、6日、「災害救助法」の適用を受けた新潟県、青森県及び長野県における市町村内を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。また、各自治体からの要請を受けて衛星携帯電話の貸出を実施する等した。2月20日に、今冬の豪雪により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、3月に交付すべき特別交付税の一部を繰り上げて交付した。

農林水産省は、被災農業者の早期の経営再建を支援するため、災害関連融資・農業共済による対策に加えて、①農業の災害関連資金の無利子化、②農業用ハウス等の再建・修繕への助成、③水稻等の苗の確保への助成、④果樹の改植への助成を総合的に実施した。

文部科学省は、関係都道府県の教育委員会に対し、警戒避難体制等防災体制の整備と、児童生徒等の安全対策及び施設の安全確保に万全を期すよう要請する等した。また、秋田県仙北市の玉川温泉で発生した雪崩について、独立行政法人防災科学技術研究所は、新潟県及び独立行政法人土木研究所と合同で、雪崩の規模や積雪の状況の現地調査を実施した。

経済産業省は、電気事業連合会に対して、各社に要請している予防対策、復旧の場合の対応等について、業界団体としても協力いただくように要請したほか、経済産業大臣指示により、大雪による物流への影響を想定し、特に燃料の供給動向を注視するとともに、不足等の事態が発生した場合、すぐに報告をするよう業界団体に対して要請する等した。

厚生労働省は、「災害救助法」を適用した新潟県、青森県及び長野県の3県における資金需要に対応し、被災者支援に万全を期すため、災害救助費負担金として、23年度予備費を使用することを決定する等したほか、健康保険において保険者の判断により、一部負担金等の減免等及び保険税の納期限の延長等ができること等について新潟県に通知する等した。

国土交通省は、関係道府県の消防防災主管部長等に対し、国土交通省国土政策局地方振興課長（内閣府及び消防庁との連名）より「除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底等について」の通知を発出する等したほか、社会資本整備総合交付金の追加配分を行う等した。また、被災状況の把握や災害応急対策等迅速かつ的確な初動対応を実施するため災害情報連絡担当官（リエゾン）を派遣したほか、新潟県の要請を受け、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する等した。

23-7 平成24年5月に発生した突風等

内閣府は、5月6日16時00分、情報対策室を設置し、関係機関から情報収集を行うとともに、官邸、関係省庁との情報連絡を行った。また、同日18時00分、職員3名を茨城県つくば市へ派遣し、情報収集を実施した。

警察庁は、連絡体制を強化して被害情報の収集等を実施した。茨城県警では、5月6日、機動隊61名をつくば市内に派遣し、救出救助活動を実施したほか、同日以降、機動隊員等により被災地内の警戒活動を実施する等した。また、避難所に警察職員を派遣し、避難者対策を実施した。栃木県警では、5月6日以降、被災地内の警戒活動を実施した。

消防庁は、5月6日16時35分、災害対策室を設置し、関係機関との連絡調整を行った。また、つくば市災害対策本部に連絡要員1名を派遣した。

金融庁は、5月7日、「災害救助法」の適用を受け、関係金融機関等に対し、災害関係の融資に関する措置を含む金融上の措置を要請した。

総務省は、5月8日、「災害救助法」の適用を受けた栃木県真岡市、芳賀郡茂木町及び益子町、茨城県つくば市、常陸大宮市、筑西市及び桜川市内を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。また、5月15日、「災害救助法」の適用を受けた上記地方公共団体に対し、6月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することを決定した。さらに、5月16日に、茨城県内の4市及び栃木県内の1市2町に対して、6月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。

財務省は、5月8日、「災害救助法」の適用を踏まえ、茨城県及び栃木県に係る被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施したほか、今回の災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応融資の対象に追加した。5月7日からは茨城県、つくば市等に対し、被災者の応急の住居として、国家公務員宿舎を無償提供する旨連絡した。

農林水産省は、5月8日、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について、関係金融機関に依頼通知したほか、農業共済の迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払等について通知を発出した。同日、関東森林管理局が茨城県及び栃木県とともに、山林の被害状況を把握するためヘリ調査を実施した。被害状況調査のため、5月9日に本省担当官を茨城県つくば市及び栃木県真岡市へ、関東農政局査定官を5月15日に茨城県へ、5月16日に栃木県へ派遣したほか、5月17日に林野庁担当官を茨城県及び栃木県へ派遣した。また、5月22日に「突風・降ひょうにより被災した農業者への追加支援策」を公表し、被災農業者の早期の経営再建を支援するため、災害関連融資・農業共済による対策に加えて、①農業の災害関連資金の無利子化、②農業用ハウス等の再建・修繕への助成、③水稻・イチゴ等の苗の確保への助成、④果樹の改植への助成、⑤ガラス片等が散乱した農地の復旧への助成、⑥森林（樹木の折損等）の復旧への助成を総合的に実施した。

経済産業省は、5月7日、職員をつくば市に派遣し、中小企業関係被害情報収集を実施したほか、5月8日、「災害救助法」の適用を踏まえ、茨城県及び栃木県において被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即

日貸付の適用の措置を講じた。

厚生労働省は、5月8日、被用者保険においては、保険者の判断により、一部負担金の減免等及び保険料の納期限の延長ができること等について、健康保険組合等に通知する等したほか、茨城県及び栃木県に対して、被災した要介護高齢者等への対応として、避難所や旅館等の避難先においてもヘルパー等による介護サービスの提供を可能とすること、介護保険施設等で定員超過でのサービス提供を認めること等を通知した。

国土交通省は、5月6日15時40分、国土交通本省注意体制をとった。5月6日から7日の間、建築研究所研究員及び国土技術政策総合研究所職員が合同で北条地区等の調査を実施した。

気象庁は、5月6日から8日の間、気象庁機動調査班を茨城県・栃木県・福島県に派遣して現地調査を実施した。

国土地理院は、5月7日、測量用航空機による茨城県つくば市、常総市、栃木県真岡市、益子町の空中写真撮影を実施したほか、5月8日、空中写真を基に作成した正射写真及び正射写真地図を国土地理院HPで公開した。

環境省は、5月7日以降、関東地方環境事務所職員を茨城県つくば市、筑西市、桜川市、常陸大宮市、栃木県真岡市、益子町及び茂木町に派遣し、災害廃棄物関係情報収集等を実施した。

附属資料24 緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況

平成24年3月31日現在

本 部 の 名 称		設 置 期 間	本 部 長
1	豪雪地帯非常災害対策本部	S38.1.29～5.31	国務大臣
2	新潟地震非常災害対策本部	S39.6.16～10.31	国務大臣
3	昭和40年台風第23号、第24号及び第25号非常災害対策本部	S40.9.17～12.17	国務大臣
4	昭和41年台風第24号及び第26号非常災害対策本部	S41.9.26～12.27	国務大臣
5	昭和42年7月豪雨及び8月豪雨非常災害対策本部	S42.7.9～12.26	国務大臣
6	1968年十勝沖地震非常災害対策本部	S43.5.16～S44.5.2	国務大臣
7	昭和47年7月豪雨非常災害対策本部	S47.7.8～12.19	国務大臣
8	昭和51年台風第17号非常災害対策本部	S51.9.13～12.10	国土庁長官
9	昭和52年有珠山噴火非常災害対策本部	S52.8.11～S54.12.4	国土庁長官
10	1978年伊豆大島近海の地震非常災害対策本部	S53.1.16～8.4	国土庁長官
11	1978年宮城県沖地震非常災害対策本部	S53.6.13～11.28	国土庁長官
12	昭和54年台風第20号非常災害対策本部	S54.10.20～12.4	国土庁長官
13	昭和57年7月及び8月豪雨非常災害対策本部	S57.7.24～12.24	国土庁長官
14	昭和58年（1983年）日本海中部地震非常災害対策本部	S58.5.26～12.23	国土庁長官
15	昭和58年7月豪雨非常災害対策本部	S58.7.23～12.23	国土庁長官
16	昭和58年（1983年）三宅島噴火非常災害対策本部	S58.10.4～S59.6.5	国土庁長官
17	昭和59年（1984年）長野県西部地震非常災害対策本部	S59.9.16～S60.2.19	国土庁長官
18	平成3年（1991年）雲仙岳噴火非常災害対策本部	H3.6.4～H8.6.4	国土庁長官
19	平成5年（1993年）北海道南西沖地震非常災害対策本部	H5.7.13～H8.3.31	国土庁長官
20	平成5年（1993年）8月豪雨非常災害対策本部	H5.8.9～H6.3.15	国土庁長官
21	平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部	H7.1.17～H14.4.21	国土庁長官 ↓ 兵庫県南部地震 対策担当大臣 ↓ 国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
	兵庫県南部地震緊急対策本部※1		H7.1.19～4.28
22	平成9年（1997年）ダイヤモンドグレース号油流出事故非常災害対策本部	H9.7.2～7.11	運輸大臣
23	平成12年（2000年）有珠山噴火非常災害対策本部	H12.3.31～H13.6.28 ※2	国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
24	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部	H12.8.29～H14.5.15	国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
	平成12年（2000年）三宅島噴火非常災害対策本部※3	H14.5.16～H17.3.31	
25	平成16年（2004年）台風第23号非常災害対策本部	H16.10.21～H19.3.31	防災担当大臣
26	平成16年（2004年）新潟県中越地震非常災害対策本部	H16.10.24～H20.3.31	防災担当大臣
27	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部	H23.3.11～	内閣総理大臣
28	平成23年（2011年）台風第12号非常災害対策本部	H23.9.4～	防災担当大臣

(注) 上記は「災害対策基本法」(昭和36年223号)に基づく緊急災害対策本部及び非常災害対策本部。

※1 閣議決定に基づき内閣に設置されたもので、「災害対策基本法」に基づくものではない。

※2 噴火が鎮静化したことによる。本部廃止と同時に有珠山噴火災害復旧・復興対策会議を設置。

※3 新島及び神津島については、応急対策が終了したことから名称変更。

(出典：内閣府資料)

附属資料25 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降）

平成24年3月31日現在

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長
平成 7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17～18	兵庫県	国土庁長官
平成 9	平成9年7月梅雨前線豪雨	7.11～12	鹿児島県・熊本県	国土庁長官
平成10	平成10年8月末豪雨	8.28	栃木県・福島県	国土政務次官
平成11	平成11年6月23日からの大雨	6.30～7.1	広島県	国土庁長官
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.25	熊本県	国土庁長官
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.31～4.1	北海道	国土庁長官
	平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.7	鳥取県	国土庁長官
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	3.29	広島県・愛媛県	内閣府大臣政務官
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.22	熊本県・鹿児島県	防災担当大臣
	宮城県北部を震源とする地震	7.27	宮城県	防災担当大臣
	平成15年（2003年）十勝沖地震	9.26～27	北海道	内閣府副大臣
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.14	新潟県	防災担当大臣
		7.15	福島県	内閣府副大臣
	平成16年7月福井豪雨	7.20	福井県	内閣府副大臣
	平成16年台風第21号	10.1	三重県	防災担当大臣
	平成16年台風第22号	10.14	静岡県	内閣府副大臣
	平成16年台風第23号	10.22	兵庫県・京都府	防災担当大臣
		10.22	香川県・岡山県	内閣府副大臣
平成16年（2004年）新潟県中越地震	10.24	新潟県	防災担当大臣	
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20～21	福岡県	内閣府副大臣
	宮城県沖を震源とする地震	8.16～17	宮城県	内閣府大臣政務官
	平成17年台風第14号	9.9	宮崎県	防災担当大臣
平成18	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.21	長野県	防災担当大臣
		7.25	鹿児島県	内閣府副大臣
	平成18年台風第13号	9.19	宮崎県	防災担当大臣
	北海道佐呂間町における竜巻	11.7～8	北海道	防災担当大臣
平成19	平成19年（2007年）能登半島地震	3.25～26	石川県	防災担当大臣
	台風第4号及び梅雨前線による大雨	7.13	熊本県	内閣府副大臣
	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	防災担当大臣
平成20	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	6.14～6.15	岩手県・宮城県	防災担当大臣
	岩手県沿岸北部を震源とする地震	7.24	岩手県・青森県	防災担当大臣
	平成20年8月末豪雨	8.29	愛知県	防災担当大臣
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.22	山口県	防災担当大臣
		7.27	福岡県	防災担当大臣
	平成21年台風第9号	8.11	兵庫県・岡山県	防災担当大臣
平成23	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	宮城県	内閣府副大臣
		3.12	岩手県	内閣府副大臣
		3.12	福島県	財務大臣政務官
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.31	新潟県、福島県	防災担当大臣
		8.2	福島県	内閣府副大臣
	平成23年台風第12号	9.4～9.7	和歌山県、奈良県、三重県	内閣府大臣政務官
	9.6	奈良県	国土交通大臣	

（出典：内閣府資料）

附属資料26 過去5年の激甚災害の適用実績

政 令 名	災 害 名	主な被災地	主 な 適 用 措 置												その他の適用措置	
			3,4条	5条	6条	7条	11条の2	12,13条	16条	17条	19条	22条	24条			
平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成19年能登半島地震	石川	●	●	●					●						●
平成十九年六月十一日から七月十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第4号	熊本・宮崎・鹿児島		○												○
平成十九年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成19年新潟県中越沖地震	新潟	●	●	●					●					○	●
平成十九年八月二日から同月四日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第5号	大分・宮崎		○												○
平成十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成19年等局激	—	●	●	●					●						●
平成二十年岩手・宮城内陸地震による岩手県奥州市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成20年岩手・宮城内陸地震	岩手・宮城	●	●	●											●
平成二十年七月二十七日から同月二十九日までの間の豪雨による富山県南砺市及び石川県金沢市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成20年7月27日から29日までの間の豪雨	富山・石川		●	●											●
平成二十年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成20年局激	—	●	●	●											●
平成二十一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線(7月中国・九州北部豪雨)	山口・福岡・佐賀		○												○
平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第9号	兵庫	●	○	●					●						○※1
平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号	新潟・三重・大阪・奈良	●	●												●
平成二十一年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成21年等局激	—	●	●												●
平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年2月28日の津波	岩手・宮城							○	※2						
平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線	岐阜・広島・佐賀		○	○											○
平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第9号	神奈川・静岡		●												●
平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	豪雨	鹿児島	●	●												●
東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	東日本大震災	青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉・新潟・長野	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年等局激	—	●	●												●
平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風6号	三重県・和歌山県・高知県	●	●												●
平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年7月新潟・福島豪雨	新潟県・福島県	○	○					●	○		○				○
平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風12号	三重県・奈良県・和歌山県	○	○	○				●	○	○	○				○
平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風15号	福島県・岐阜県・兵庫県		○	○											○
平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年等局激	—	●	●												●
平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 ※3	三宅島火山現象	東京都三宅村	●	●				●								●

「○」は本激、「●」は局激
 本激：地域を指定せず、災害そのものを指定
 局激：市町村単位で災害を指定

- ※1 公共土木施設等に係るものについては局激
- ※2 第3号に係る部分に限る
- ※3 平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したが、災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長

主な適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する下記の措置

- 3,4条 = 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5条 = 農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 6条 = 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 7条3号 = 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- 11条の2 = 森林災害復旧事業に対する補助
- 12,13条 = 中小企業に関する特別の助成
- 16条 = 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17条 = 私立学校施設災害復旧事業等に対する補助
- 19条 = 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 22条 = 罹災者公営住宅建設事業の対する補助の特例
- 24条 = 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

その他の適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する下記の措置

- 8条 = 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の適用
- 9条 = 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 10条 = 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 11条 = 共同利用小型漁船の建造費の補助
- 14条 = 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 20条 = 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 25条 = 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(出典：内閣府資料)

附属資料27 被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について

(平成24年3月31日現在)

年	対象災害	適用日	対象都道府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給世帯数	支援金支給額(千円)
H11	6月末豪雨災害※	6/29	広島県	全域適用	65	53,685
	台風第18号災害※	9/24	熊本県	全域適用	106	80,375
			山口県	下関市, 宇部市, 山口市, 防府市, 小野田市, 大島町, 秋徳町, 阿知須町, 山陽町	83	61,571
			愛知県	豊橋市	37	28,545
			福岡県	北九州市	12	6,857
			合 計	238	177,349	
	10月末豪雨災害※	10/28	岩手県	軽米町	21	17,600
H12	有珠山噴火災害※	3/31	北海道	全域適用	262	213,549
	三宅島噴火災害※	6/26	東京都	三宅村	1,484	1,178,659
	東海地方豪雨災害※	9/11	愛知県	名古屋市, 半田市, 東海市, 大府市, 豊明市, 阿久比町, 東浦町, 美浜町, 稲武町	9	6,212
			岐阜県	上矢作町	9	7,261
				合 計	18	13,472
	鳥取県西部地震※	10/6	鳥取県	全域適用	366	280,971
			鳥根県	安来市, 伯太町	20	17,278
			合 計	386	298,249	
H13	芸予地震※	3/24	広島県	呉市	52	42,508
	台風第16号等豪雨※	9/6	高知県	土佐清水市, 大月町	30	24,252
		9/8・11	沖縄県	沖縄市, 渡名喜村	10	6,665
			合 計	40	30,916	
H14	台風第6号豪雨※	7/10	岐阜県	大垣市	0	0
		7/11	岩手県	釜石市, 東山町	0	0
			合 計	0	0	
H15	7月梅雨前線豪雨※	7/18	福岡県	福岡市, 飯塚市, 太宰府市, 志面町, 穂波町	15	11,713
		7/20	熊本県	水俣市	15	10,247
				合 計	30	21,960
	宮城県北部を震源とする地震※	7/26	宮城県	全域適用	516	397,907
	十勝沖地震※	9/26	北海道	全域適用	56	30,477
H16	佐賀県突風災害※	6/27	佐賀県	佐賀市	13	14,622
	新潟県豪雨災害※	7/13	新潟県	長岡市, 三条市, 見附市, 栃尾市, 中之島町, 三島町, 和島村	317	403,776
	福井県豪雨災害※	7/18	福井県	福井市, 鯖江市, 美山町, 今立町, 池田町	30	24,579
	台風第15号豪雨※	8/17	愛媛県	新居浜市	29	32,508
	台風第16号豪雨等※	8/30	愛媛県	大洲市	0	0
			岡山県	倉敷市, 笠岡市, 玉野市, 寄島町, 岡山市	38	33,176
			香川県	坂出市, 観音寺市	2	2,298
				合 計	40	35,474
	台風第18号豪雨等※	9/7	広島県	呉市, 倉橋町	12	20,448
	台風第21号豪雨※	9/29	三重県	津市, 紀伊長島町, 海山町, 宮川村	17	28,219
愛媛県			新居浜市, 西条市, 四国中央市, 小松町	80	77,143	
兵庫県			赤穂市, 上郡町, 上月町	19	23,914	
合 計			116	129,276		
台風第22号豪雨※	10/9	静岡県	全域適用	107	111,069	
台風第23号豪雨※	10/20	岐阜県	高山市	0	0	
		京都府	舞鶴市, 宮津市, 大江町, 加悦町, 伊根町, 京丹後市, 福知山市	26	32,209	
		兵庫県	全域適用	1,227	733,918	
		香川県	高松市, 坂出市, さぬき市, 東かがわ市, 三木町, 綾上町, 綾南町, 国分寺町, 飯山町	52	64,838	
		岡山県	玉野市	6	12,090	
		徳島県	徳島市, 鳴門市, 小松島市, 吉野川市	0	0	
			合 計	1,311	843,055	
新潟県中越地震※	10/23	新潟県	全域適用	5,207	7,353,480	
H17	三宅島噴火災害(掃島関連分)	2/1	東京都	三宅村	1,091	672,457
	福岡県西方沖で発生した地震※	3/20	福岡県	全域適用	238	291,587
	台風第14号豪雨※	9/4 9/6	鹿児島県	垂水市, 錦江町	43	41,350
			高知県	四万十市	5	7,953
山口県			美川町, 岩国市	8	9,515	
			宮崎県	全域適用	1,192	1,096,404
			合 計	1,248	1,155,222	

年	対象災害	適用日	対象都道府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給世帯数	支援金支給額(千円)
H18	平成18年梅雨期豪雨※	6/12	沖縄県	那覇市	9	8,538
		7/19	長野県	岡谷市, 諏訪市, 塩尻市, 下諏訪町, 辰野町	17	25,874
		7/22	宮崎県	えびの市	1	204
			鹿児島県	全域適用	225	255,614
			合 計	252	290,230	
	台風第13号豪雨等※	9/17	宮崎県	全域適用	117	105,606
	9/16	沖縄県	石垣市, 竹富町	34	51,984	
			合 計	151	157,590	
	佐呂間町竜巻災害※	11/7	北海道	佐呂間町	10	6,199
H19	平成19年(2007年)能登半島地震※	3/25	石川県	全域適用	841	1,747,061
	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震※	7/16	新潟県	全域適用	3,033	6,623,639
	台風第11号及び前線による大雨災害※	9/14	沖縄県	久米島町	52	84,375
		9/17	秋田県	北秋田市	46	78,750
				合 計	98	163,125
	台風第12号災害※	9/18	沖縄県	竹富町	6	7,125
H20	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震※	6/14	宮城県	栗原市	55	114,500
	7月28日からの大雨災害※	7/28	石川県	金沢市	6	8,875
	平成20年8月末豪雨※	8/28	愛知県	名古屋市, 岡崎市	5	9,750
H21	平成21年7月中国・九州北部豪雨災害	7/21	山口県	山口市, 防府市	55	102,500
		7/24	福岡県	飯塚市	5	5,625
				合 計	60	108,125
	台風第9号災害	8/9	兵庫県	全域適用	508	828,875
			岡山県	美作市	37	64,625
			合 計	545	893,500	
H22	平成22年梅雨前線による大雨災害	7/3	鹿児島県	曾於市	2	3,000
		7/14	長野県	飯田市(旧南信濃村の区域)	2	4,000
		7/14・16	広島県	呉市(旧安浦町及び旧川尻町の区域), 庄原市	19	37,000
		7/15	山口県	美祿市, 山陽小野田市	14	19,750
		7/15	岐阜県	八百津町	1	3,000
				合 計	38	66,750
	10月20日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害	10/20	鹿児島県	奄美市, 龍郷町	15	15,625
H23	東日本大震災	3/11	青森県	全域適用	498	693,625
			岩手県	全域適用	22,366	24,123,625
			宮城県	全域適用	114,314	137,731,750
			福島県	全域適用	23,030	28,286,125
			茨城県	全域適用	7,749	11,054,125
			栃木県	全域適用	737	1,502,500
			千葉県	全域適用	4,764	6,197,875
			埼玉県	加須市(旧大利根町及び旧北川辺町の区域), 久喜市	66	97,125
		東京都	板橋区	20	30,375	
		3/12	新潟県	十日町市, 津南町	107	160,750
	長野県	栄村	101	155,375		
				合 計	173,752	210,033,250
	平成23年7月新潟・福島豪雨災害	7/28	福島県	只見町, 金山町, 南会津町	89	109,500
			新潟県	長岡市(旧栃尾市の区域), 三条市, 加茂市, 十日町市, 見附市, 魚沼市, 南魚沼市, 阿賀町	133	180,625
				合 計	222	290,125
	台風第12号災害	9/2	三重県	熊野市, 紀宝町	427	511,000
			奈良県	五條市, 天川村, 野迫川村, 十津川村	23	31,000
			和歌山県	全域適用	534	587,125
			岡山県	倉敷市, 玉野市	6	7,250
			合 計	990	1,136,375	
台風第15号災害	9/21	青森県	南部町	3	2,750	
		宮城県	石巻市	27	25,250	
	9/22	福島県	郡山市	673	661,375	
		岩手県	二戸市	2	3,000	
			合 計	705	692,375	
9月25日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害	9/25	鹿児島県	龍郷町	4	3,500	
11月2日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害	11/2	鹿児島県	瀬戸内町	1	375	
制度開始時からの総合計					193,716	235,931,979

(注1) 対象災害中※印は申請期間の終了した災害を示している。

(注2) 支援金支給額は、千円未満を四捨五入した数値である。

(注3) H17三宅島噴火災害(帰島関連分)は長期避難解除世帯特例経費等(平成17年2月1日以降支給分)である。

(出典: 内閣府資料)

附属資料28 災害救助法の適用実績

(阪神・淡路大震災以降)
平成24年3月31日現在

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成 7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17	兵庫県	20
			大阪府	5
	新潟県北部地震	4.1	新潟県	1
	平成7年7月梅雨前線豪雨	7.11 7.11・7.12	新潟県	2
長野県			2	
平成 8	台風第17号	9.22	埼玉県	1
		9.22	千葉県	2
平成 9	平成9年7月梅雨前線豪雨	7.10	鹿児島県	1
	平成9年台風第19号	9.16	大分県	1
			宮崎県	4
			鹿児島県	1
平成10	平成10年8月上旬豪雨	8.4	新潟県	3
	平成10年8月末豪雨	8.27 8.28 8.27・8.30 8.28 8.30	福島県	3
			茨城県	1
			栃木県	4
			埼玉県	1
			静岡県	1
	平成10年台風第5号	9.16	埼玉県	1
	平成10年台風第7号	9.22	福井県	1
			兵庫県	1
			奈良県	1
平成10年9月23日～25日の大雨	9.25	高知県	6	
平成10年台風第10号	10.17	岡山県	4	
平成11	平成11年6月23日からの大雨	6.29	広島県	2
			福岡県	1
	平成11年8月27日～28日対馬地方豪雨	8.27	長崎県	1
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.24	山口県	9
			福岡県	1
			熊本県	9
	東海村臨界事故	9.30	茨城県	2
平成11年10月27日からの大雨	10.28	青森県	1	
		岩手県	1	
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.29	北海道	3
	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	6.26	東京都	1
	平成12年（2000年）新島・神津島近海地震	7.1・7.15	東京都	2
	平成12年台風第3号	7.8	埼玉県	1
	平成12年秋雨前線と台風第14号に伴う大雨	9.11	愛知県	21
			岐阜県	1
	平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.6	鳥取県	6
島根県			2	
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	3.24	広島県	13
			愛媛県	1

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数	
平成13	平成13年9月6日の大雨	9.6	高知県	2	
	平成13年台風第16号	9.8・9.11	沖縄県	2	
平成14	平成14年台風第6号	7.11	岩手県	1	
		7.10	岐阜県	1	
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.19	福岡県	5	
		7.20	熊本県	1	
	宮城県北部を震源とする地震	7.26	宮城県	5	
	平成15年台風第10号	8.9	北海道	3	
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.13	新潟県	7	
	平成16年7月福井豪雨	7.18	福井県	5	
	平成16年台風第10号, 台風第11号及び関連する大雨	7.31	徳島県	2	
	平成16年台風第15号と前線に伴う大雨	8.17	愛媛県	1	
			高知県	1	
	平成16年台風第16号	8.30	岡山県	9	
			香川県	13	
			愛媛県	1	
			宮崎県	2	
	平成16年台風第18号	9.7	広島県	2	
	平成16年台風第21号	9.29	三重県	5	
			愛媛県	4	
			兵庫県	2	
平成16年台風第22号	10.9	静岡県	1		
平成16年台風第23号	10.20	宮崎県	1		
		徳島県	4		
		香川県	9		
		兵庫県	18		
		岐阜県	1		
	京都府	7			
平成16年(2004年)新潟県中越地震	10.23	新潟県	54		
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20	福岡県	1	
		平成17年台風第14号	9.4	東京都	2
			9.6	山口県	2
		高知県		1	
		宮崎県		13	
	9.4	鹿児島県	1		
平成18	平成18年豪雪	1.6・1.8・1.11・1.13	新潟県	11	
		1.7・1.12	長野県	8	
	平成18年6月長雨土砂災害	6.15	沖縄県	2	
	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.19	長野県	3	
		7.22	鹿児島	6	
			宮崎県	1	
	平成18年台風第13号	9.17	宮崎県	1	
北海道佐呂間町における竜巻	11.7	北海道	1		
平成19	平成19年(2007年)能登半島地震	3.25	石川県	7	
	台風第4号及び梅雨前線による大雨	7.6	熊本県	1	
	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	10	

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成19	平成19年台風第5号	8.2	宮崎県	1
	平成19年台風第11号及び前線による大雨	9.17	秋田県	2
平成20	2月23日から24日にかけての低気圧	2.24	富山県	1
	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	6.14	岩手県	5
			宮城県	2
	7月28日から大雨	7.28	富山県	1
			石川県	1
平成20年8月末豪雨	8.28	愛知県	2	
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.21	山口県	2
		7.24	福岡県	1
	平成21年台風第9号	8.9	兵庫県	3
			岡山県	1
平成22	平成22年梅雨前線による大雨	7.14	広島県	2
		7.15	山口県	1
		7.16	広島県	1
平成22年	鹿児島県奄美地方における大雨	10.20	鹿児島県	3
平成23	平成22年11月からの大雪等	1.27	新潟県	4
		1.30	新潟県	2
		1.31	新潟県	3
	霧島山（新燃岳）の噴火	1.30	宮崎県	1
		2.10	宮崎県	1
	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	青森県	2
			岩手県	34
			宮城県	35
			福島県	59
			茨城県	37
			栃木県	15
			千葉県	8
	東京都	47		
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.29	新潟県	15
福島県			9	
平成23年台風第12号	9.2	三重県	3	
		奈良県	10	
		和歌山県	5	
		岡山県	1	
平成23年台風第15号	9.3	鳥取県	2	
	9.21	青森県	1	
福島県		1		
平成24	今冬期の大雪等	1.14	新潟県	2
		1.28	新潟県	4
		1.31	新潟県	1
		2.1	青森県	2
			長野県	5
		2.3	新潟県	4
		2.4	新潟県	1

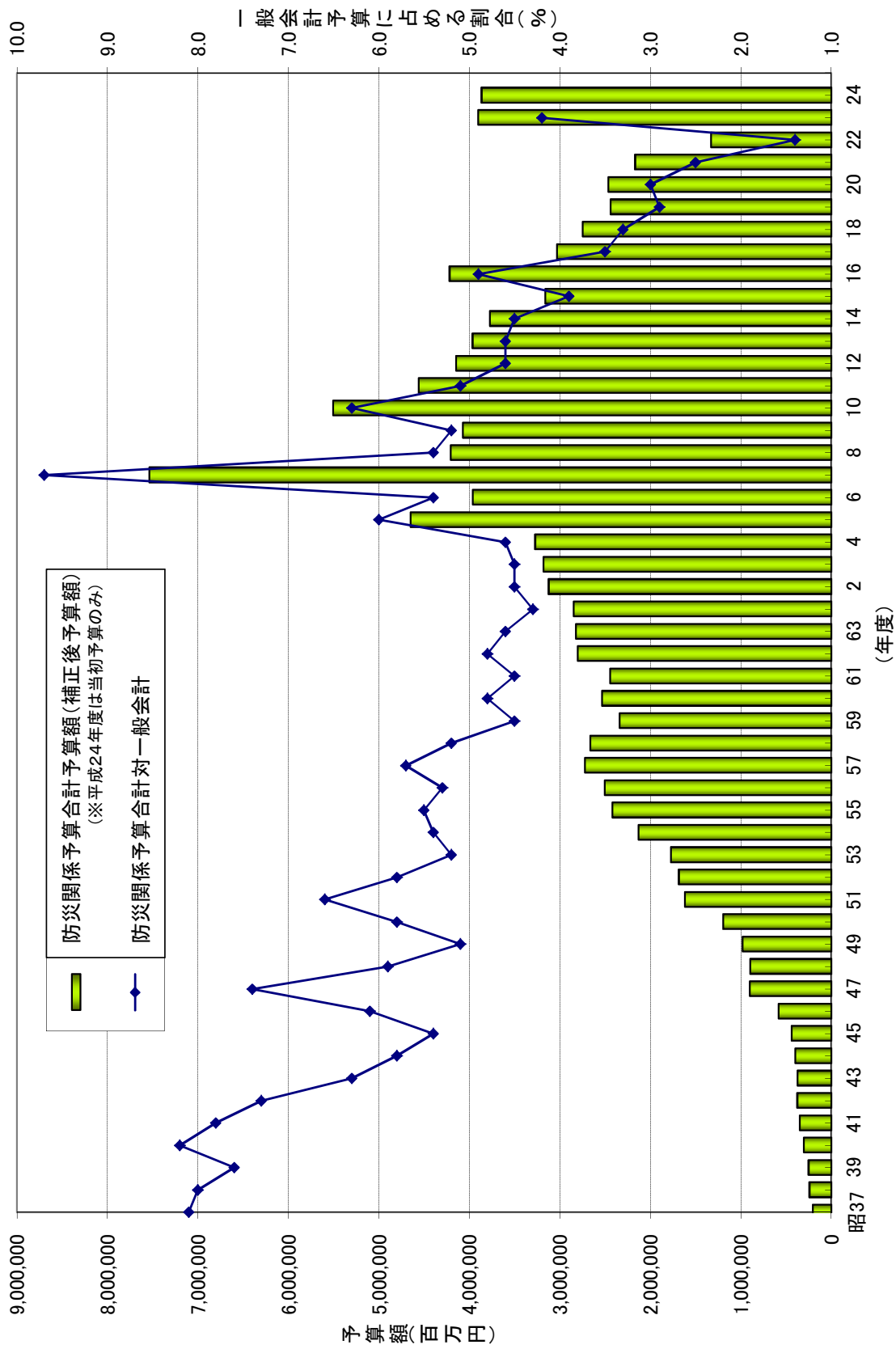
(出典：内閣府資料)

附属資料29 年度別防災関係予算額

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計 (百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
昭37	751	0.4	8,864	4.3	97,929	47.1	100,642	48.3	208,006
38	1,021	0.4	8,906	3.7	116,131	47.7	117,473	48.2	243,522
39	1,776	0.7	13,724	5.4	122,409	48.3	115,393	45.6	253,302
40	1,605	0.5	17,143	5.6	147,858	48.3	139,424	45.6	306,030
41	1,773	0.5	20,436	5.9	170,650	49.0	155,715	44.7	348,574
42	2,115	0.6	23,152	6.1	197,833	52.3	154,855	41.0	377,955
43	2,730	0.7	25,514	6.8	207,600	55.4	138,815	37.1	374,659
44	2,747	0.7	30,177	7.5	236,209	59.0	131,270	32.8	400,403
45	2,756	0.6	36,027	8.2	269,159	60.9	133,998	30.3	441,940
46	3,078	0.5	50,464	8.6	352,686	60.3	178,209	30.5	584,437
47	3,700	0.4	93,425	10.3	488,818	54.1	316,895	35.1	902,838
48	6,287	0.7	111,321	12.4	493,580	54.9	287,082	32.0	898,270
49	14,569	1.5	118,596	12.1	505,208	51.5	342,556	34.9	980,929
50	17,795	1.5	159,595	13.3	615,457	51.3	405,771	33.9	1,198,618
51	21,143	1.3	186,297	11.5	711,159	43.9	700,688	43.3	1,619,287
52	22,836	1.4	234,409	13.9	904,302	53.6	525,886	31.2	1,687,433
53	29,642	1.7	307,170	17.3	1,093,847	61.6	345,603	19.5	1,776,262
54	35,145	1.6	435,963	20.4	1,229,401	57.6	432,759	20.3	2,133,268
55	29,929	1.2	456,575	18.9	1,229,615	50.8	705,168	29.1	2,421,287
56	29,621	1.2	474,926	18.9	1,240,788	49.5	761,950	30.4	2,507,285
57	28,945	1.1	469,443	17.2	1,261,326	46.3	963,984	35.4	2,723,698
58	29,825	1.1	489,918	18.4	1,268,712	47.6	875,851	32.9	2,664,306
59	28,215	1.2	485,219	20.7	1,350,592	57.7	475,878	20.3	2,339,904
60	27,680	1.1	512,837	20.2	1,355,917	53.5	640,225	25.2	2,536,659
61	28,646	1.2	482,889	19.7	1,354,397	55.3	581,462	23.8	2,447,394
62	38,296	1.4	612,505	21.9	1,603,599	57.2	548,337	19.6	2,802,737
63	31,051	1.1	587,073	20.8	1,550,132	54.9	657,681	23.3	2,825,937
平元	34,542	1.2	588,354	20.7	1,638,104	57.5	587,819	20.6	2,848,819
2	35,382	1.1	625,239	20.0	1,669,336	53.4	796,231	25.5	3,126,188
3	35,791	1.1	628,596	19.8	1,729,332	54.3	788,603	24.8	3,182,322
4	36,302	1.1	745,405	22.8	2,017,898	61.6	475,411	14.5	3,275,015
5	43,152	0.9	866,170	18.6	2,462,800	52.9	1,280,569	27.5	4,652,691
6	40,460	1.0	747,223	18.9	1,945,295	49.1	1,230,072	31.0	3,963,050
7	105,845	1.4	1,208,134	16.0	2,529,386	33.5	3,696,010	49.0	7,539,375
8	52,385	1.2	1,029,658	24.5	2,156,714	51.3	968,182	23.0	4,206,938
9	49,128	1.2	1,147,102	28.2	2,014,695	49.4	864,370	21.2	4,075,295
10	62,435	1.1	1,228,539	22.3	2,905,921	52.8	1,310,515	23.8	5,507,411
11	78,134	1.7	1,142,199	25.0	2,400,534	52.6	941,886	20.6	4,562,752
12	73,502	1.8	1,011,535	24.4	2,376,083	57.3	689,225	16.6	4,150,346
13	49,310	1.2	1,060,445	26.7	2,238,816	56.4	618,427	15.6	3,966,998
14	48,164	1.3	1,202,984	31.9	1,981,686	52.5	543,949	14.4	3,776,783
15	35,133	1.1	814,101	25.7	1,625,670	51.4	689,255	21.8	3,164,159
16	30,478	0.7	815,059	19.3	1,753,418	41.5	1,622,112	38.4	4,221,067
17	11,097	0.4	866,290	28.6	1,426,745	47.0	728,606	24.0	3,032,738
18	11,627	0.4	689,505	25.1	1,439,129	52.3	610,302	22.2	2,750,563
19	9,687	0.4	706,853	29.0	1,332,222	54.6	391,637	16.0	2,440,399
20	8,921	0.4	819,359	33.2	1,275,135	51.7	363,471	14.7	2,466,886
21	8,761	0.4	498,397	23.0	1,383,254	63.7	279,789	12.9	2,170,201
22	7,695	0.6	224,841	16.9	813,359	61.1	285,038	21.4	1,330,933
23	28,072	0.7	352,745	9.0	743,936	19.1	2,778,258	71.2	3,903,011
24	29,422	0.8	530,382	13.7	790,422	20.4	2,371,344	61.3	3,867,800

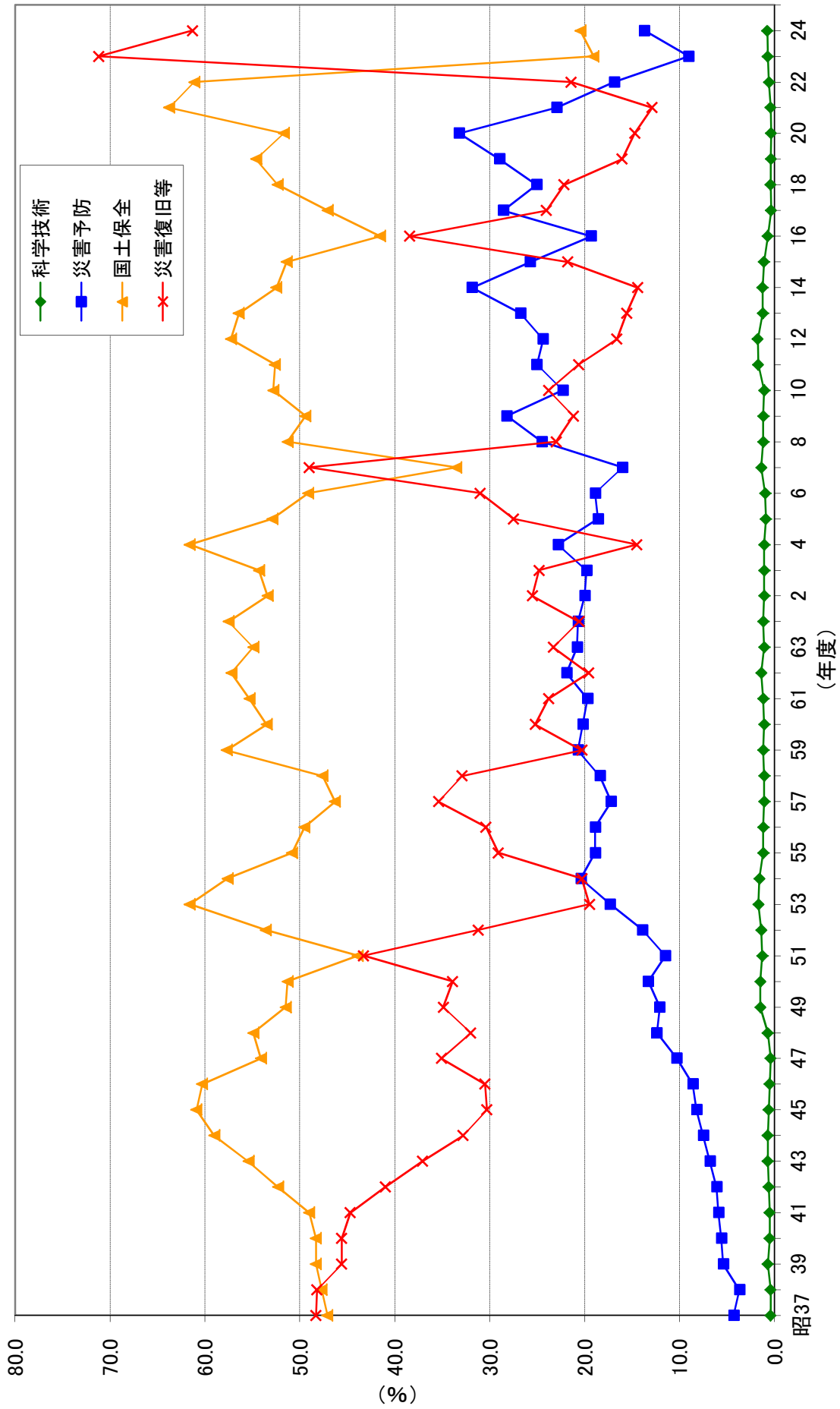
- (注) 1 補正後予算額(国費)である。ただし、平成24年度は速報値であり、当初予算である。(各省庁資料を基に、内閣府において作成)
- 2 平成19年度における科学技術の研究の減額は、国立試験研究機関の独立行政法人化によるところが大きい(独立行政法人の予算は本表においては計上しない)。
- 3 平成21年度における災害予防の減額は、道路特定財源の一部が一般財源化されたことに伴い、一部施策について防災関係予算として金額を特定できなくなったことによるものである。
- 4 平成22年度における災害予防及び国土保全の減額は、「社会資本整備総合交付金」等の創設により、災害予防の一部施策や国土保全における補助事業の多くを当該交付金で措置することによるものである。
- 5 平成23年度における国土保全の減額は、関連する人件費等を別途計上することとしたことに伴う減額である。
- (出典：各省庁資料を基に内閣府作成)

附属資料 30 防災関係予算額の推移



※防災関係予算については、当該年度の補正予算も含む。ただし、平成24年度は、当初予算のみとなっている。
 (出典：各省庁資料を基に内閣府作成)

附属資料 3-1 防災関係予算内訳割合の推移



※防災関係予算については、当該年度の補正予算も含む。ただし、平成24年度は、当初予算のみとなっている。
 (出典：各省庁資料を基に内閣府作成)

附属資料32 わが国の主な被害地震（明治以降）

災 害 名	年 月 日	死者・ 行方不明者数
濃尾地震 (M8.0)	1891年 (明治 24年) 10月 28日	7,273人
明治三陸地震津波 (M81/4)	1896年 (明治 29年) 6月 15日	約2万2,000人
関東大地震 (M7.9)	1923年 (大正 12年) 9月 1日	約10万5,000人
北丹後地震 (M7.3)	1927年 (昭和 2年) 3月 7日	2,925人
昭和三陸地震津波 (M8.1)	1933年 (昭和 8年) 3月 3日	3,064人
鳥取地震 (M7.2)	1943年 (昭和 18年) 9月 10日	1,083人
東南海地震 (M7.9)	1944年 (昭和 19年) 12月 7日	1,251人
三河地震 (M6.8)	1945年 (昭和 20年) 1月 13日	2,306人
南海地震 (M8.0)	1946年 (昭和 21年) 12月 21日	1,443人
福井地震 (M7.1)	1948年 (昭和 23年) 6月 28日	3,769人
十勝沖地震 (M8.2)	1952年 (昭和 27年) 3月 4日	33人
1960年チリ地震津波 (Mw9.5)	1960年 (昭和 35年) 5月 23日	142人
新潟地震 (M7.5)	1964年 (昭和 39年) 6月 16日	26人
1968年十勝沖地震 (M7.9)	1968年 (昭和 43年) 5月 16日	52人
1974年伊豆半島沖地震 (M6.9)	1974年 (昭和 49年) 5月 9日	30人
1978年伊豆大島近海地震 (M7.0)	1978年 (昭和 53年) 1月 14日	25人
1978年宮城県沖地震 (M7.4)	1978年 (昭和 53年) 6月 12日	28人
昭和58年 (1983年) 日本海中部地震 (M7.7)	1983年 (昭和 58年) 5月 26日	104人
昭和59年 (1984年) 長野県西部地震 (M6.8)	1984年 (昭和 59年) 9月 14日	29人
平成5年 (1993年) 北海道南西沖地震 (M7.8)	1993年 (平成 5年) 7月 12日	230人
平成7年 (1995年) 兵庫県南部地震 (M7.3)	1995年 (平成 7年) 1月 17日	6,437人
平成16年 (2004年) 新潟県中越地震 (M6.8)	2004年 (平成 16年) 10月 23日	68人
平成20年 (2008年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	2008年 (平成 20年) 6月 14日	23人
平成23年 (2011年) 東北地方太平洋沖地震 (Mw9.0)	2011年 (平成 23年) 3月 11日	1万8,880人

注)

1. 戦前については死者・行方不明者が1,000人を超える被害地震、戦後については死者・行方不明者が20人を超える被害地震を掲載した。
2. 関東地震の死者・行方不明者数は、理科年表（2006年版）の改訂に基づき、約14万2,000人から約10万5,000人へと変更した。
3. 兵庫県南部地震の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,521人。

（出典：理科年表，消防庁資料，警察庁資料，日本被害地震総覧，緊急災害対策本部資料）

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動，屋内の状況，屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが，地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には，揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が，揺れを感じる。眠っている人の中には，目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が，わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが，揺れを感じる。歩いている人の中には，揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が，目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが，揺れを感じる。眠っている人のほとんどが，目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ，棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が，倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて，揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が，恐怖を覚え，物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ，棚にある食器類，書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり，不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が，物につかまらなると歩くことが難しいなど，行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で，落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり，停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し，倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下することがある。
6強	立っていることができず，はわなないと動くことができない。揺れにほんろうされ，動くこともできず，飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し，倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし，飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

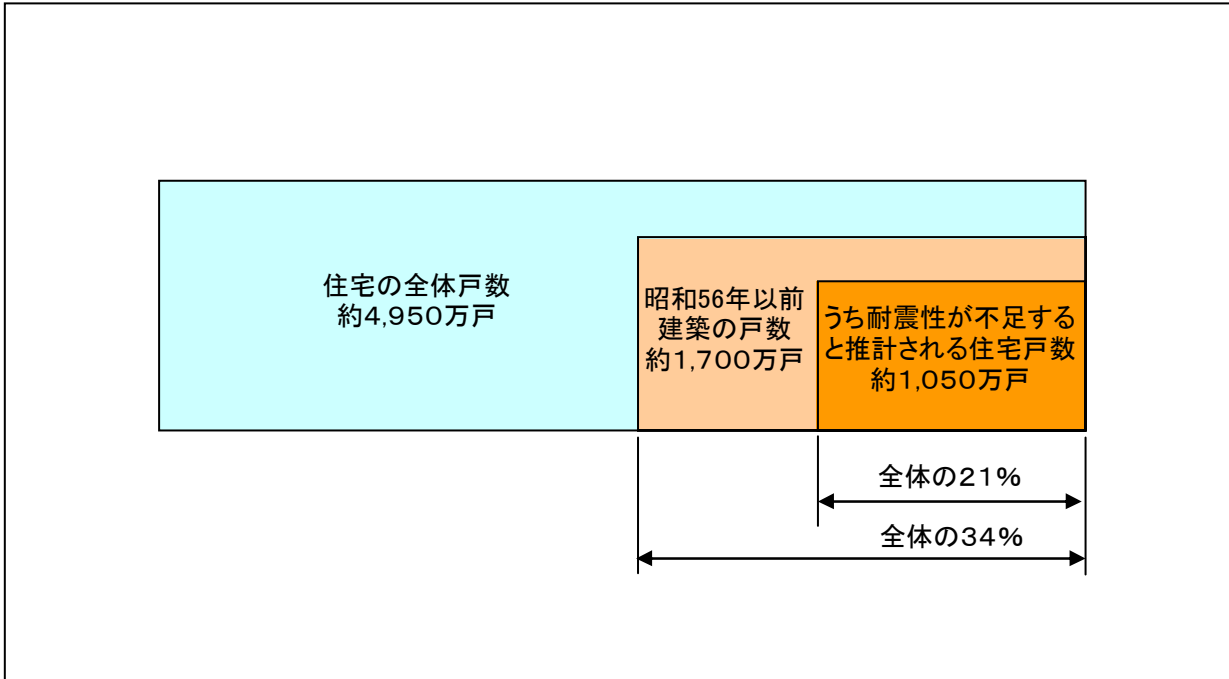
●大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

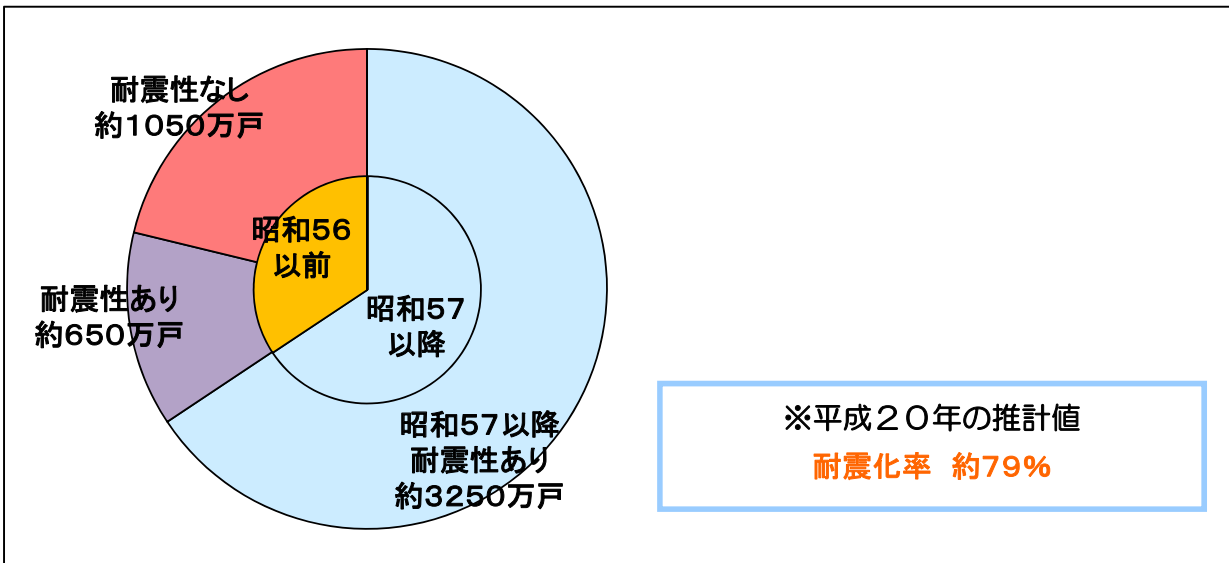
※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

（出典：気象庁資料）

附属資料 34 住宅の耐震化の状況

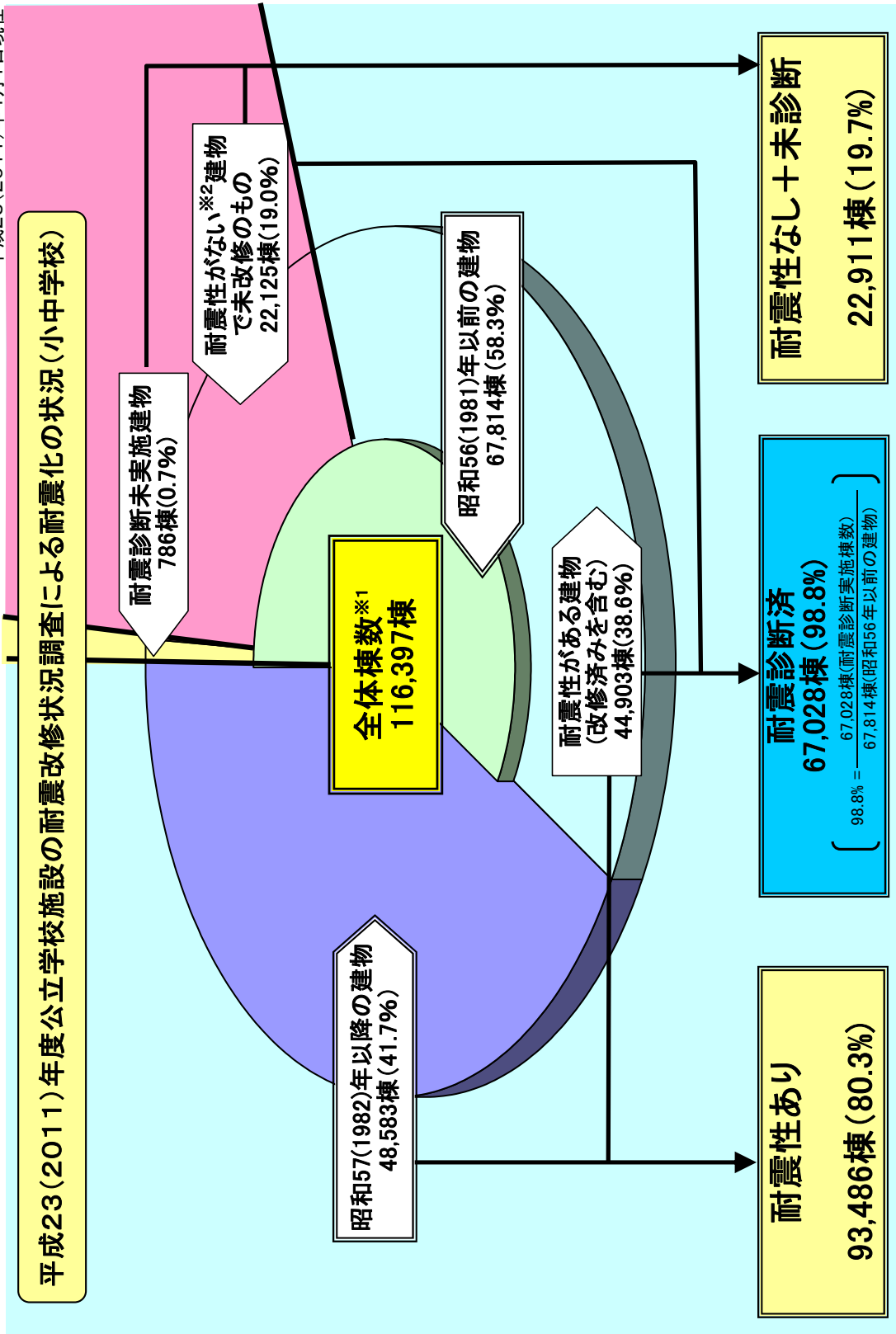


(出典:国土交通省資料(平成20年推計値)をもとに内閣府作成)



(出典:国土交通省資料)

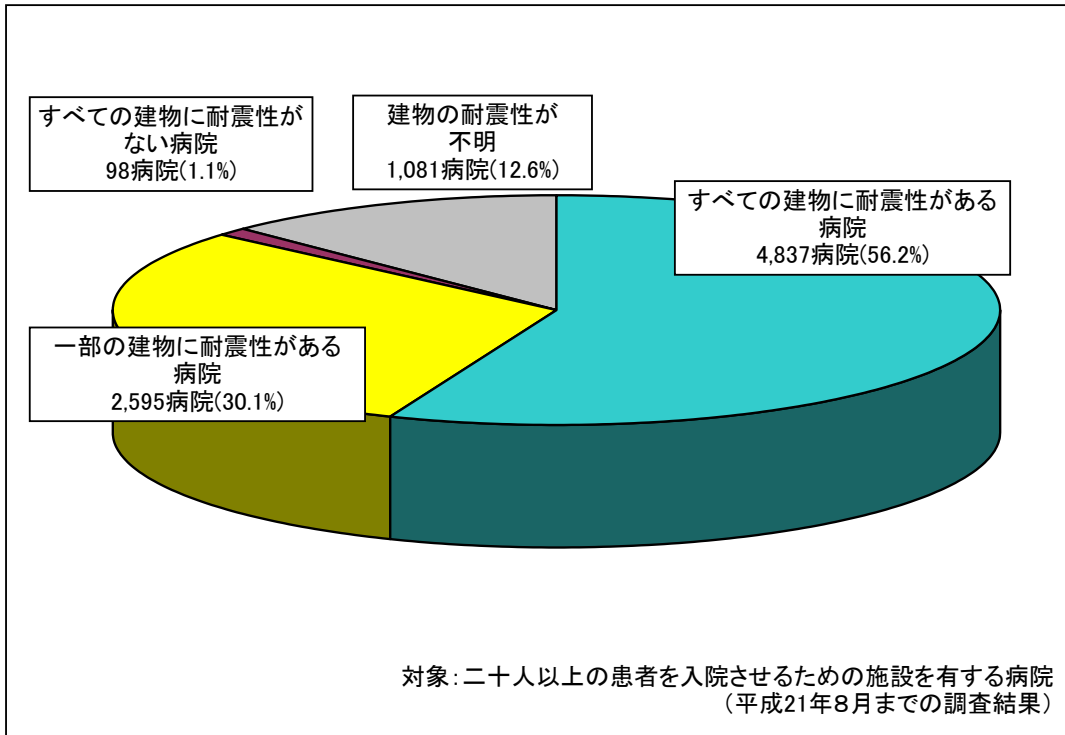
平成23(2011)年4月1日現在



※1:岩手県,宮城県,福島県は除く。 ※2:耐震性が確認されていない建物を含む。

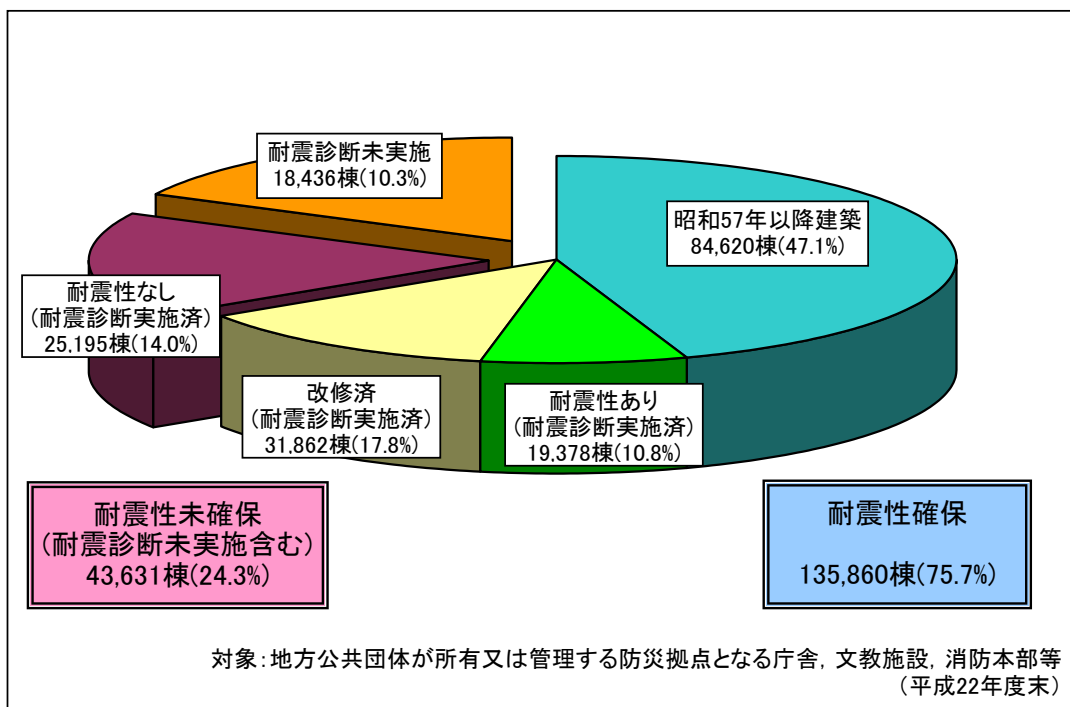
(出典:文部科学省資料)

附属資料36 病院の耐震化の状況



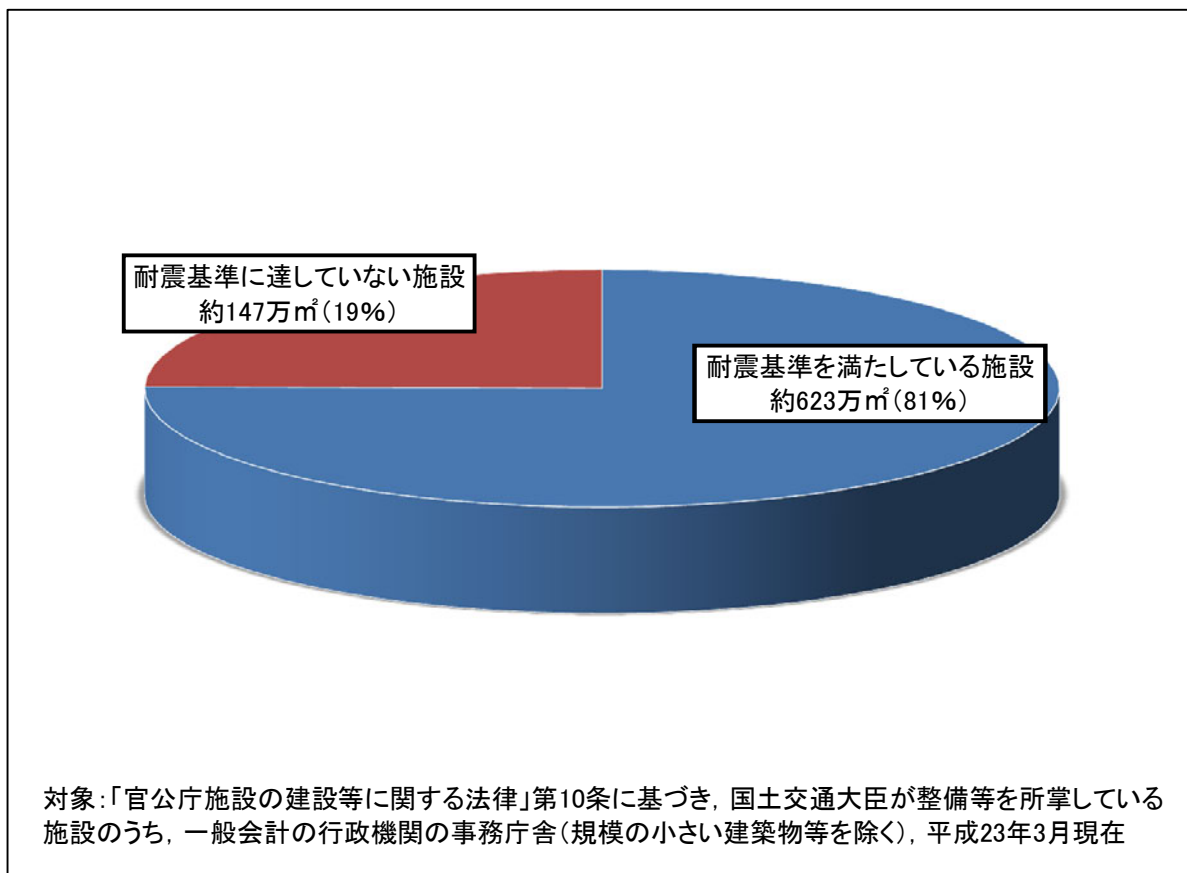
(出典：厚生労働省資料)

附属資料37 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況



(出典：消防庁資料)

附属資料 38 国の庁舎の耐震化の状況



(出典: 国土交通省資料)

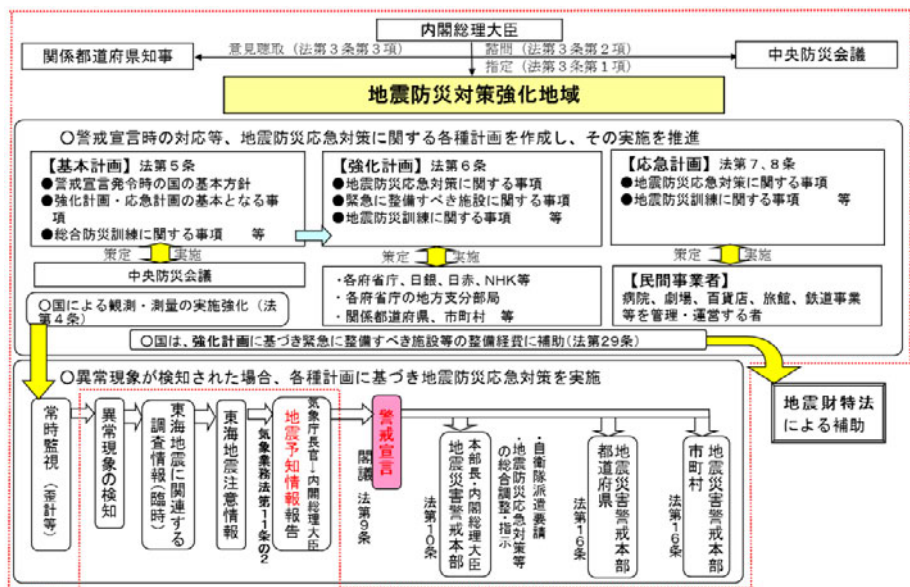
附属資料 39 大規模地震対策特別措置法等による東海地震対策

南海トラフで発生する地震のうち、東海地震については、近い将来に発生する可能性が高いと考えられ、また、予知体制の整備が講じられていることから、「大規模地震対策特別措置法」(昭和56年施行)に基づき、対策が講じられている(附39-図表1)。同法では、大規模な地震による災害から、国民の生命、身体及び財産を保護するため、あらかじめ地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の指定を行ったうえで、同地域に係る地震観測体制の強化を図るとともに、大規模な地震の地震予知情報が出された場合の地震防災体制を整備しておき、地震による被害の軽減を図ることを目的としている。

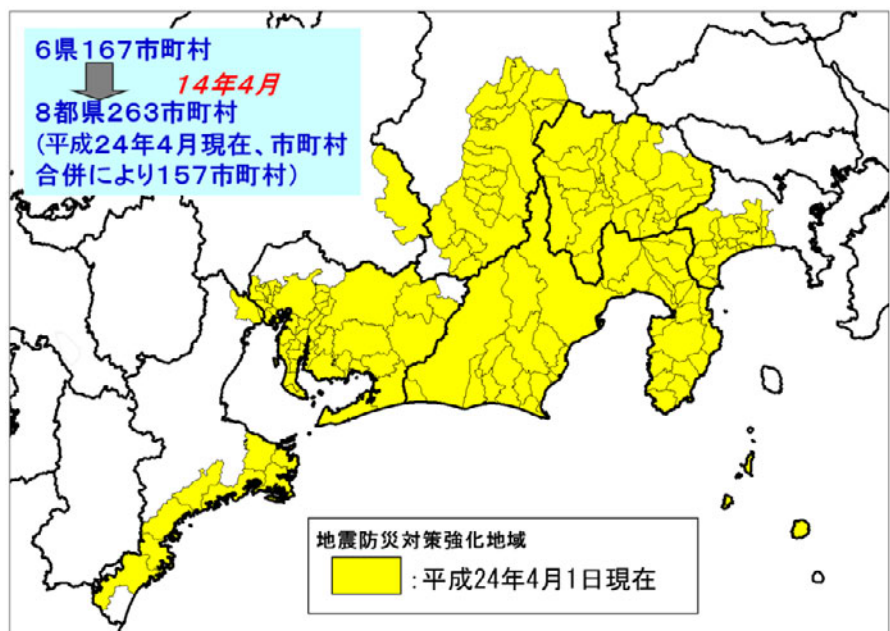
平成24年4月1日現在、東海地震に係る強化地域は8都県157市町村の区域が指定されている(附39-図表2)。同法においては、内閣総理大臣による警戒宣言、国、地方公共団体、指定公共機関、特定の民間事業者等による強化地域に係る地震防災計画の作成等が規定されている。

また、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和55年5月公布・施行)では、強化地域における地震防災対策の推進を図るため、関係地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業(地震防災強化計画に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備事業)の一部について国庫補助(負担)率の高上げ及び地方財政措置等の国の財政上の特別措置が講じられることとされている。同法は、昭和55年の制定後、昭和60年、平成2年、7年、12年、17年及び22年に期限を延長する等の改正が行われている。

附39-図表1 大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月制定)



附39-図表2 地震防災対策強化地域(東海地震)の図



(出典：内閣府資料)

附属資料40 東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧、平成24年4月1日現在）

東京都	新島村，神津島村，三宅村
神奈川県	平塚市，小田原市，茅ヶ崎市，秦野市，厚木市，伊勢原市，海老名市，南足柄市，寒川町，大磯町，二宮町，中井町，大井町，松田町，山北町，開成町，箱根町，真鶴町，湯河原町
山梨県	甲府市，富士吉田市，都留市，山梨市，大月市，韮崎市，南アルプス市，北杜市，甲斐市，笛吹市，上野原市，甲州市，中央市，市川三郷町，早川町，身延町，南部町，富士川町，昭和町，道志村，西桂町，忍野村，山中湖村，鳴沢村，富士河口湖町
長野県	岡谷市，飯田市，諏訪市，伊那市，駒ヶ根市，茅野市，下諏訪町，富士見町，原村，辰野町，箕輪町，飯島町，南箕輪村，中川村，宮田村，松川町，高森町，阿南町，阿智村，下條村，天龍村，泰阜村，喬木村，豊丘村，大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県 (全域)	静岡市，浜松市，沼津市，熱海市，三島市，富士宮市，伊東市，島田市，富士市，磐田市，焼津市，掛川市，藤枝市，御殿場市，袋井市，下田市，裾野市，湖西市，伊豆市，御前崎市，菊川市，伊豆の国市，牧之原市，東伊豆町，河津町，南伊豆町，松崎町，西伊豆町，函南町，清水町，長泉町，小山町，吉田町，川根本町，森町
愛知県	名古屋市，豊橋市，岡崎市，半田市，豊川市，津島市，碧南市，刈谷市，豊田市，安城市，西尾市，蒲郡市，常滑市，新城市，東海市，大府市，知多市，知立市，高浜市，豊明市，日進市，田原市，愛西市，弥富市，みよし市，あま市， 長久手市 ，東郷町，大治町，蟹江町，飛鳥村，阿久比町，東浦町，南知多町，美浜町，武豊町，幸田町，設楽町，東栄町
三重県	伊勢市，桑名市，尾鷲市，鳥羽市，熊野市，志摩市，木曾岬町，大紀町，南伊勢町，紀北町

※ 平成24年4月1日現在 1都7県 **157市町村**

← 1都7県 157市町村（平成23年4月1日現在）

※ 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに合併等のあった市町

・ **長久手市 (H24. 1. 4)** ←長久手町

（出典：内閣府資料）

附属資料 4.1 地震対策緊急整備事業計画

(単位：百万円)

区 分	昭和55～平成26年度		
	計画額 (a)	実績見込額 (b) <small>(注1)</small>	進捗率 (b)/(a)
1 避難地	157,275	132,345	84.1%
2 避難路	83,628	77,487	92.7%
3 消防用施設	129,332	115,829	89.6%
4 緊急輸送路	756,712	606,193	80.1%
4-1 緊急輸送道路	654,693	516,882	79.0%
4-2 緊急輸送港湾	63,571	58,444	91.9%
4-3 緊急輸送漁港	38,448	30,867	80.3%
5 通信施設	19,867	17,063	85.9%
6 公的医療機関	54,012	54,012	100.0%
7 社会福祉施設	57,640	55,161	95.7%
8 公立小・中学校	430,161	412,208	95.8%
9 津波対策	158,868	126,382	79.6%
9-1 河川管理施設	56,860	44,146	77.6%
9-2 海岸保全施設	102,008	82,236	80.6%
10 山崩れ対策	474,627	419,637	88.4%
10-1 砂防設備	80,243	68,518	85.4%
10-2 保安施設	143,988	127,845	88.8%
10-3 地すべり施設	76,804	71,293	92.8%
10-4 急傾斜地施設	156,598	138,039	88.1%
10-5 ため池	16,994	13,943	82.0%
合 計	2,322,122	2,016,317	86.8%

(注1) 実績見込額は、昭和55～平成21年度分については実績額、平成22,23年度分については実績見込額によって算出している。

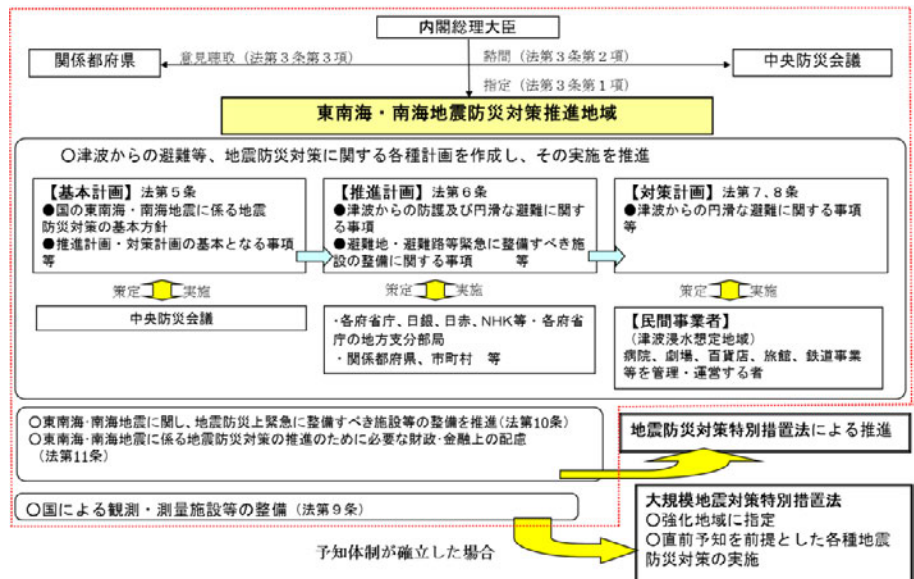
(注2) 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業全体の事業費を計上しているものもあり、もっぱら防災対策のみの事業費を計上したものではない。

(出典：内閣府資料)

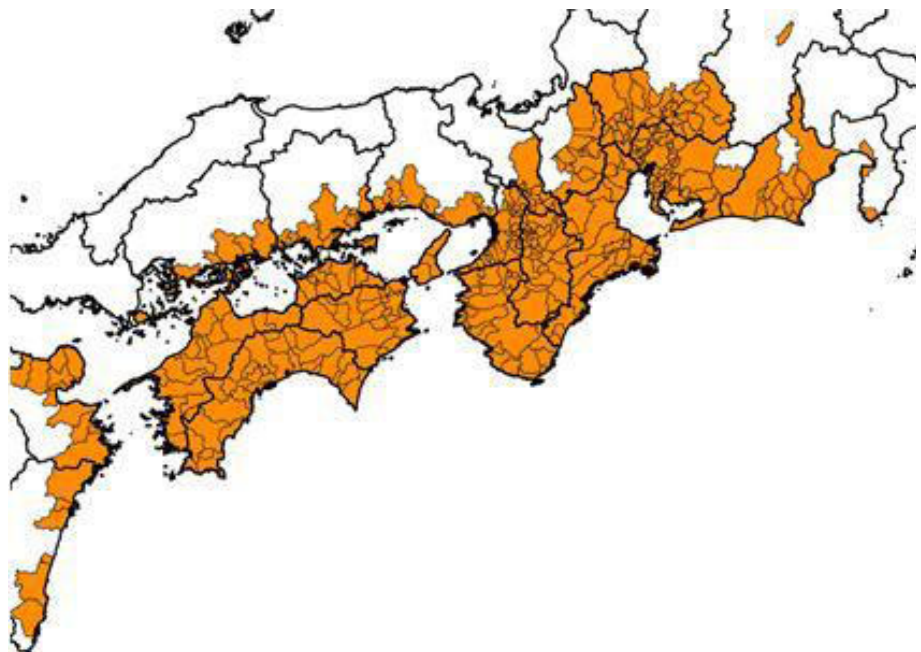
附属資料 42 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による東南海・南海地震対策

東南海・南海地震では、地震による強い揺れや津波により、極めて広域で甚大な被害が予想されることから、事前に計画的かつ着実に事前の防災対策を進める必要があるとして、議員立法により平成14年7月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、平成15年7月に施行された（附42－図表1）。この特別措置法においては、東南海・南海地震で著しい被害が予想される地域を「東南海・南海地震防災対策推進地域」（附42－図表2）として指定し、この推進地域内の地方公共団体、指定公共機関及び事業者等に対して津波からの避難対策等必要な防災対策に関する計画の策定を求めるとともに、国及び地方公共団体に地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等を求めている。また、観測施設等の整備や科学技術水準の向上により、東南海・南海地震の予知体制が確立された場合には、東南海地震と同様に大規模地震対策特別措置法を適用することとされている。

附42－図表1 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）



附42－図表2 東南海・南海地震防災対策推進地域



(出典：内閣府資料)

附属資料43 東南海・南海地震防災対策推進地域（市町村一覧，平成24年4月1日現在）

東京都	八丈町，小笠原村
長野県	諏訪市
岐阜県	岐阜市，大垣市，多治見市，関市，中津川市，美濃市，瑞浪市，羽島市，恵那市，美濃加茂市，土岐市，各務原市，可児市，山県市，瑞穂市，本巣市，海津市，岐南町，笠松町，養老町，垂井町，関ヶ原町，神戸町，輪之内町，安八町，揖斐川町，大野町，池田町，北方町，坂祝町，富加町，川辺町，七宗町，八百津町，白川町，東白川村，御嵩町
静岡県	静岡市，浜松市，沼津市，島田市，磐田市，焼津市，掛川市，藤枝市，袋井市，湖西市，御前崎市，菊川市，牧之原市，南伊豆町，吉田町，森町
愛知県	名古屋市，豊橋市，岡崎市，一宮市，瀬戸市，半田市，春日井市，豊川市，津島市，碧南市，刈谷市，豊田市，安城市，西尾市，蒲郡市，犬山市，常滑市，江南市，小牧市，稲沢市，新城市，東海市，大府市，知多市，知立市，尾張旭市，高浜市，岩倉市，豊明市，日進市，田原市，愛西市，清須市，北名古屋市，弥富市，みよし市，あま市， 長久手市 ，東郷町，豊山町，大口町，扶桑町，大治町，蟹江町，飛鳥村，阿久比町，東浦町，南知多町，美浜町，武豊町，幸田町
三重県 (全域)	津市，四日市市，伊勢市，松阪市，桑名市，鈴鹿市，名張市，尾鷲市，亀山市，鳥羽市，熊野市，いなべ市，志摩市，伊賀市，木曾岬町，東員町，菰野町，朝日町，川越町，多気町，明和町，大台町，玉城町，度会町，大紀町，南伊勢町，紀北町，御浜町，紀宝町
滋賀県	彦根市，長浜市，近江八幡市，甲賀市，野洲市，東近江市，米原市，日野町，竜王町，愛荘町，豊郷町，甲良町，多賀町
京都府	京都市，宇治市，城陽市，向日市，長岡京市，八幡市，京田辺市，木津川市，大山崎町，久御山町，井手町，宇治田原町，笠置町，和束町，精華町，南山城村
大阪府	大阪市，堺市，岸和田市，吹田市，泉大津市，高槻市，貝塚市，守口市，枚方市，茨木市，八尾市，泉佐野市，富田林市，寝屋川市，河内長野市，松原市，大東市，和泉市，柏原市，羽曳野市，門真市，摂津市，高石市，藤井寺市，東大阪市，泉南市，四條畷市，交野市，大阪狭山市，阪南市，島本町，忠岡町，熊取町，田尻町，岬町，太子町，河南町，千早赤阪村
兵庫県	神戸市，姫路市，尼崎市，明石市，西宮市，洲本市，芦屋市，相生市，加古川市，赤穂市，高砂市，南あわじ市，淡路市，たつの市，播磨町
奈良県 (全域)	奈良市，大和高田市，大和郡山市，天理市，橿原市，桜井市，五條市，御所市，生駒市，香芝市，葛城市，宇陀市，山添村，平群町，三郷町，斑鳩町，安堵町，川西町，三宅町，田原本町，曾爾村，御杖村，高取町，明日香村，上牧町，王寺町，広陵町，河合町，吉野町，大淀町，下市町，黒滝村，天川村，野迫川村，十津川村，下北山村，上北山村，川上村，東吉野村
和歌山県 (全域)	和歌山市，海南市，橋本市，有田市，御坊市，田辺市，新宮市，紀の川市，岩出市，紀美野町，かつらぎ町，九度山町，高野町，湯浅町，広川町，有田川町，美浜町，日高町，由良町，印南町，みなべ町，日高川町，白浜町，上富田町，すさみ町，那智勝浦町，太地町，古座川町，北山村，串本町
岡山県	岡山市，倉敷市，玉野市，笠岡市，備前市，瀬戸内市，浅口市，早島町
広島県	呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市
山口県	周防大島町

徳島県 (全域)	徳島市, 鳴門市, 小松島市, 阿南市, 吉野川市, 阿波市, 美馬市, 三好市, 勝浦町, 上勝町, 佐那河内村, 石井町, 神山町, 那賀町, 牟岐町, 美波町, 海陽町, 松茂町, 北島町, 藍住町, 板野町, 上板町, つるぎ町, 東みよし町
香川県 (全域)	高松市, 丸亀市, 坂出市, 善通寺市, 観音寺市, さぬき市, 東かがわ市, 三豊市, 土庄町, 小豆島町, 三木町, 直島町, 宇多津町, 綾川町, 琴平町, 多度津町, まんのう町
愛媛県 (全域)	松山市, 今治市, 宇和島市, 八幡浜市, 新居浜市, 西条市, 大洲市, 伊予市, 四国中央市, 西予市, 東温市, 上島町, 久万高原町, 松前町, 砥部町, 内子町, 伊方町, 松野町, 鬼北町, 愛南町
高知県 (全域)	高知市, 室戸市, 安芸市, 南国市, 土佐市, 須崎市, 宿毛市, 土佐清水市, 四万十市, 香南市, 香美市, 東洋町, 奈半利町, 田野町, 安田町, 北川村, 馬路村, 芸西村, 本山町, 大豊町, 土佐町, 大川村, いの町, 仁淀川町, 中土佐町, 佐川町, 越知町, 檮原町, 日高村, 津野町, 四万十町, 大月町, 三原村, 黒潮町
大分県	大分市, 別府市, 中津市, 佐伯市, 臼杵市, 津久見市, 豊後高田市, 杵築市, 宇佐市, 国東市, 姫島村, 日出町
宮崎県	宮崎市, 延岡市, 日南市, 日向市, 新富町, 門川町

※ 平成24年4月1日現在 1都2府18県 **414市町村**

← 1都2府18県 414市町村 (平成23年4月1日現在)

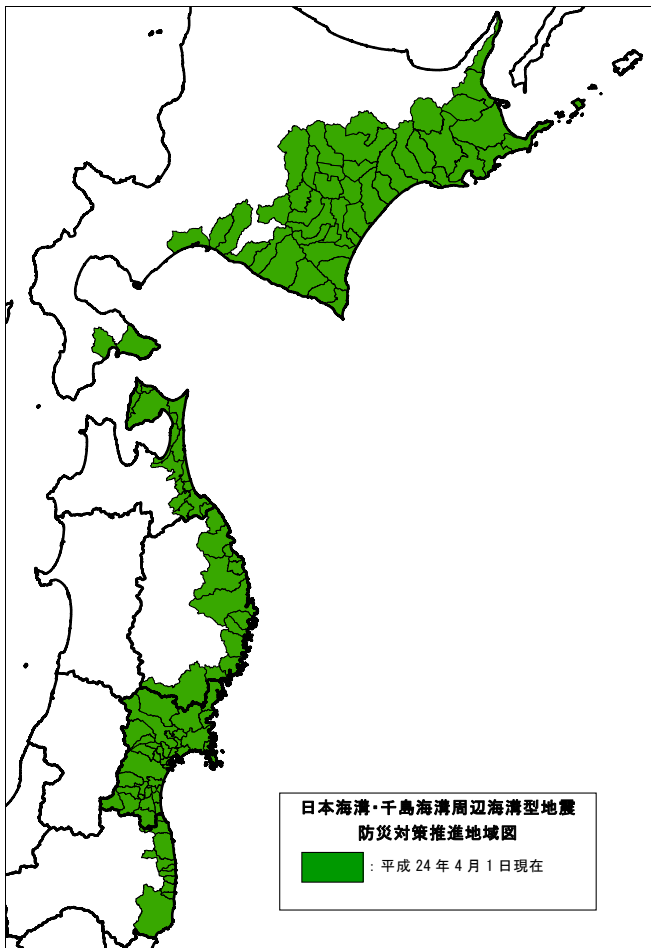
※ 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに合併等のあった市町

・ **長久手市 (H24. 1. 4)** ←長久手町

(出典：内閣府資料)

附属資料 4.4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（市町村一覧、平成24年4月1日現在）

北海道	函館市，釧路市，帯広市，苫小牧市，根室市，北斗市，勇払郡厚真町，同郡むかわ町，沙流郡日高町，新冠郡新冠町，浦河郡浦河町，様似郡様似町，幌泉郡えりも町，日高郡新ひだか町，河東郡音更町，同郡士幌町，同郡上士幌町，同郡鹿追町，上川郡新得町，同郡清水町，河西郡芽室町，同郡中札内村，同郡更別村，広尾郡大樹町，同郡広尾町，中川郡幕別町，同郡池田町，同郡豊頃町，同郡本別町，足寄郡足寄町，同郡陸別町，十勝郡浦幌町，釧路郡釧路町，厚岸郡厚岸町，同郡浜中町，川上郡標茶町，同郡弟子屈町，阿寒郡鶴居村，白糠郡白糠町，野付郡別海町，標津郡中標津町，同郡標津町，日梨郡羅臼町
青森県	八戸市，三沢市，むつ市，上北郡野辺地町，同郡六戸町，同郡横浜町，同郡東北町，同郡六ヶ所村，同郡おいらせ町，下北郡大間町，同郡東通村，同郡風間浦村，同郡佐井村，三戸郡五戸町，同郡南部町，同郡階上町
岩手県	宮古市，大船渡市，久慈市， 一関市 ，陸前高田市，釜石市，上閉伊郡大槌町，下閉伊郡山田町，同郡岩泉町，同郡田野畑村，同郡普代村，九戸郡野田村，同郡洋野町
宮城県 (全域)	仙台市，石巻市，塩竈市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市，大崎市，刈田郡蔵王町，同郡七ヶ宿町，柴田郡大河原町，同郡村田町，同郡柴田町，同郡川崎町，伊具郡丸森町，亶理郡亶理町，同郡山元町，宮城郡松島町，同郡七ヶ浜町，同郡利府町，黒川郡大和町，同郡大郷町，同郡富谷町，同郡大衡村，加美郡色麻町，同郡加美町，遠田郡涌谷町，同郡美里町，牡鹿郡女川町，本吉郡南三陸町
福島県	いわき市，相馬市，南相馬市，双葉郡広野町，同郡檜葉町，同郡富岡町，同郡大熊町，同郡双葉町，同郡浪江町，相馬郡新地町



※ 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による地震被害を防ぐため、著しい被害が生ずるおそれのある地域を「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」として指定したものを。

※ 平成24年4月1日現在 1都4県 **117市町村** ← 1都4県 118市町村（平成23年4月1日現在）

※ 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに合併等のあった市町

・ **一関市 (H23.9.26)** ← 一関市，東磐井郡藤沢町

（出典：内閣府資料）

附属資料 4.5 地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等

(全都道府県・平成23年度末現在。単位：百万円)

区分	第1次五箇年計画(平成8~12年度)			第2次五箇年計画(平成13~17年度)			第3次五箇年計画(平成18~22年度)			第4次五箇年計画(平成23~27年度)			
	計画額(a)	実績額(b)	進捗率(b)/(a)	計画額(c)	実績額(e)	進捗率(e)/(d)	計画額(g)	実績額(h)	進捗率(h)/(g)	事業規模(単位)(f)	計画額(i)		
1号 避難地	1,462,542	959,276	65.6%	3,168 ha	931,413	543,233	58.3%	2,515 ha	488,257	400,283	82.0%	1,317 ha	284,440
2号 避難路	1,481,509	1,105,639	74.6%	2,601 km	1,188,051	900,446	73.8%	1,405 km	952,865	625,957	65.7%	743 km	1,286,736
3号 消防用施設	917,213	697,067	76.0%	28,153箇所	540,784	297,301	55.0%	21,039箇所	448,460	246,745	55.0%	19,592箇所	638,177
4号 消防活動用道路	168,387	128,163	76.1%	161 km	119,329	92,958	77.9%	102 km	46,719	49,136	105.2%	54 km	23,394
5号 緊急輸送道路等	6,067,258	5,719,897	94.3%	3,920 km	5,267,908	4,242,139	80.5%	2,552 km	3,813,169	3,291,461	86.3%	1,981 km	2,515,618
5号-1 緊急輸送道路	5,555,626	5,355,365	96.4%	3,448 基	4,998,577	4,067,023	81.4%	2,439 基	3,557,657	3,106,165	87.3%	1,981 基	2,335,268
5号-2 緊急輸送交通管制施設	23,900	21,017	87.9%	1 箇所	16,855	8,473	50.3%	0 箇所	9,242	6,844	74.0%	2 箇所	117
5号-3 緊急輸送ヘリポート	6,327	2,094	33.1%	113 箇所	550	387	70.4%	100 箇所	198,676	136,895	68.9%	72 箇所	145,698
5号-4 緊急輸送港湾施設	359,671	237,940	66.2%	73 箇所	181,503	119,869	66.0%	43 箇所	47,594	41,558	87.3%	18 箇所	19,071
5号-5 緊急輸送漁港施設	121,734	103,481	85.0%	844 km	394,948	257,890	65.3%	591 km	259,420	175,571	67.7%	457 km	243,200
6号 共同溝等	261,385	275,928	105.6%	115 施設	391,016	277,721	71.0%	93 施設	239,424	150,877	63.0%	195 施設	550,549
7号 医療機関	784,899	526,548	67.1%	857 施設	280,028	176,408	63.0%	521 施設	114,756	56,400	49.1%	631 施設	117,057
8号 社会福祉施設	482,317	219,490	45.5%	-	-	-	-	995 学校	35,198	7,074	20.1%	1,411 学校	49,591
8の2号 公立幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	16,256 学校	3,077,544	1,399,624	45.5%	24,378 学校	2,253,985
9号 公立小中学校等	1,359,672	765,344	56.3%	5,840 学校	1,078,849	594,777	55.1%	264 学校	56,834	23,262	40.9%	392 学校	39,356
10号 公立特別支援学校等	84,577	29,685	35.1%	114 学校	32,094	12,070	37.6%	670 施設	62,975	24,429	38.8%	1,264 施設	266,765
11号 公的建造物	241,169	5,267	2.18%	29 施設	2,662	1,199	45.0%	491 箇所	237,787	182,911	76.9%	602 箇所	217,634
12号 海岸・河川施設	235,686	187,310	79.5%	334 箇所	272,744	225,598	82.7%	423 箇所	187,407	146,044	77.9%	488 箇所	160,221
12号-1 海岸保全施設	140,865	109,501	77.7%	215 箇所	196,496	146,699	74.7%	68 箇所	50,380	36,867	73.2%	114 箇所	57,413
12号-2 河川管理施設	94,821	77,809	82.1%	119 箇所	76,248	78,899	103.5%	10,504 箇所	1,069,686	976,742	91.3%	9,425 箇所	819,264
13号 砂防設備等	1,729,574	1,702,042	98.4%	14,332 箇所	1,622,048	1,339,438	82.6%	2,033 箇所	354,972	325,910	91.8%	2,004 箇所	298,271
13号-1 砂防設備	268,151	247,050	92.1%	2,278 箇所	436,635	409,636	93.8%	3,673 箇所	210,861	202,299	95.9%	2,954 箇所	134,451
13号-2 保安施設	409,216	469,126	114.6%	5,583 箇所	330,719	263,907	79.8%	1,151 箇所	158,479	160,883	101.5%	845 箇所	114,619
13号-3 地すべり防止施設	359,433	356,531	99.2%	1,651 箇所	275,558	219,200	79.5%	2,500 箇所	244,461	220,779	90.3%	2,586 箇所	191,377
13号-4 急傾斜地崩壊防止施設	522,261	497,690	95.3%	3,568 箇所	446,098	356,530	79.9%	1,147 箇所	100,913	66,870	66.3%	1,036 箇所	80,546
13号-5 ため池	170,513	131,645	77.2%	1,252 箇所	133,038	90,165	67.8%	78 箇所	60,905	34,277	56.3%	72 箇所	60,710
14号 地域防災拠点施設	162,319	102,857	63.4%	121 箇所	81,642	40,342	49.4%	5,844 箇所	239,525	78,112	32.6%	6,705 箇所	169,348
15号 防災行政無線設備	224,276	126,236	56.3%	1,702 箇所	126,944	38,693	30.5%	405 箇所	142,958	72,142	50.5%	457 箇所	112,291
16号 飲料水施設・電源施設等	221,622	126,320	57.0%	444 箇所	89,822	55,599	61.9%	296 箇所	4,081	888	20.5%	397 箇所	4,477
17号 備蓄倉庫	177,763	8,028	4.52%	437 箇所	10,338	5,292	51.2%	515 組	314	262	83.4%	304 組	891
18号 応急救護設備	3,595	659	18.3%	610 組	1,133	687	60.6%	7,839 ha	846,197	563,811	66.6%	7,238 ha	493,595
19号 老朽住宅密集市街地	2,814,605	1,431,714	50.9%	6,960 ha	1,725,532	916,981	53.1%	12,197,074	8,359,916	68.5%	10,147,076		
	18,503,368	14,117,470	76.3%		14,157,285	10,018,773	70.8%						

(注1) 第3次五箇年計画(平成18~22年度)の内容は、平成23年3月末現在のものである。ただし、岩手県、宮城県、及び福島県については、平成22年3月末現在である。

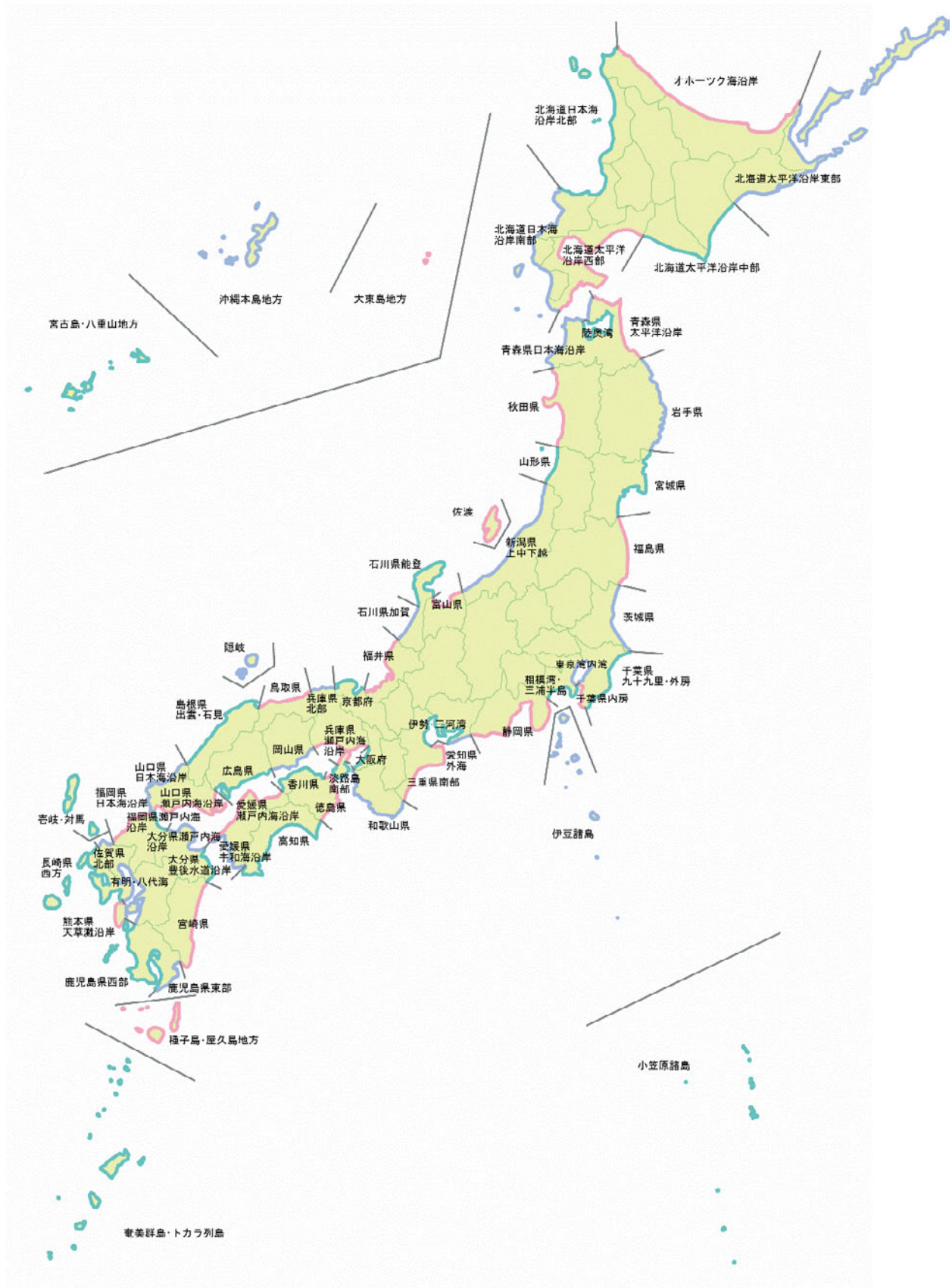
(注2) 第4次五箇年計画(平成23~27年度)の内容は、平成23年3月末現在のものである。

(注3) 各事業には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、都市基盤整備等、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業の全体の事業費を計上している。

(注4) 公立特別支援学校は、平成18年度までは公立盲学校、ろう学校又は養護学校である。

(出典：内閣府資料)

附属資料 46 津波予報区



(出典：気象庁資料)

附属資料47 火山防災対策の取組状況

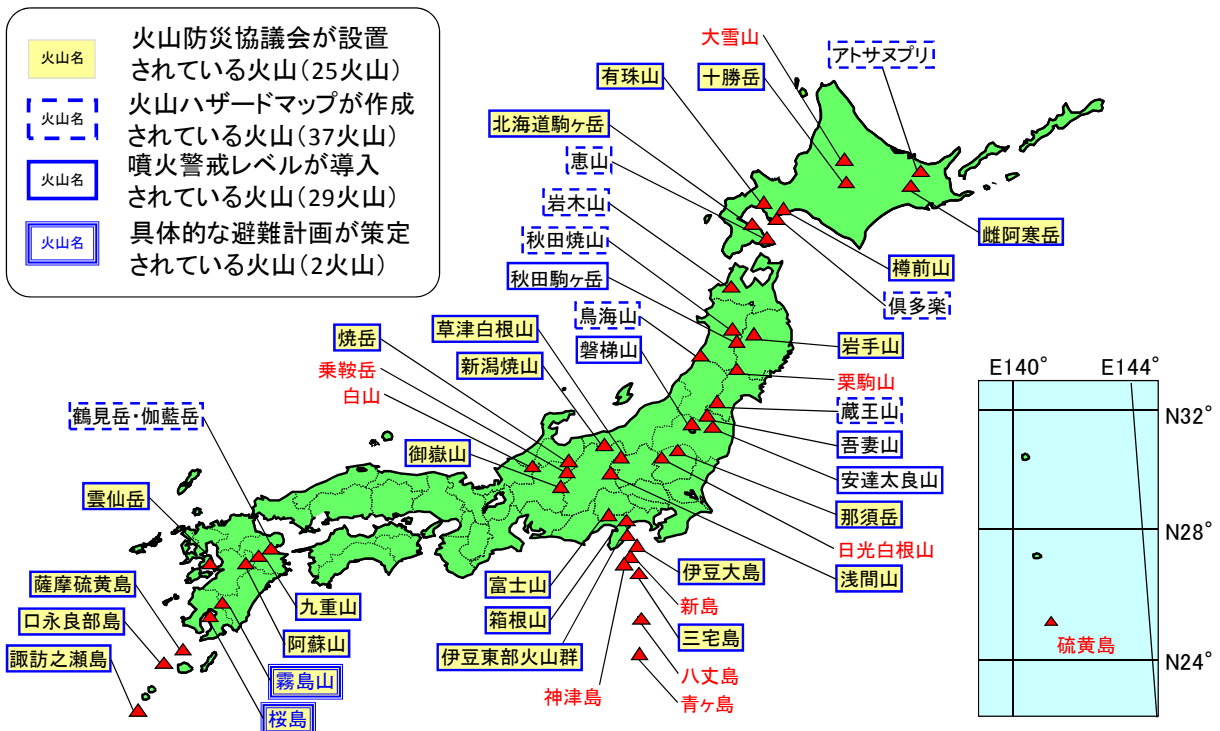
監視・観測体制の充実等が必要な火山として火山噴火予知連絡会によって選定された47火山

火山名	火山防災協議会設置火山	火山ハザードマップ整備火山	噴火警戒レベル導入火山	具体的で実践的な避難計画策定火山	火山名	火山防災協議会設置火山	火山ハザードマップ整備火山	噴火警戒レベル導入火山	具体的で実践的な避難計画策定火山
アトサヌプリ		○			焼岳	○	○	○	
雌阿寒岳	○	○	○		乗鞍岳				
大雪山					御嶽山	○	○	○	
十勝岳	○	○	○		白山				
樽前山	○	○	○		富士山	○	○	○	
倶多楽		○			箱根山	○	○	○	
有珠山	○	○	○		伊豆東部火山群	○	○	○	
北海道駒ヶ岳	○	○	○		伊豆大島	○	○	○	
恵山		○			新島				
岩木山		○			神津島				
秋田焼山		○			三宅島	○	○	○	
岩手山	○	○	○		八丈島				
秋田駒ヶ岳		○	○		青ヶ島				
鳥海山		○			硫黄島				
栗駒山					鶴見岳・伽藍岳		○		
蔵王山		○			九重山	○	○	○	
吾妻山		○	○		阿蘇山	○	○	○	
安達太良山		○	○		雲仙岳	○	○	○	
磐梯山		○	○		霧島山	○	○	○	○
那須岳	○	○	○		桜島	○	○	○	○
日光白根山					薩摩硫黄島	○	○		
草津白根山	○	○	○		口永良部島	○	○	○	
浅間山	○	○	○		諏訪之瀬島	○	○	○	
新潟焼山	○	○	○						

○火山防災協議会設置火山：25火山
○火山ハザードマップ整備火山：37火山

○噴火警戒レベル導入火山：29火山
○具体的で実践的な避難計画策定火山：2火山

(出典：内閣府ほか「噴火時等の避難に係る火山防災対策懇談会」資料)



(出典：内閣府資料)

【幼稚園教育要領（抄）】

第2章 ねらい及び内容

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

2 内容

- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

2 特に留意する事項

- (1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

【小学校学習指導要領（抄）】

第2章 各教科

第2節 社会

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年及び第4学年〕

2 内容

- (4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

3 内容の取扱い

- (4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

〔第5学年〕

2 内容

- (1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止

- (4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。

イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかわり

3 内容の取扱い

- (5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げることを。

〔第6学年〕

2 内容

- (2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

3 内容の取扱い

- (2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

第4節 理科

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年〕

2 内容

B 生命・地球

(3) 流水の働き

地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、**流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつ**ことができるようにする。

ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、**増水により土の様子が大きく変化する**場合があること。

(4) 天気の変化

1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、**天気の変化の仕方についての考えをもつ**ことができるようにする。

ア **雲の量や動きは、天気の変化と関係がある**こと。

イ 天気の変化は、映像などの**気象情報を用いて予想できる**こと。

3 内容の取扱い

(4) 内容の「B生命・地球」の(4)のイについては、**台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れる**ものとする。

〔第6学年〕

2 内容

B 生命・地球

(4) 土地のつくりと変化

土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、**土地のつくりと変化**についての考えをもつことができるようにする。

ウ 土地は、**火山の噴火や地震によって変化する**こと。

第5節 生活科

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1 目標

(1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心を持ち、地域のよさに気付き、愛着をもつことができるようにするとともに、**集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができる**ようにする。

2 内容

(1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、**通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができる**ようにする。

第6章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2 内容

〔共通事項〕

(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全
カ **心身ともに健康で安全な生活態度の形成**

〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、**安全な行動や規律ある集団行動の体得**、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

【中学校学習指導要領（抄）】

第2章 各教科

第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容

〔地理的分野〕

2 内容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、**自然災害と防災への努力を取り上げ**、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関

する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、**地域の自然災害に応じた防災対策が大切であること**などについて考える。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、**生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし**、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの(ア)から(エ)で示した日本の地域的特色については、指導に当たって内容の(1)の学習成果を生かすとともに、**日本の諸地域の特色について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。**

ウ ウについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 地域区分については、指導の観点や**学校所在地の事情などを考慮**して適切に決めること。

(イ) 指導に当たっては、**地域の特色ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究する**ようにすること。

(ウ) (ア)から(キ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。

エ エについては、**学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置付け実施すること。**その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようにすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容の(2)のウの中の**学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと。**

第4節 理科

第2 各分野の目標及び内容

[第2分野]

2 内容

(2) 大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

ア 火山と地震

(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き

地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。

ウ 日本の気象

(ア) 日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、**日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。**

(イ) 大気の動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を**日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けてとらえること。**

(7) 自然と人間

イ 自然の恵みと災害

(ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ アの(イ)については、**地震の現象面を中心に取り扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。**また、「**地球内部の働き**」については、**日本付近のプレートの動きを扱うこと。**

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ ウの(イ)については、**地球を取り巻く大気の動きにも触れること。**また、地球の大きさや大気の厚さにも触れること。

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ イの(ア)については、**地球規模でのプレートの動きも扱うこと。**また、「**災害**」

については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容

〔保健分野〕

2 内容

(3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。

ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかかわって発生すること。

ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

第8節 技術・家庭（家庭分野）

第2 各分野の目標及び内容

2 内容

C 衣生活・住生活と自立

(2) 住居の機能と住まい方について、次の事項を指導する。

イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2 内容

(2) 適応と成長及び健康安全

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

【高等学校学習指導要領（抄）】

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2 世界史B

2 内容

(1) 世界史への扉

ア 自然環境と人類のかかわり

自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察させ、世界史学習における地理的視点の重要性に気付かせる。

第5 地理A

2 内容

(2) 生活圏の諸課題の地理的考察

イ 自然環境と防災

我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技術を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

第5節 理科

第1 科学と人間生活

2 内容

(2) 人間生活の中の科学

エ 宇宙や地球の科学

(イ) 身近な自然景観と自然災害

身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

オ（中略）(イ)については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察、実験などを中心に扱うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してできたことにも触れること。「自然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動

と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。

第8 地学基礎

2 内容

(2) 変動する地球

エ 地球の環境

(イ) 日本の自然環境

日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ (中略) (イ) の「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

第9 地学

2 内容

(2) 地球の活動と歴史

イ 地球の歴史

(ア) 地表の変化

風化、侵食、運搬及び堆積の諸作用による地形の形成について理解すること。

(3) 地球の気象と海洋

ア 大気と気象

(イ) 大気の運動と気象

大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

イ 海洋と海水の運動

(イ) 海水の運動

海水の運動や循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ (中略) イの (ア) については、段丘や海底堆積物も扱うこと。

ウ (中略) (イ) の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧・低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気の安定・不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

(中略) (イ) の「海水の運動や循環」については、波浪や潮汐も扱うこと。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

(1) 現代社会と健康

エ 交通安全

交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の (1) のエについては、二輪車及び自動車を中心に上げるものとする。また、自然災害などによる障害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

2 内容

(2) 適応と成長及び健康安全

ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

(出典：文部科学省資料)

附属資料49 1900年以降の主な自然災害の状況（世界）

年	災害の種類	国名（地域名）	死者・行方不明者数 （概数）
1900	ハリケーン	米国，テキサス	6,000
1902	火山噴火	マルティニク（西インド，プレー山）	29,000
1902	火山噴火	グアテマラ，サンタマリア火山	6,000
1906	台風／津波	香港	50,000
1906	地震	台湾	6,000
1906	地震／火災	米国，サンフランシスコ	1,500
1908	地震	イタリア，シシリー	75,000
1911	火山噴火	フィリピン，タール火山	1,300
1915	地震	イタリア，中部	30,000
1916	地すべり	イタリア，オーストリア	10,000
1919	火山噴火	インドネシア，クルー火山	5,200
1920	地震／地すべり	中国，甘肅省	200,000
1923	地震／火災	日本，関東	143,000
1927	地震	日本，北丹後	2,930
1928	ハリケーン／洪水	米国，フロリダ	2,000
1930	火山噴火	インドネシア，メラピ火山	1,400
1932	地震	中国，甘肅省	70,000
1933	津波	日本，三陸	3,000
1935	地震	インド，バルチスタン	60,000
1939	地震／津波	チリ	30,000
1943	地震	日本，鳥取	1,083
1944	地震	日本，東南海	1,200
1945	地震	日本，愛知	2,300
1945	台風	日本，西日本	3,700
1946	地震／津波	日本，南海	1,400
1947	台風	日本，東北以北	1,900
1948	地震	日本，福井	3,900
1948	地震	トルクメニスタン（旧ソ連）	100,000
1949	洪水	中国	57,000
1949	地震／地すべり	タジキスタン共和国（旧ソ連）	20,000
1951	火山噴火	パプアニューギニア，ラミントン山	2,900
1953	洪水	日本，九州	1,000
1953	洪水	日本，本州	1,100
1953	洪水	北海沿岸	1,800
1954	台風	日本	1,700
1954	洪水	中国	40,000
1965	サイクロン	バングラデシュ	57,000
1968	地震	イラン，北西部	12,000
1970	地震／地すべり	ペルー，北部	70,000
1970	サイクロン	バングラデシュ	500,000
1971	サイクロン	インド・オリッサ	10,000
1976	地震	中国，天津～唐山	250,000
1976	地震	グアテマラ	24,000

年	災害の種類	国名（地域名）	死者・行方不明者数 （概数）
1977	サイクロン	インド， アンドラ・プラデシュ州	20,000
1978	地震	イラン， 北東部	25,000
1982	火山噴火	メキシコ， エルチチョン火山	17,000
1985	サイクロン	バングラデシュ	10,000
1985	地震	メキシコ， メキシコ市	10,000
1985	火山噴火	コロンビア， ネバド・デル・ルイス火山	22,000
1986	有毒ガス	カメルーン西部， ニオス湖	1,700
1986	地震	エルサルバドル， サンサルバドル市	1,000
1987	地震	エクアドル北西部	5000
1987	洪水	バングラデシュ	1,000
1988	地震	インド， ネパール	1,000
1988	地震	中国， 雲南省	1,000
1988	洪水	バングラデシュ	2,000
1988	地震	アルメニア共和国（旧ソ連）	25,000
1989	洪水／地すべり	中国， 四川省他	2,000
1989	洪水	インド	1,000
1990	地震	イラン	41,000
1990	地震	フィリピン	2,000
1991	サイクロン	バングラデシュ	140,000
1991	洪水	中国， 江蘇省他	1,900
1991	台風	フィリピン	6,000
1992	洪水	パキスタン	1,300
1992	地震／津波	インドネシア	2,100
1993	洪水	インド	1,200
1993	洪水	ネパール	1,800
1993	地震	インド	9,800
1994	台風・洪水	中国南部6省	1,000
1994	豪雨・洪水	インド	2,000
1994	熱帯性暴風	ハイチ	1,100
1995	地震	日本	6,300
1995	洪水	中国	1,200
1995	地震	ロシア	1,800
1996	洪水／台風	中国南部7省， 北部及び北西部5省	2,800
1996	熱帯性暴風雨／洪水	ベトナム	1,000
1997	地震	イラン	1,600
1997	洪水	インド	1,400
1997	洪水	ソマリア	2,000
1997	台風	ベトナム	3,700
1998	地震	アフガニスタン	2,300
1998	洪水	中国	3,700
1998	地震	アフガニスタン	4,700
1998	洪水／地すべり	インド	3,000
1998	サイクロン	インド	2,900
1998	洪水	バングラデシュ	1,000
1998	津波	パプアニューギニア	2,600

年	災害の種類	国名（地域名）	死者・行方不明者数 （概数）
1998	ハリケーン	ニカラグア	3,300
1998	ハリケーン	ホンジュラス	13,700
1999	地震	コロンビア	1,200
1999	地震	トルコ	15,500
1999	地震	台湾	2,300
1999	サイクロン	インド	9,500
2000	洪水	ベネズエラ	30,000
2001	地震	インド	20,000
2001	地震	エルサルバドル	1,200
2003	地震	アルジェリア	2,300
2003	地震	イラン	26,800
2004	洪水	ハイチ	2,700
2004	ハリケーン	米国, ジャマイカ, プエルトリコ, ハイチ	3,000
2004	地震・津波	スリランカ, インドネシア, モルディブ, インド, タイ, マレーシア, ミャンマー, セイシェル, ソマリア, タンザニア, バングラデシュ, ケニア	226,000以上
2005	洪水／地すべり	インド	1,500
2005	ハリケーン	米国	5,300
2005	暴風雨	インド, バングラデシュ	4,000
2005	ハリケーン／洪水	グアテマラ, エルサルバドル, メキシコ, コスタリカ, ニカラグア	1,600
2005	地震	パキスタン, インド, アフガニスタン	75,000
2006	地すべり	フィリピン	1,100
2006	地震／火山噴火	インドネシア	5,800
2006	台風	フィリピン	1,500
2007	大雨, 洪水	インド	1,800
2007	サイクロン	バングラデシュ	4,200
2008	サイクロン	ミャンマー	138,400
2008	地震	中国	87,200
2008	洪水	インド	2,700
2009	地震	インドネシア	1,200
2009	洪水	インド	1,200
2010	地震	ハイチ	222,500
2010	地震	中国	3,000
2010	洪水	パキスタン	2,000
2010	豪雨・土石流	中国	1,800
2011	地震・津波	日本	19,000
2011	台風	フィリピン	1,400

出典：“EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database – www.emdat.net – Université catholique de Louvain – Brussels – Belgium.” (2012/4/12現在)ほかの発表等で確認できるものを基に内閣府作成